

「本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）」に対する意見と市の考え方（案）

「本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：平成 29 年 12 月 4 日（月）～平成 30 年 1 月 4 日（木）
2. 意見等の受付人数：2 人 2 件（提出方法の内訳：郵送 1 人、電子メール 1 人）
3. 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	<p>【59 ページ （2）認知症関連施策の充実】</p> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第 2 号被保険者への支援について、住民への啓発、介護保険関係者への研修を行い、それらの人の早期発見・早期診断、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度につなげることを計画に記してください。</p>	<p>本計画における認知症関連施策では、認知症の方に加え、若年性認知症や脳血管疾患が原因の高次脳機能障害である第 2 号被保険者の方まで広く対象としています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、以下のとおり計画の各項目で対応していると考えております。</p> <p>① 住民への啓発、介護保険関係者への研修については、第 4 章計画の具体的な取り組み 方針 2 在宅医療・認知症ケアの推進〈医療〉（2）認知症関連施策の充実における施策の展開での記載及び今後の取り組みの具体的事業「認知症ケアパスの作成と普及」、「高齢者の権利擁護の啓発」の中で記載をしております。</p> <p>② 早期発見、早期診断についても、①に掲げた今後の取り組みの具体的事業「認知症初期集中支援チーム」、「認知症の早期発見・早期対応」の中で記載をしております。</p>

		<p>③ ご意見にあります、若年性認知症や高次脳機能障害の方への支援については、①に掲げた今後の取り組みの具体的事業「認知症ケアパスの作成と普及」、「認知症の人を見守るネットワークの構築」での記載及び第4章 方針5 介護サービスの充実による安心基盤づくり〈介護〉(3) 情報提供・相談体制の充実における今後の取り組みの具体的事業「地域包括支援センターの情報提供体制の充実」といった取り組みの中で障害福祉サービス等へ適切につなげて参ります。</p>
<p>②</p>	<p>【50～62 ページ 第4章 計画の具体的な取り組み】</p> <p>具体的な取り組み内容は、多岐に亘っています。大きく分類すると行政課題、医師等の専門職課題と市民自身の取り組み課題があります。</p> <p>特に、市民の課題として「自助」はもちろん「互助」の課題が多くあります。「互助」の課題は、永年継続している「はにとれ※」のように、「市民運動」が必要です。「市民運動」は市民が市民のために行動する、ことだと思っています。</p> <p>課題を吟味して一課題ずつ「市民運動」として展開することが、「継続への道」と思います。</p> <p>(※はにとれ…筋力アップトレーニングの愛称。)</p>	<p>ご意見のとおり、高齢者の保健福祉の推進には市民の方の活動が大変重要になると考えます。</p> <p>取り組みの実施にあたっては、市や市民、関係機関・団体等が連携を強化するとともに、ボランティア活動等の支援を進めて参ります。</p>

本庄市
第 8 次高齢者保健福祉計画
及び第 7 期介護保険事業計画
(案)

平成 30 年 3 月
本 庄 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の目的.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	4
6 介護保険制度の改正内容.....	5
7 地域包括ケアシステム.....	7
8 日常生活圏域.....	9
第2章 高齢者を取り巻く状況	11
1 人口・世帯の状況.....	11
2 介護保険サービスの利用状況.....	13
3 アンケート調査結果から見た現状.....	16
4 関係団体・機関ヒアリング結果.....	37
5 課題のまとめ.....	39
第3章 計画の基本方針	45
1 2025年の高齢化のさらなる進行への対応.....	45
2 計画の基本方針.....	45
3 基本方針に基づく施策の体系.....	49

第4章	計画の具体的な取り組み	50
	基本方針 地域包括ケアシステムの深化と推進	50
	方針1 健康寿命の延伸と生きがいつくりの推進<予防>	53
	方針2 在宅医療・認知症ケアの推進<医療>	58
	方針3 高齢者が地域で暮らす体制づくり<生活支援>	62
	方針4 安心して暮らせる環境の整備<住まい>	68
	方針5 介護保険サービスの充実による安心基盤づくり<介護>	73
	各事業数値目標一覧	78
第5章	介護保険給付・事業費等の見込み	85
	1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ	85
	2 介護保険事業の対象者数の推計	86
	3 介護保険サービス利用量・事業量の見込み	87
	4 介護保険事業費の見込み	92
	5 第1号被保険者の介護保険料の設定	95
第6章	計画の推進体制	99
	1 総合的な高齢者保健福祉施策を推進するための体制づくり	99
	2 計画を推進するための役割分担	101
資料編		104
	1 中長期的な高齢者の状況の推移	104
	2 介護保険サービス（予防給付・介護給付）の種類と概要	113
	3 用語解説	117
	4 計画策定組織	122
	5 策定経過	126



計画策定にあたって

1 計画策定の背景

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、平成28年10月1日現在、高齢化率は27.3%となっています。本市でも、平成27年に団塊の世代が65歳を迎えて以降、高齢者人口はますます増加し、今後も、高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。また、平均寿命が伸びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。平成28年7月に厚生労働省に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、この仕組みをさらに強化し、高齢者に限らず、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民が「我が事」として取り組む仕組みと、市町村が「丸ごと」相談できる体制づくりの推進を掲げています。

本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「本庄市第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を策定しています。平成29年度には、計画期間（平成27年度～29年度）が終了することから、国や埼玉県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる平成37年（2025年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の深化と推進をめざす新たな計画を策定します。

2 計画策定の目的

本計画は、本市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

3 計画の位置づけ

＜ 法的位置づけ ＞

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき、本市における高齢者の福祉の増進を図るために定める「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第 117 条に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものです。

＜ 市の上位・関連計画との位置づけ ＞

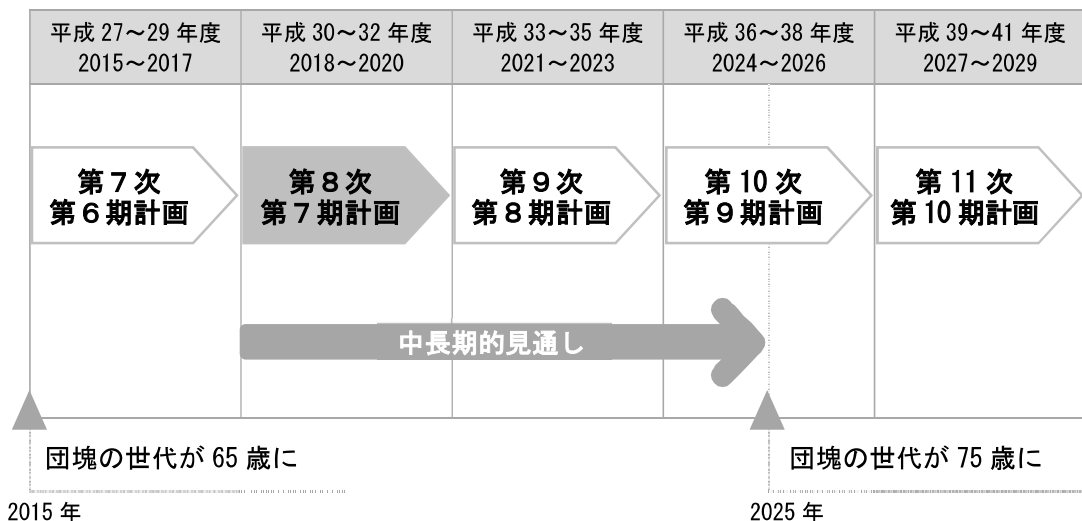
平成 30 年度（2018 年度）からの 10 年間を計画期間とする本庄市総合振興計画を上位計画とし、本市及び国・県の関連計画との調和を図り、本庄市地域福祉計画の理念に基づき策定する計画です。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳になる平成 37 年（2025 年）までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

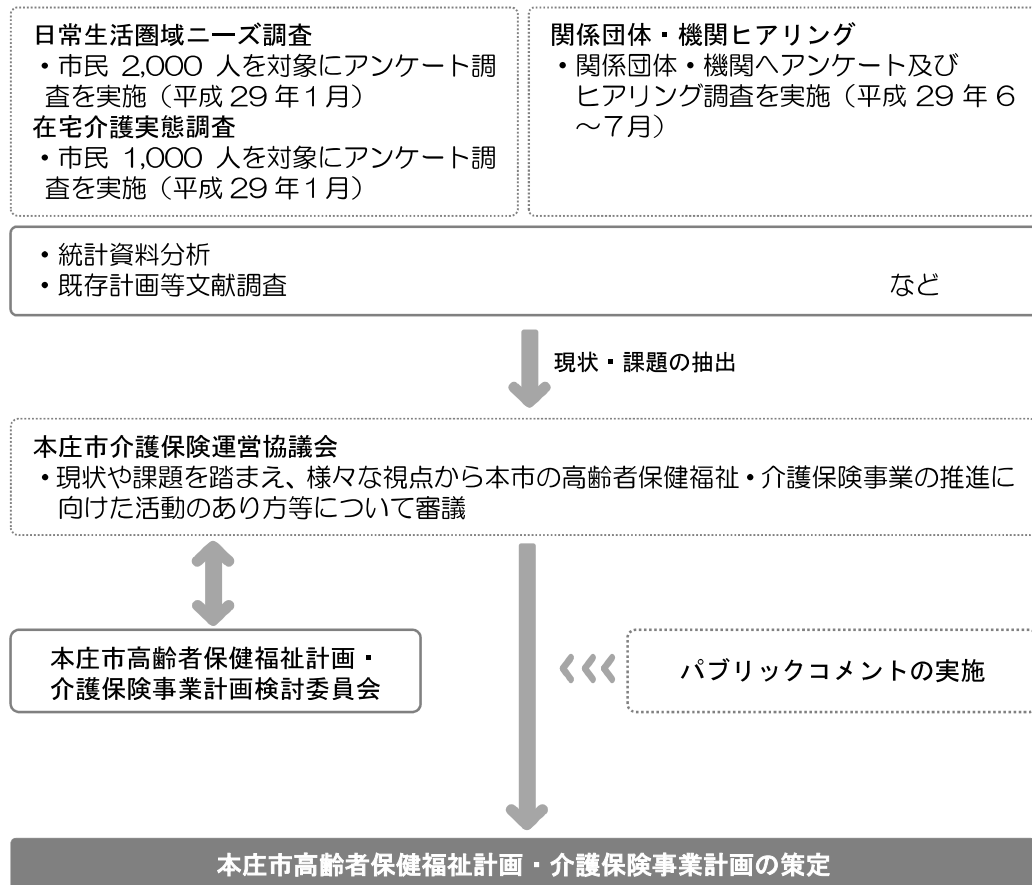
具体的には、国勢調査などから推計される平成 32 年（2020 年）及び平成 37 年（2025 年）における高齢者人口などを基に、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。



5 計画の策定体制

本計画は、有識者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者、費用負担関係者から構成される「本庄市介護保険運営協議会」において審議し、答申を受けて策定しました。また、庁内関係課職員で構成される「本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会」において、本庄市介護保険運営協議会に対する資料の提供、計画内容に関する庁内調整等を行いました。

さらに、65歳以上の市民等を対象に実施した「日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査」や、関係団体・機関ヒアリング及びパブリックコメントの実施等を通じ、広く市民の意見の反映に努めました。



※ は、市民参加による策定プロセスを示す。

6 介護保険制度の改正内容

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。第7期計画に合わせて行われる今回の制度改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、改正が行われています。

主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- ・ 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- ・ 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、以下の内容を法律により制度化。
 - ① データに基づく課題分析と対応
(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与

※主な法律事項

- ・ 介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・ 介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・ 都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・ 介護保険事業(支援)計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(2) 新たな介護保険施設の創設

- ・ 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設である介護医療院を創設する。
- ・ 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

②この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。
- ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。

③地域福祉計画の充実

- ・ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

④新たに共生型サービスを位置づけ

- ・ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。

(4) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・ 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。【平成 30 年（2018 年）8 月施行】

(5) 介護納付金における総報酬割の導入

- 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成29年8月分より実施】

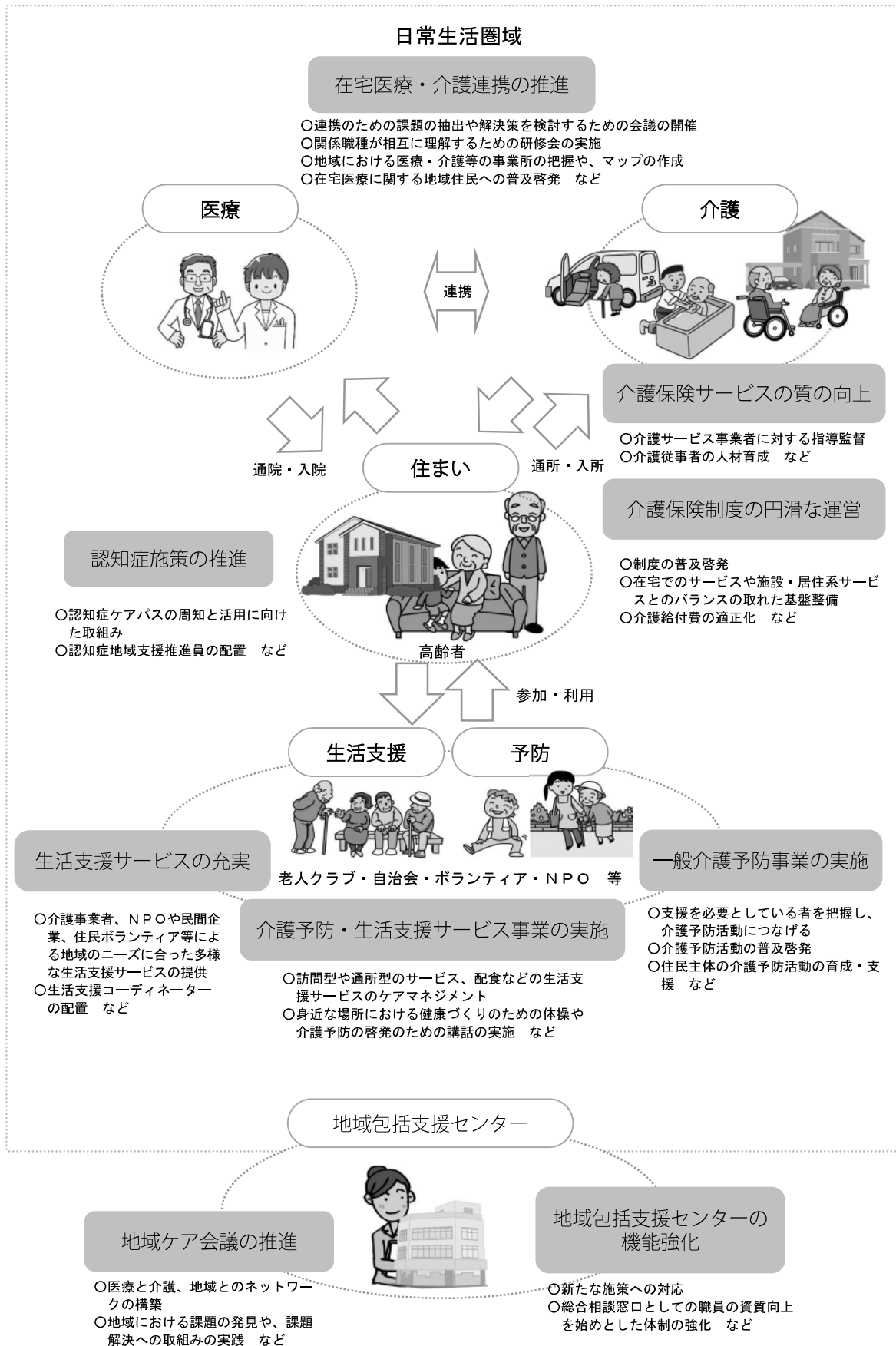
7 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



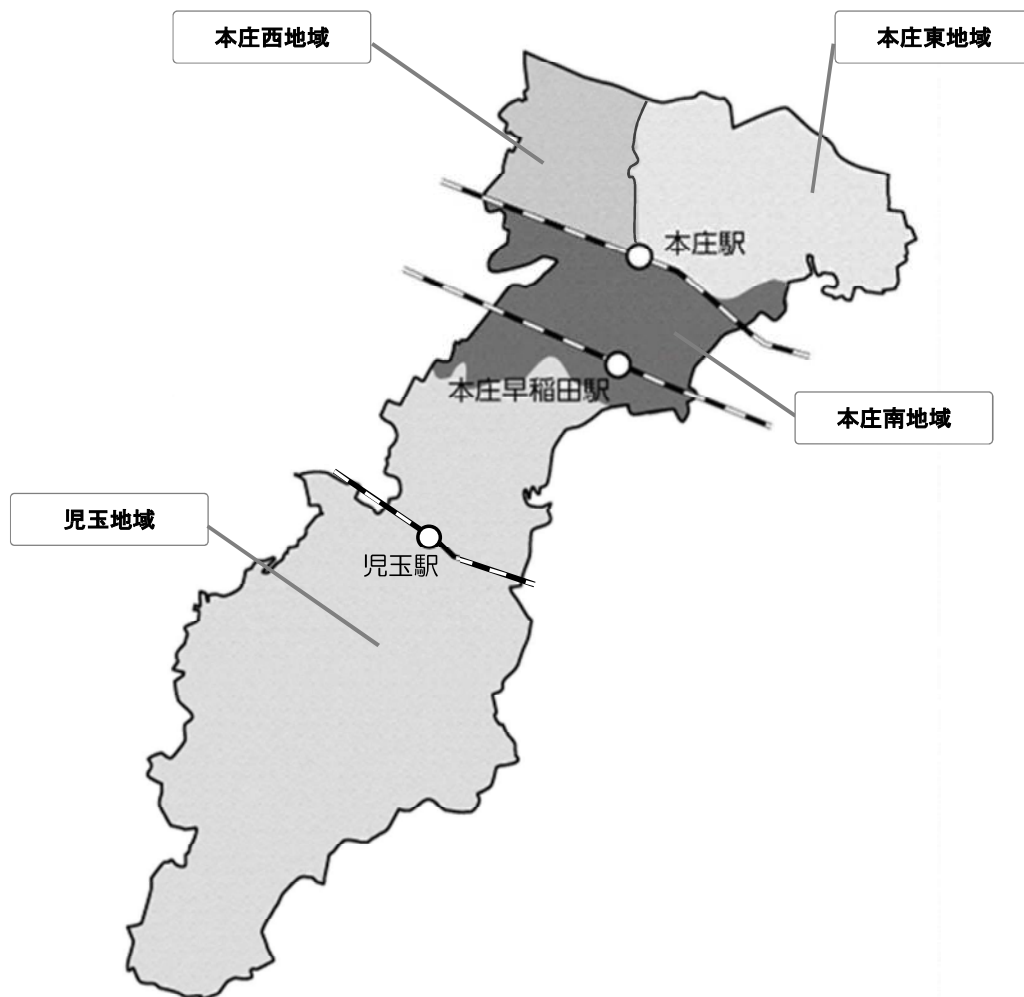
8 日常生活圏域

高齢者や要介護認定者を支える「地域包括ケア」推進の枠組みとして、本市では、地理的・社会的特性等を考慮し、中学校通学区を参考にした4つの圏域を日常生活圏域として設定しています。

各圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、身近な相談を含めた包括的支援事業や、要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを一体的に行ってまいりました。

本計画期間においても、現状を踏まえ、中学校通学区を参考にした4圏域を日常生活圏域として設定し、高齢者支援の推進を図ります。

図 本市の日常生活圏域



各日常生活圏域の概況

【本庄西地域】

圏域のデータ (平成 29 年 10 月 1 日現在)				
人口	17,190 人	高齢者人口	4,851 人	高齢化率 28.2%
圏域の概要				
<ul style="list-style-type: none"> 人口は市街地域に集中し、市内で最も高齢化率が高い地域で、特に中心部では、少子化と高齢者の単身化が顕著となっています。 商業施設の撤退などによる買い物難民等の福祉課題が顕在化してきています。 単身高齢者等の見守り対象世帯が多く、自治会や民生委員等を中心にサロン活動の普及が見られ、近年小地域での福祉活動が活発化しています。 				

【本庄東地域】

圏域のデータ (平成 29 年 10 月 1 日現在)				
人口	17,810 人	高齢者人口	4,872 人	高齢化率 27.4%
圏域の概要				
<ul style="list-style-type: none"> 市街地域の高齢化率は低いが、高齢者に占める単身者の割合は高く、高齢者のおよそ 4 人に 1 人が一人世帯となっています。 郊外地域は、市内でも高齢化率が高い一方で、高齢者に占める単身者の割合は比較的低く、市街地域とは対照的となっています。 平成 27 年頃から、郊外地域を中心にサロン活動が活発化していて、最近では、市街地域でもサロン活動が徐々に広がり始めています。 				

【本庄南地域】

圏域のデータ (平成 29 年 10 月 1 日現在)				
人口	23,586 人	高齢者人口	5,994 人	高齢化率 25.4%
圏域の概要				
<ul style="list-style-type: none"> 市内で人口が集中している地域で、最も高齢化率の低い地域です。 JR 本庄駅南に広がる市街地域と JR 本庄早稲田駅北側の新興地域では、高齢者世帯に占める単身者の割合は非常に高くなっています。 郊外には古くからのサロンが活動しています。また、この数年間で郊外地域を中心に新規のサロンが活動を開始しています。 				

【児玉地域】

圏域のデータ (平成 29 年 10 月 1 日現在)				
人口	20,214 人	高齢者人口	5,564 人	高齢化率 27.5%
圏域の概要				
<ul style="list-style-type: none"> JR 八高線児玉駅を中心とする市街地域と、その周辺に広がる郊外地域、人口が少なく地域の南部に位置する山間地域とからなり、最も地域内の差異がある地域です。 市街地域と、郊外地域や山間地域には人口や生活上の利便性に格差が見られ、特に山間地域では、過疎化の傾向が顕著になっており、交通等の福祉課題が顕在化してきています。 平成 18 年の合併後、山間地域からサロン活動が一気に広まり、郊外地域でも、サロンの開設が急速に進みました。最近では市街地域にもサロンができ始めています。 				

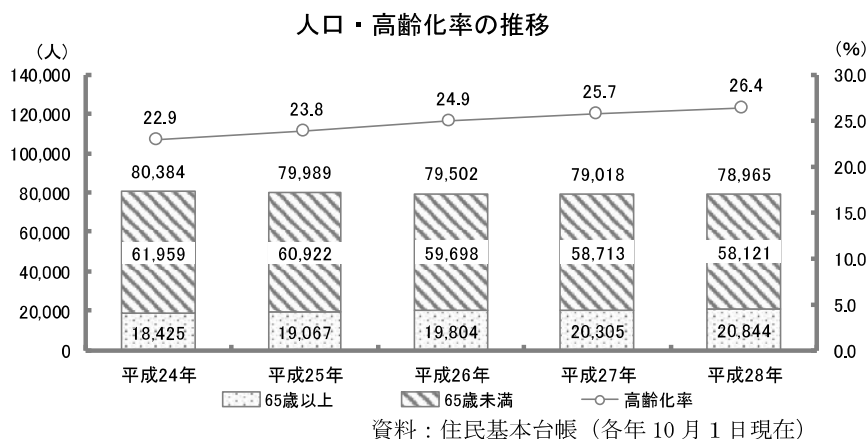
第2章

高齢者を取り巻く状況

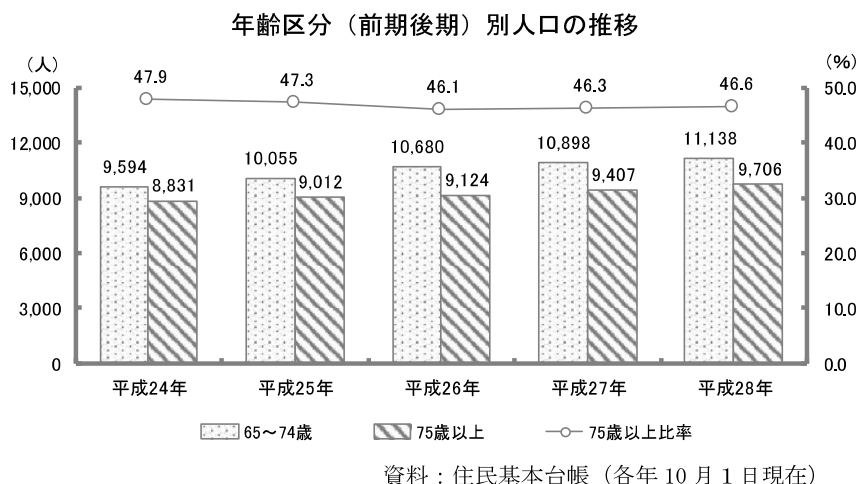
1 人口・世帯の状況

(1) 高齢者人口の推移

住民基本台帳によると、本市の人口（各年10月）は、平成24年に80,384人でしたが、平成25年に8万人を下回り、平成28年には78,965人となっています。また、65歳以上人口は、平成24年以降増加し、高齢化率は、毎年1ポイント程度上昇しており、平成28年10月現在26.4%となっています。

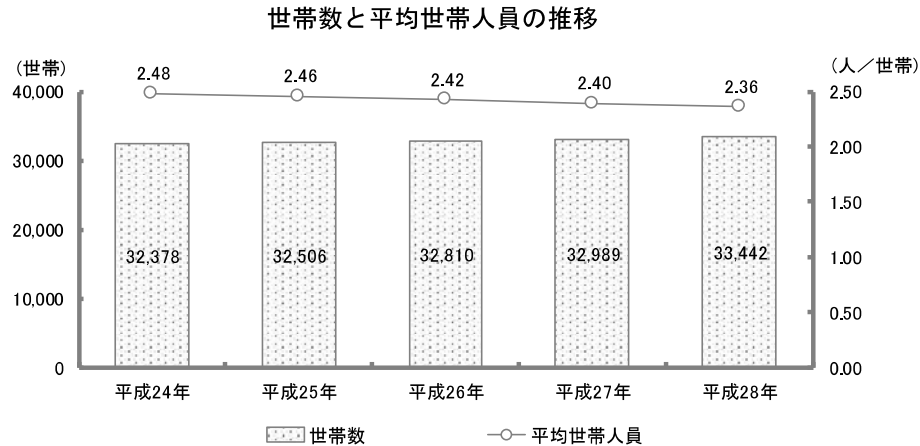


高齢者人口を前後期別にみると、前期高齢者（65～74歳）の増加が大きく、高齢者全体に対する75歳以上の割合は、平成26年までは減少していますが、以降は横ばいで推移しています。



(2) 世帯数の推移

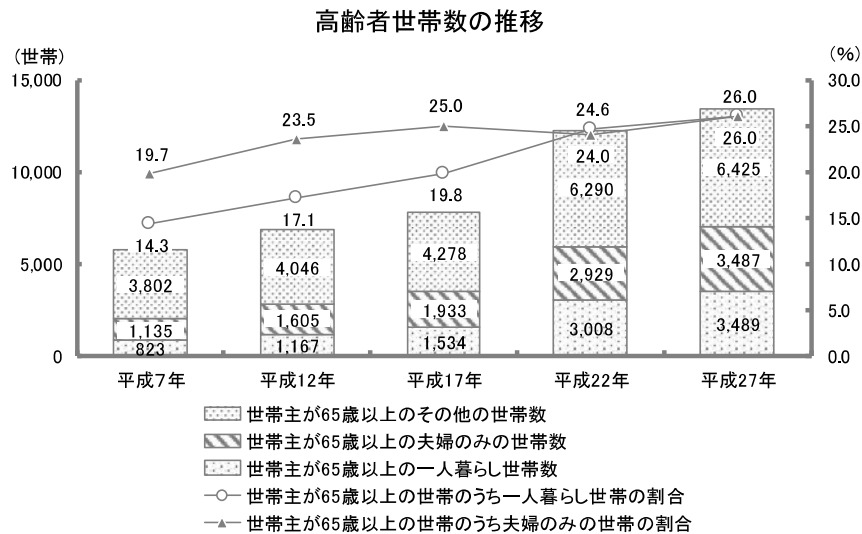
住民基本台帳による世帯数の推移をみると、平成24年から増加傾向にあり平成28年で33,442世帯となっています。また、平均世帯人員は、減少しており平成28年では2.36人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 高齢者世帯の推移

国勢調査による高齢者世帯数の推移をみると、平成22年に急激に増加し平成17年に比べて約5,000世帯増加しており、平成27年では13,401世帯となっています。また、夫婦のみの世帯の割合は平成17年以降横ばいとなっていますが、一人暮らし世帯の割合は増加しています。

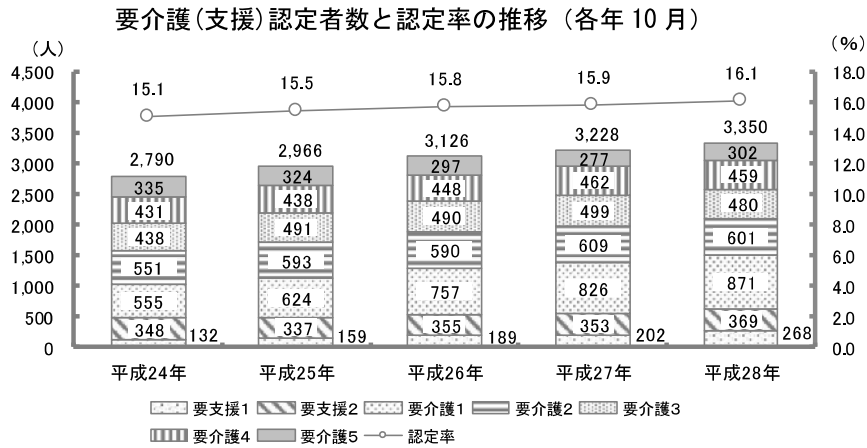


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 介護保険サービスの利用状況

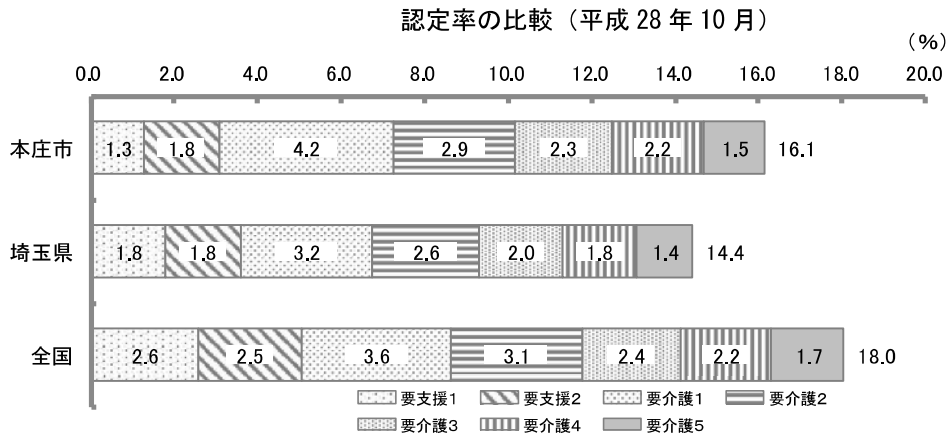
(1) 要介護認定者数の推移

要介護（支援）認定者数は、年々増加しており、平成28年では3,350人となっています。それに伴い、認定率（第2号被保険者を除く要介護（支援）認定者数に対する第1号被保険者の割合）は上昇しています。



※各年10月実績。認定率＝要介護認定者（第2号被保険者を除く）／第1号被保険者数。
資料：介護保険事業状況報告 月報／厚生労働省

平成28年10月の認定率は、埼玉県平均よりも1.7ポイント高く、全国平均よりも1.9ポイント低い16.1%となっています。

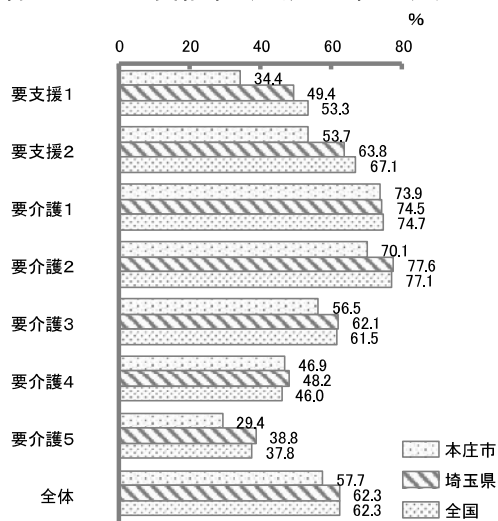


資料：介護保険事業状況報告 月報／厚生労働省

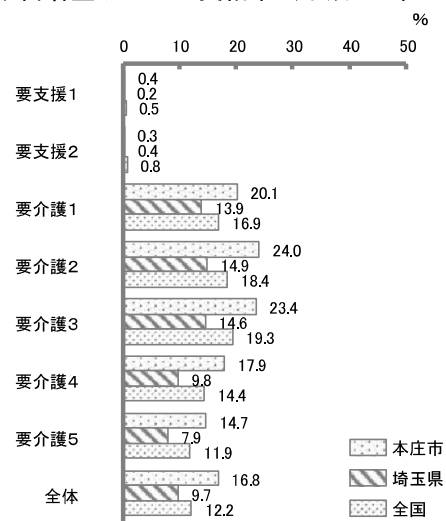
(2) 介護度別サービスの利用状況

サービスの利用状況をみると、居宅サービス、施設サービスの受給率は、埼玉県平均、全国平均と同程度となっています。また、地域密着型サービスの受給率は埼玉県平均、全国平均よりもやや高くなっています。

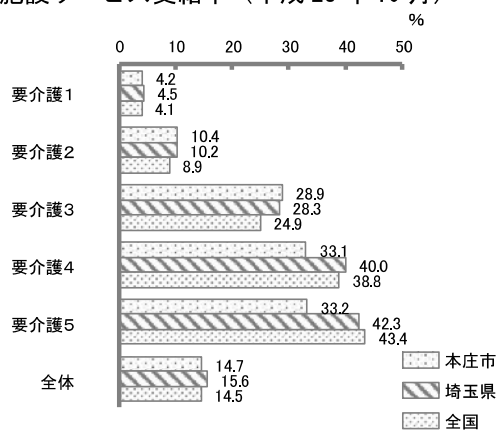
居宅サービス受給率（平成 28 年 10 月）



地域密着型サービス受給率（平成 28 年 10 月）



施設サービス受給率（平成 28 年 10 月）



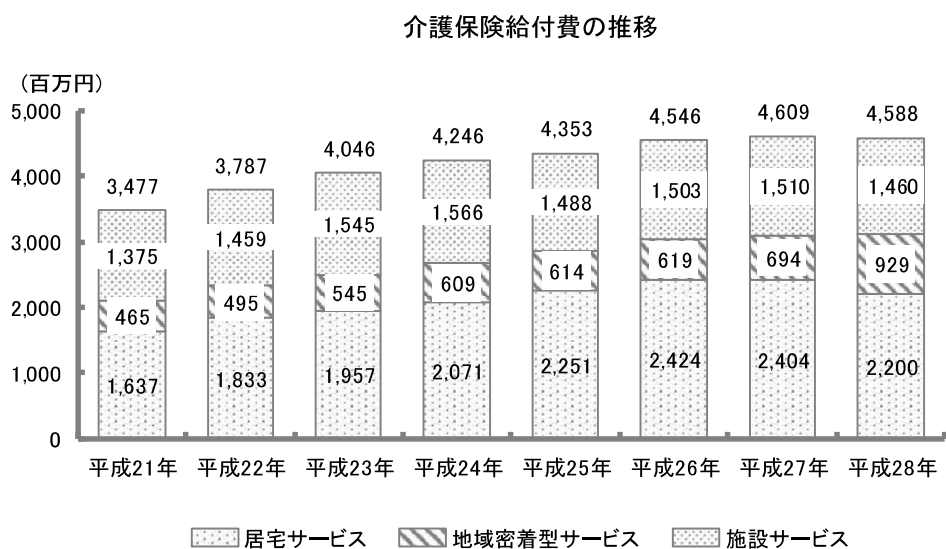
※サービス受給率＝受給者／要介護認定者。

資料：介護保険事業状況報告 月報／厚生労働省

(3) 給付費の推移

給付費の推移をみると、平成27年までは毎年増加していましたが、平成28年度は前年とほぼ同程度となっており総給付費は約45億9千万円になっています。

また、給付費における地域密着型サービスの占める割合が年々増加しており、平成28年度は総給付費の約20%となっています。(平成28年4月から利用定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行)



※項目別の給付費は千円未満を四捨五入しているため、項目の合計が総額と一致しない場合があります。

資料：介護給付実績

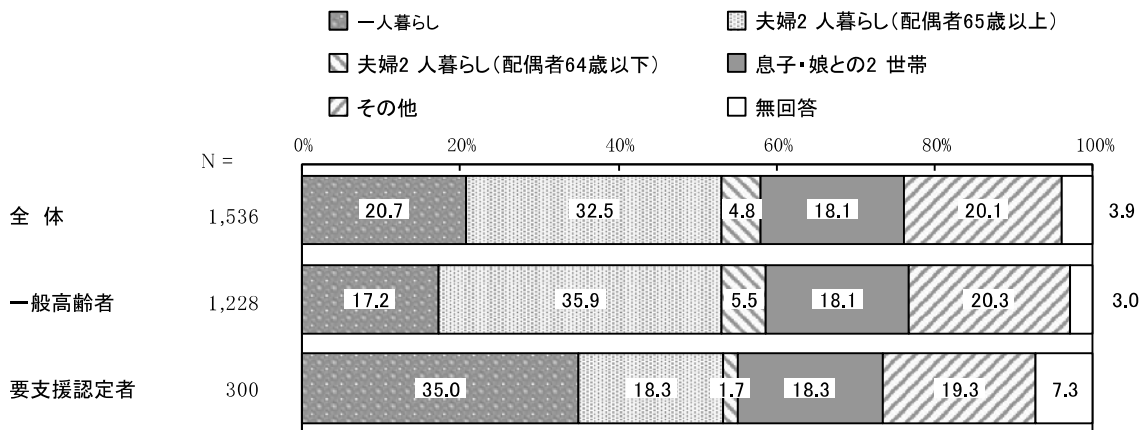
3 アンケート調査結果から見た現状

(1) 家族構成・健康状態

① 家族構成をお教えてください。

一般高齢者では、「その他」を除き、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が35.9%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」の割合が18.1%、「一人暮らし」の割合が17.2%となっています。

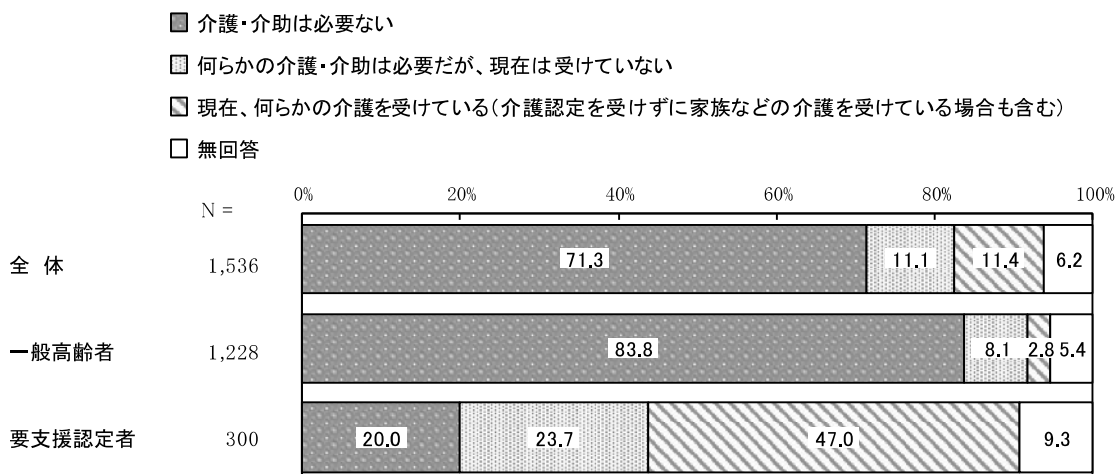
要支援認定者では、「その他」を除き、「一人暮らし」の割合が35.0%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」「息子・娘との2世帯」の割合が18.3%となっています。



② あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。

一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」の割合が83.8%となっています。

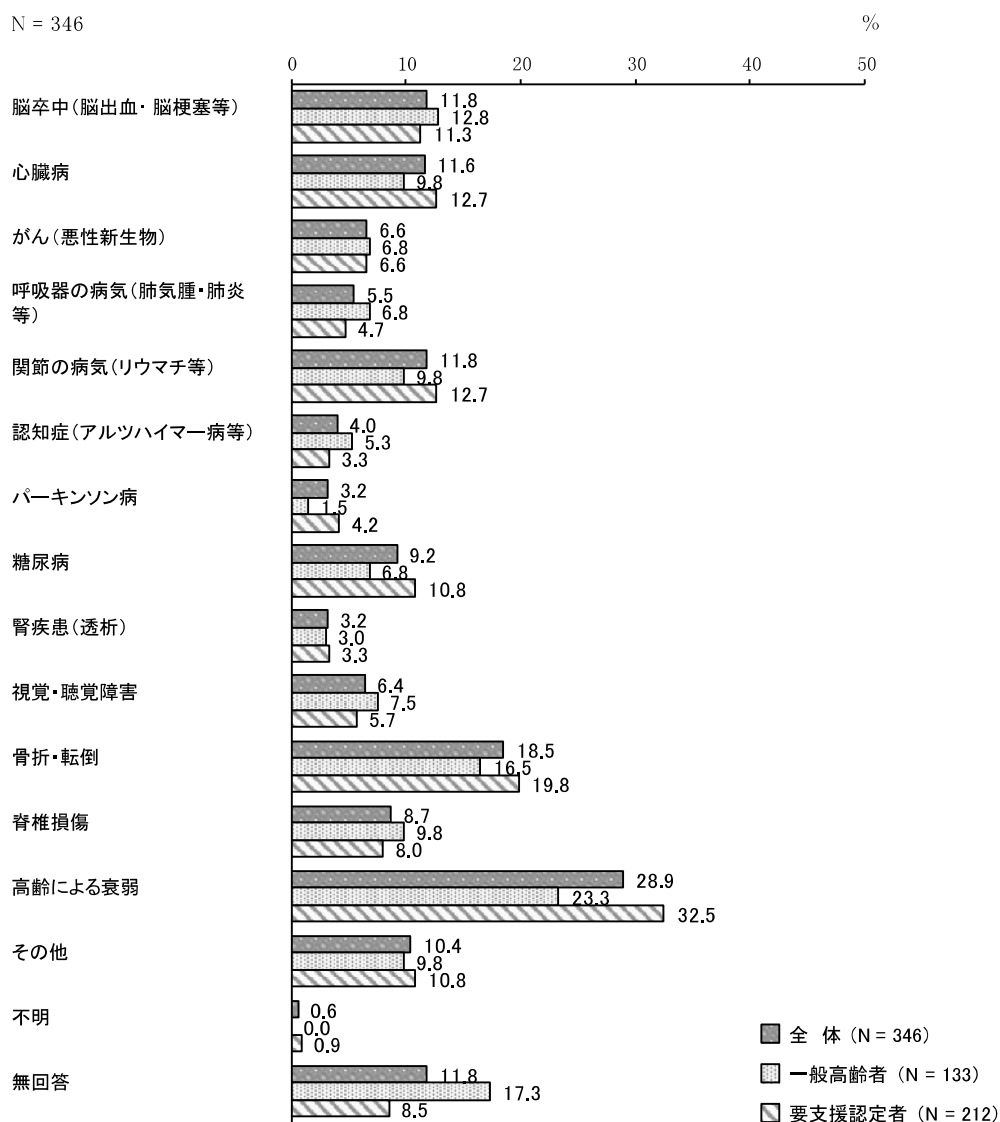
要支援認定者では、「現在、何らかの介護を受けている」の割合が47.0%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が23.7%、「介護・介助は必要ない」の割合が20.0%となっています。



③ 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか。

一般高齢者では、「高齢による衰弱」の割合が23.3%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が16.5%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」の割合が12.8%となっています。

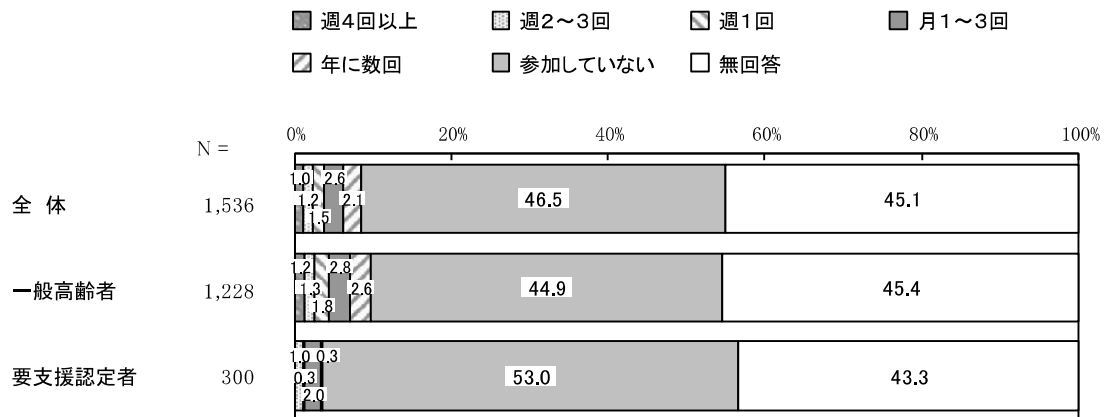
要支援認定者では、「高齢による衰弱」の割合が32.5%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が19.8%、「心臓病」「関節の病気（リウマチ等）」の割合が12.7%となっています。



(2) 社会参加

① ボランティアのグループにどのくらいの頻度で参加していますか。

一般高齢者では、「参加していない」の割合が44.9%と最も高くなっています。要支援認定者では、「参加していない」の割合が53.0%と最も高くなっています。

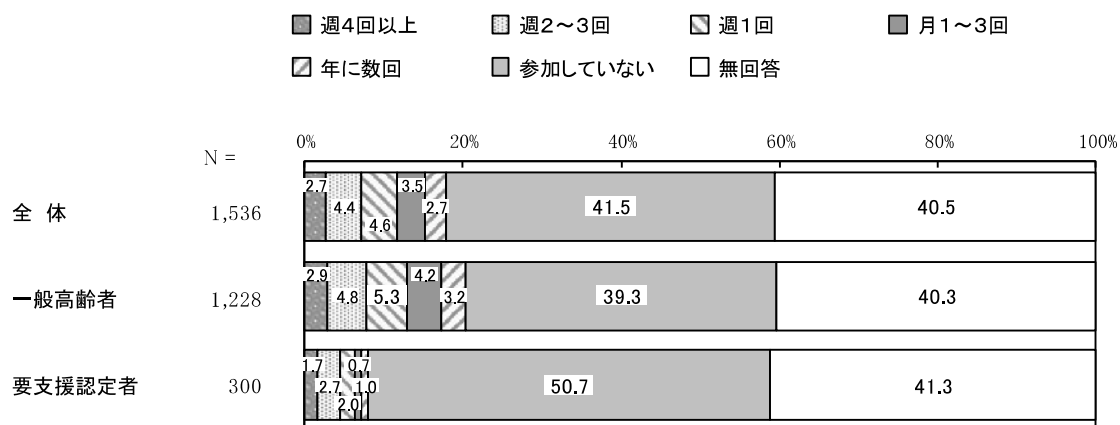


単位：%

区分	有効回答数 (件)	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
全体	1,536	1.0	1.2	1.5	2.6	2.1	46.5	45.1
一般高齢者	1,228	1.2	1.3	1.8	2.8	2.6	44.9	45.4
要支援認定者	300	—	1.0	0.3	2.0	0.3	53.0	43.3

② スポーツ関連のグループやクラブにどのくらいの頻度で参加していますか。

一般高齢者では、「参加していない」の割合が39.3%と最も高くなっています。要支援認定者では、「参加していない」の割合が50.7%と最も高くなっています。

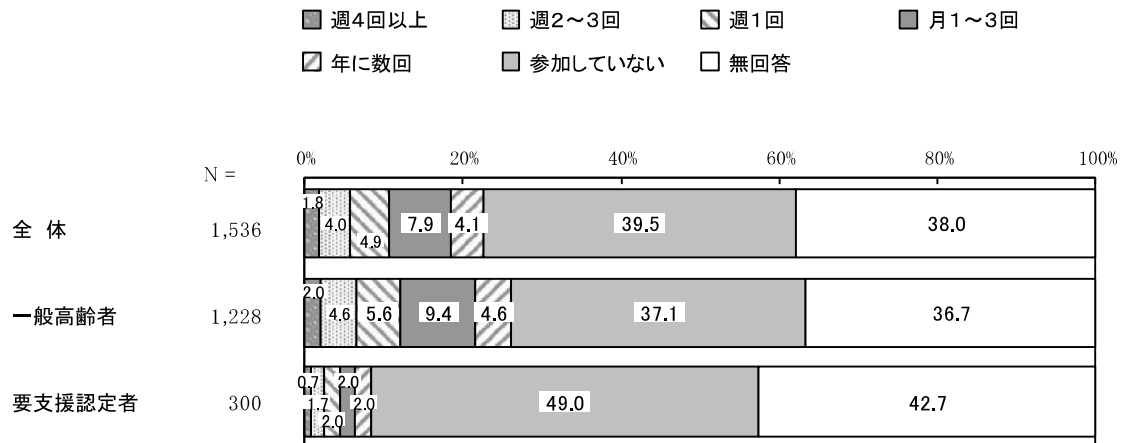


単位：%

区分	有効回答数 (件)	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
全体	1,536	2.7	4.4	4.6	3.5	2.7	41.5	40.5
一般高齢者	1,228	2.9	4.8	5.3	4.2	3.2	39.3	40.3
要支援認定者	300	1.7	2.7	2.0	0.7	1.0	50.7	41.3

③ 趣味関係のグループにどのくらいの頻度で参加していますか。

一般高齢者では、「参加していない」の割合が37.1%と最も高く、次いで「月1～3回」の割合が9.4%となっています。要支援認定者では、「参加していない」の割合が49.0%と最も高くなっています。

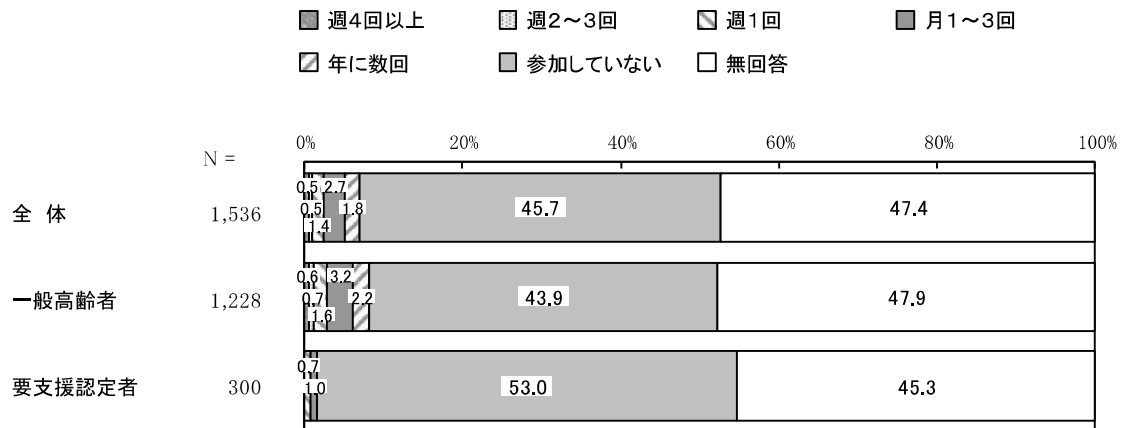


単位：%

区分	有効回答数 (件)	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体	1,536	1.8	4.0	4.9	7.9	4.1	39.5	38.0
一般高齢者	1,228	2.0	4.6	5.6	9.4	4.6	37.1	36.7
要支援認定者	300	0.7	1.7	2.0	2.0	2.0	49.0	42.7

④ 学習・教養サークルにどのくらいの頻度で参加していますか。

一般高齢者では、「参加していない」の割合が43.9%と最も高くなっています。
 要支援認定者では、「参加していない」の割合が53.0%と最も高くなっています。

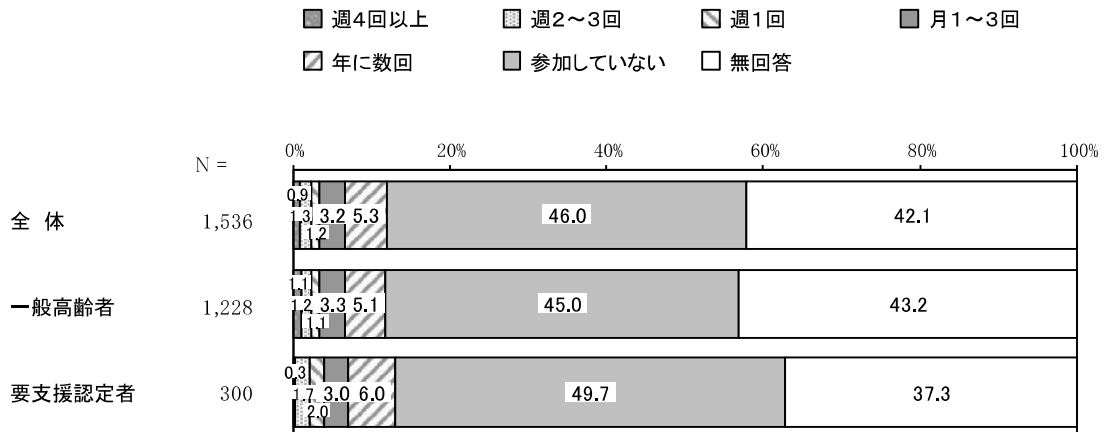


単位：%

区分	有効回答数 (件)	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
全体	1,536	0.5	0.5	1.4	2.7	1.8	45.7	47.4
一般高齢者	1,228	0.6	0.7	1.6	3.2	2.2	43.9	47.9
要支援認定者	300	—	—	0.7	1.0	—	53.0	45.3

⑤ 老人クラブにどのくらいの頻度で参加していますか。

一般高齢者では、「参加していない」の割合が45.0%と最も高くなっています。
 要支援認定者では、「参加していない」の割合が49.7%と最も高くなっています。



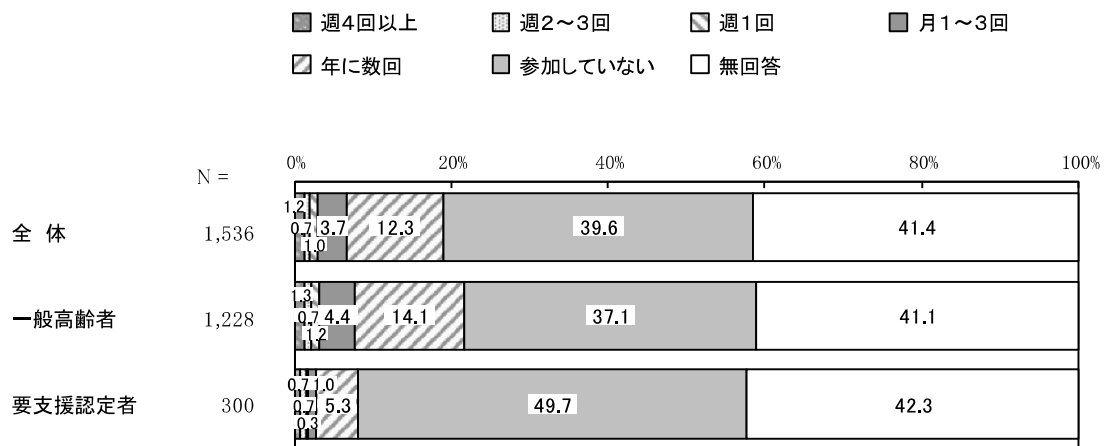
単位：%

区分	有効回答数 (件)	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
全体	1,536	0.9	1.3	1.2	3.2	5.3	46.0	42.1
一般高齢者	1,228	1.1	1.2	1.1	3.3	5.1	45.0	43.2
要支援認定者	300	0.3	1.7	2.0	3.0	6.0	49.7	37.3

⑥ 町内会・自治会にどのくらいの頻度で参加していますか。

一般高齢者では、「参加していない」の割合が37.1%と最も高く、次いで「年に数回」の割合が14.1%、「月1～3回」の割合が4.4%となっています。

要支援認定者では、「参加していない」の割合が49.7%と最も高く、次いで「年に数回」の割合が5.3%となっています。



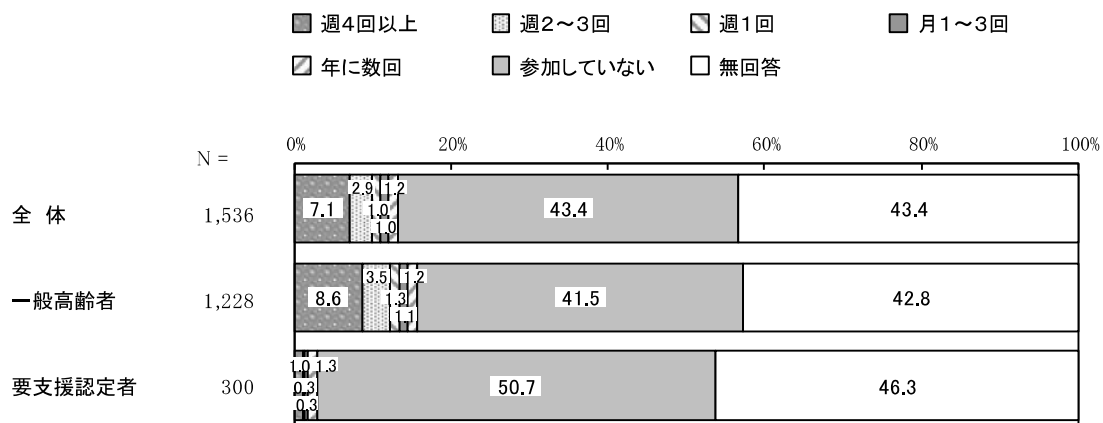
単位：%

区分	有効回答数 (件)	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
全体	1,536	1.2	0.7	1.0	3.7	12.3	39.6	41.4
一般高齢者	1,228	1.3	0.7	1.2	4.4	14.1	37.1	41.1
要支援認定者	300	0.7	0.7	0.3	1.0	5.3	49.7	42.3

⑦ 収入のある仕事にどのくらいの頻度で参加していますか。

一般高齢者では、「参加していない」の割合が41.5%と最も高く、次いで「週4回以上」の割合が8.6%となっています。

要支援認定者では、「参加していない」の割合が50.7%と最も高くなっています。



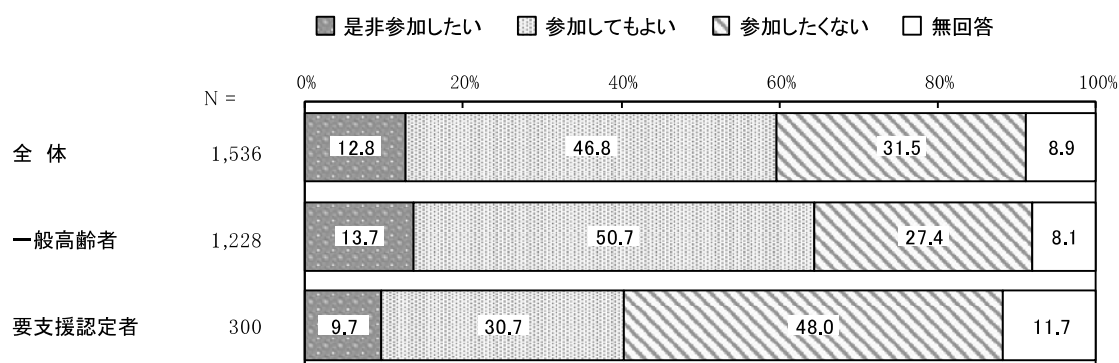
単位：%

区分	有効回答数 (件)	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
全体	1,536	7.1	2.9	1.0	1.0	1.2	43.4	43.4
一般高齢者	1,228	8.6	3.5	1.3	1.1	1.2	41.5	42.8
要支援認定者	300	1.0	0.3	—	0.3	1.3	50.7	46.3

⑧ 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

一般高齢者では、「参加してもよい」の割合が50.7%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が27.4%、「是非参加したい」の割合が13.7%となっています。

要支援認定者では、「参加したくない」の割合が48.0%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が30.7%、「是非参加したい」の割合が9.7%となっています。

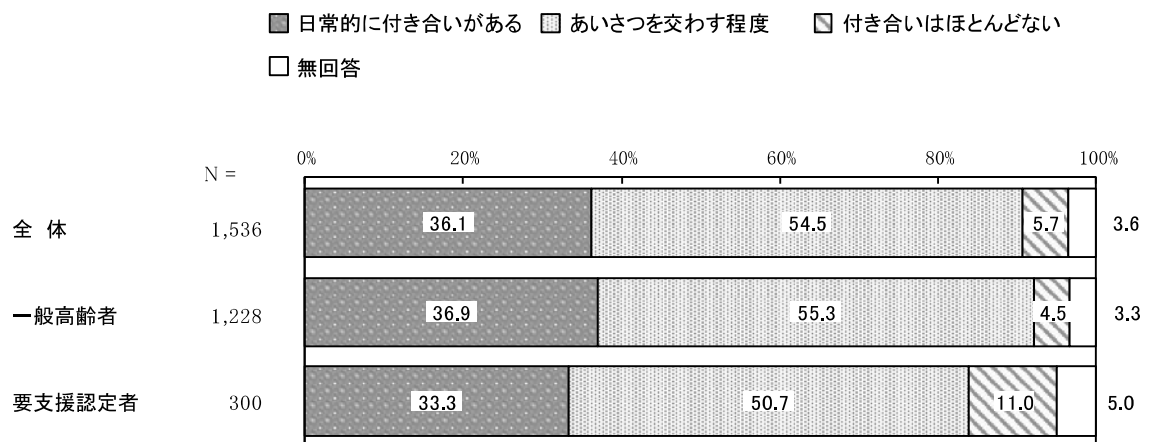


(3) 地域での支え合い

① ご近所とのお付き合いはどのような様子ですか。

一般高齢者では、「あいさつを交わす程度」の割合が55.3%と最も高く、次いで「日常的に付き合いがある」の割合が36.9%となっています。

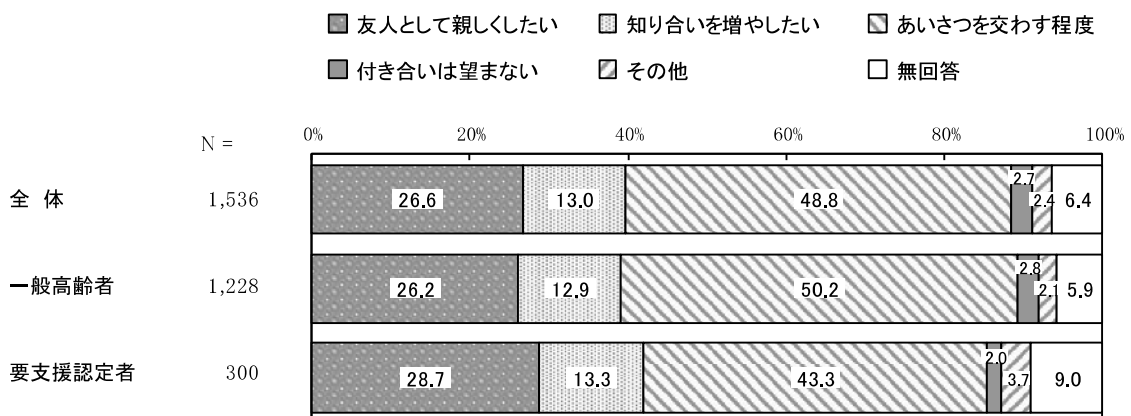
要支援認定者では、「あいさつを交わす程度」の割合が50.7%と最も高く、次いで「日常的に付き合いがある」の割合が33.3%となっています。



② 今後、ご近所との関係をどのようにしたいですか。

一般高齢者では、「あいさつを交わす程度」の割合が50.2%と最も高く、次いで「友人として親しくしたい」の割合が26.2%となっています。

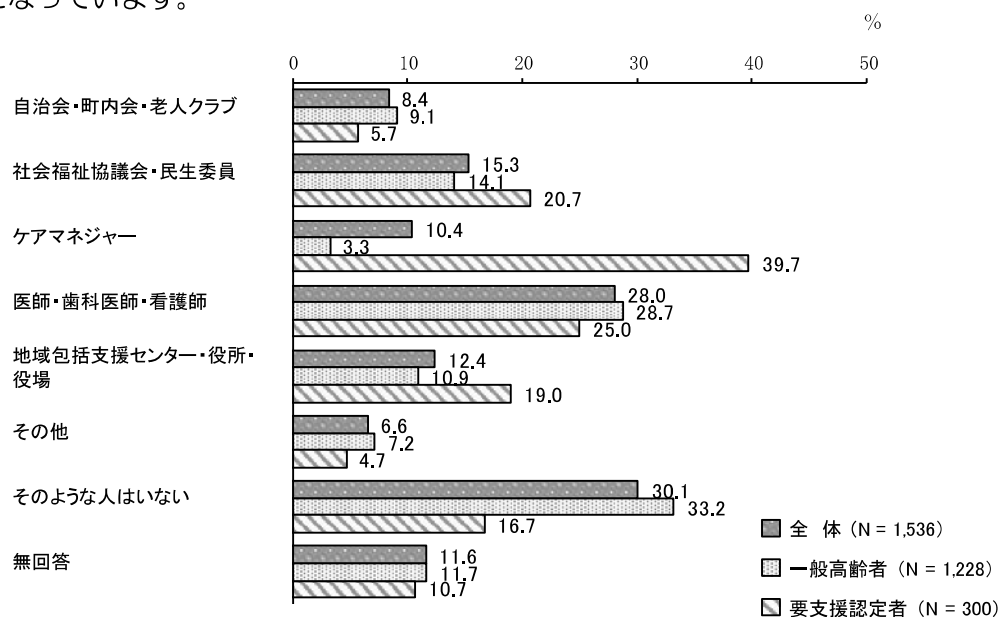
要支援認定者では、「あいさつを交わす程度」の割合が43.3%と最も高く、次いで「友人として親しくしたい」の割合が28.7%となっています。



③ 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。

一般高齢者では、「そのような人はいない」の割合が33.2%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が28.7%、「社会福祉協議会・民生委員」の割合が14.1%となっています。

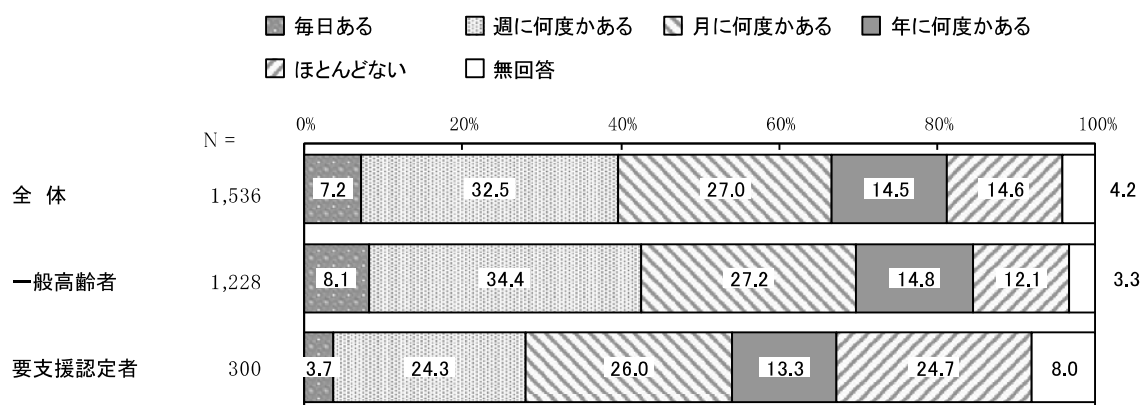
要支援認定者では、「ケアマネジャー」の割合が39.7%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が25.0%、「社会福祉協議会・民生委員」の割合が20.7%となっています。



④ 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。

一般高齢者では、「週に何度かある」の割合が34.4%と最も高く、次いで「月に何度かある」の割合が27.2%、「年に何度かある」の割合が14.8%となっています。

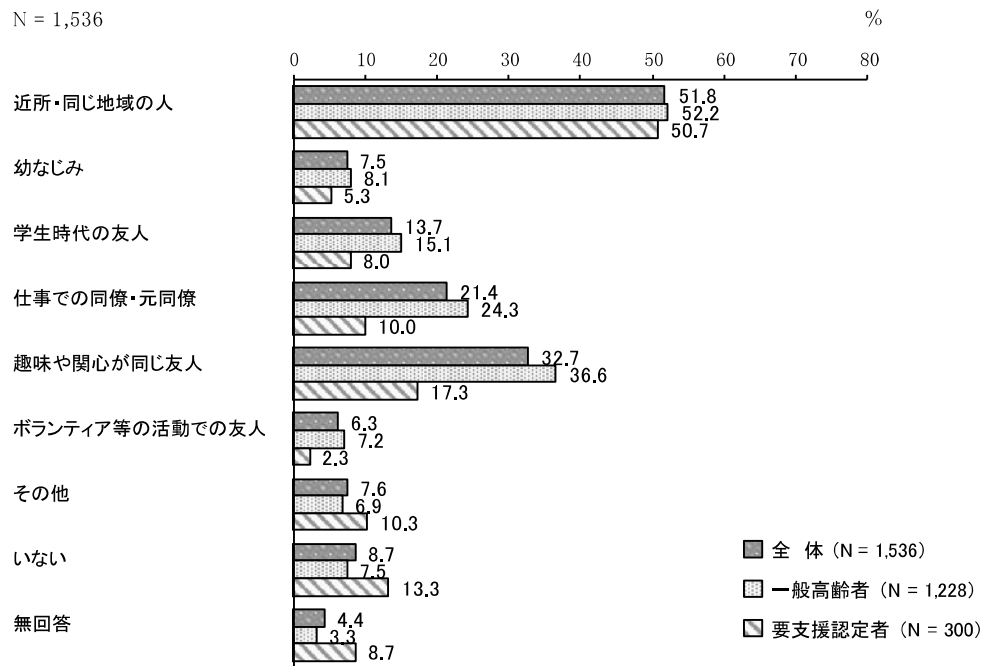
要支援認定者では、「月に何度かある」の割合が26.0%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が24.7%、「週に何度かある」の割合が24.3%となっています。



⑤ よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか。

一般高齢者では、「近所・同じ地域の人」の割合が52.2%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の割合が36.6%、「仕事での同僚・元同僚」の割合が24.3%となっています。

要支援認定者では、「近所・同じ地域の人」の割合が50.7%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の割合が17.3%、「いない」の割合が13.3%となっています。

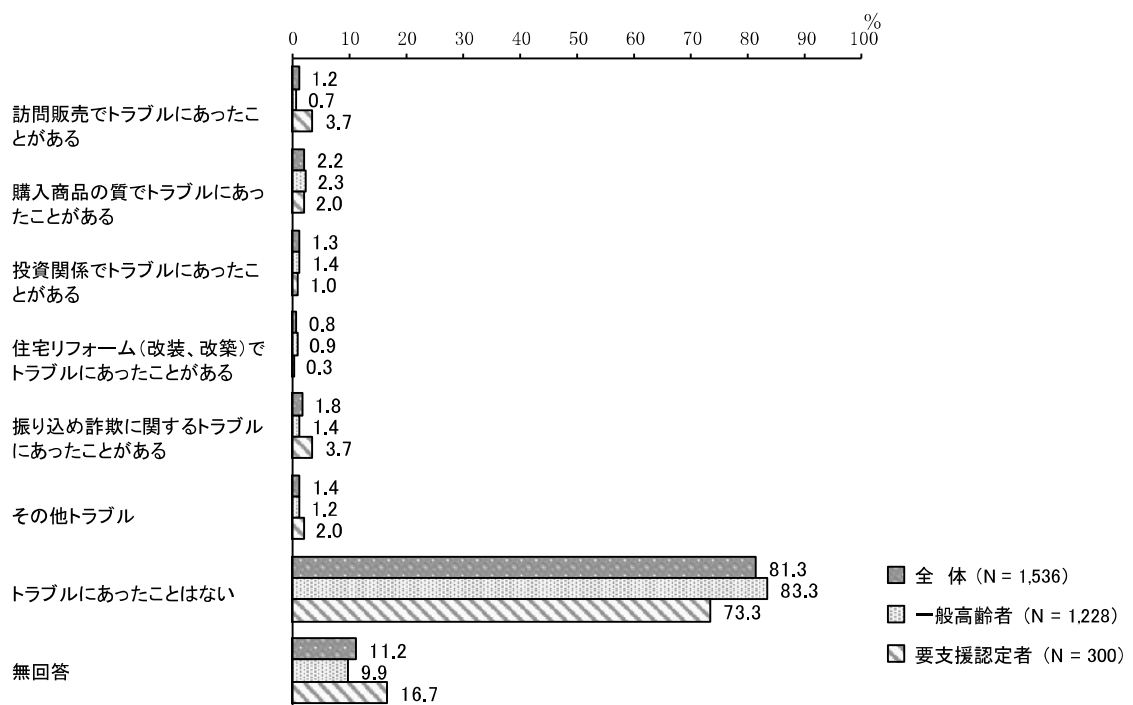


⑥ あなたは、過去5年以内に商品購入やサービスの質、契約上のトラブルなどがありましたか。

一般高齢者では、「トラブルにあったことはない」の割合が83.3%と最も高くなっています。

要支援認定者では、「トラブルにあったことはない」の割合が73.3%と最も高くなっています。

何らかのトラブルにあった人は、一般高齢者で6.8%、要支援認定者で10.0%となっています。

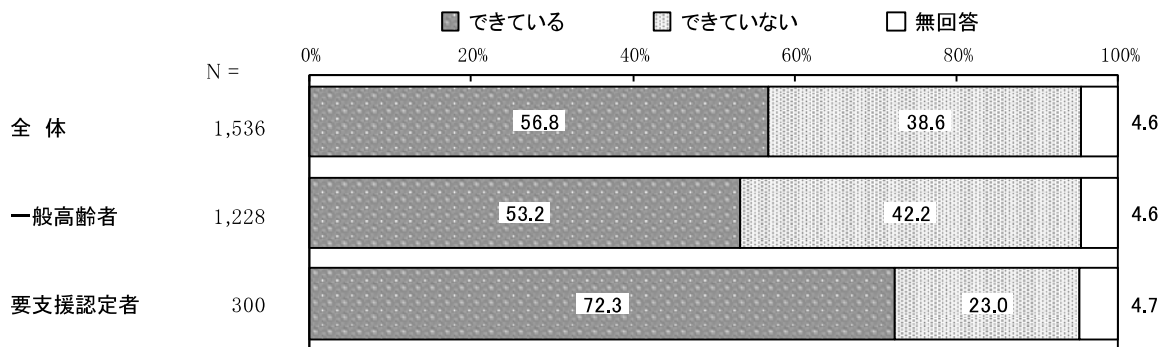


(4) 介護保険サービス

① 市の保健・福祉・介護保険サービスに関する情報を得ることができますか。

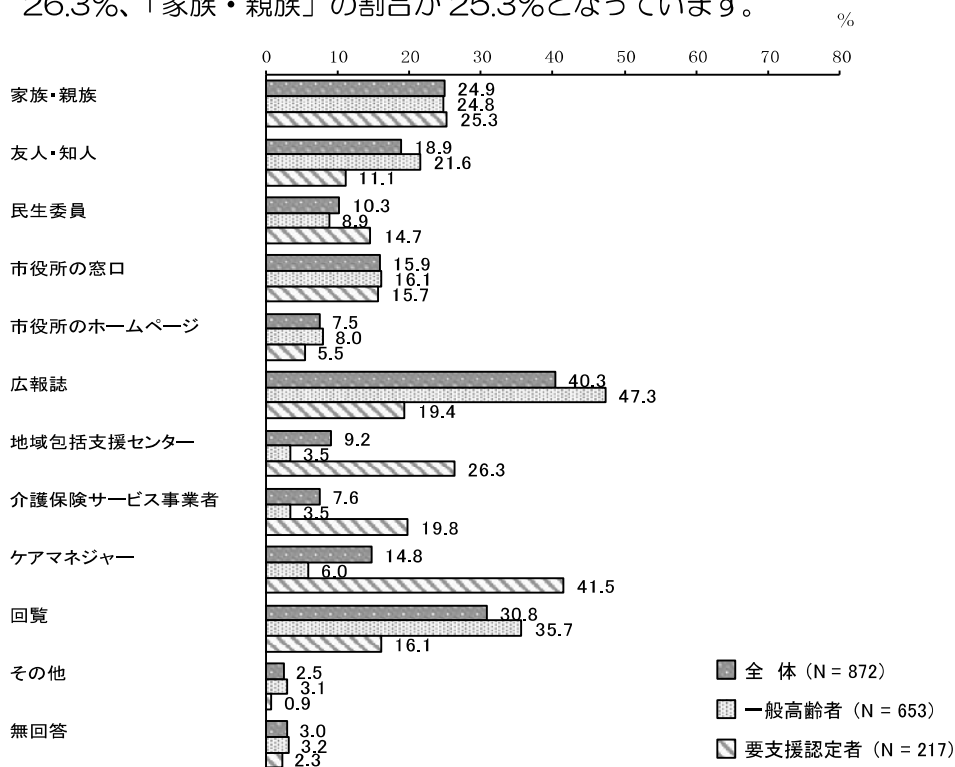
一般高齢者では、「できている」の割合が53.2%、「できていない」の割合が42.2%となっています。

要支援認定者では、「できている」の割合が72.3%、「できていない」の割合が23.0%となっています。



② 市の保健・福祉・介護保険サービスに関する情報は、主にどこから得ていますか。

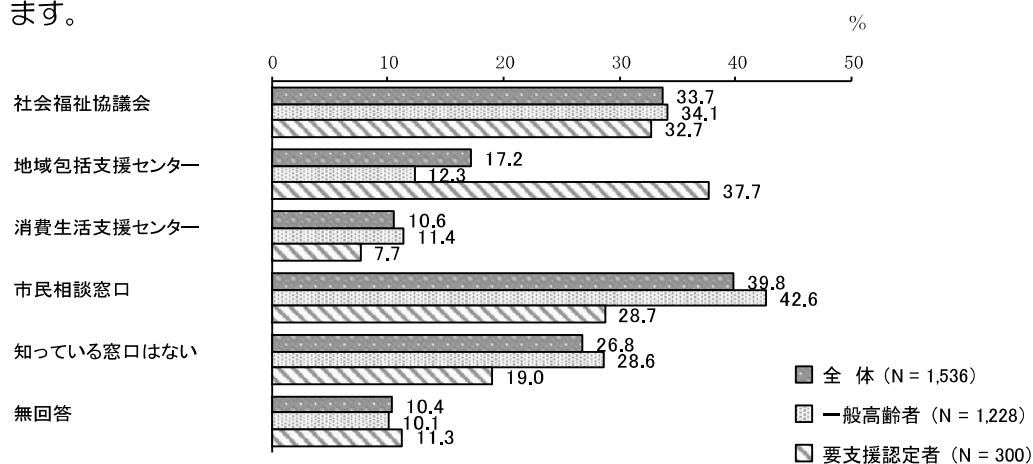
一般高齢者では、「広報誌」の割合が47.3%と最も高く、次いで「回覧」の割合が35.7%、「家族・親族」の割合が24.8%となっています。要支援認定者では、「ケアマネジャー」の割合が41.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」の割合が26.3%、「家族・親族」の割合が25.3%となっています。



③ 困ったときの相談窓口として、以下の場所を知っていますか。知っているものをお選びください。

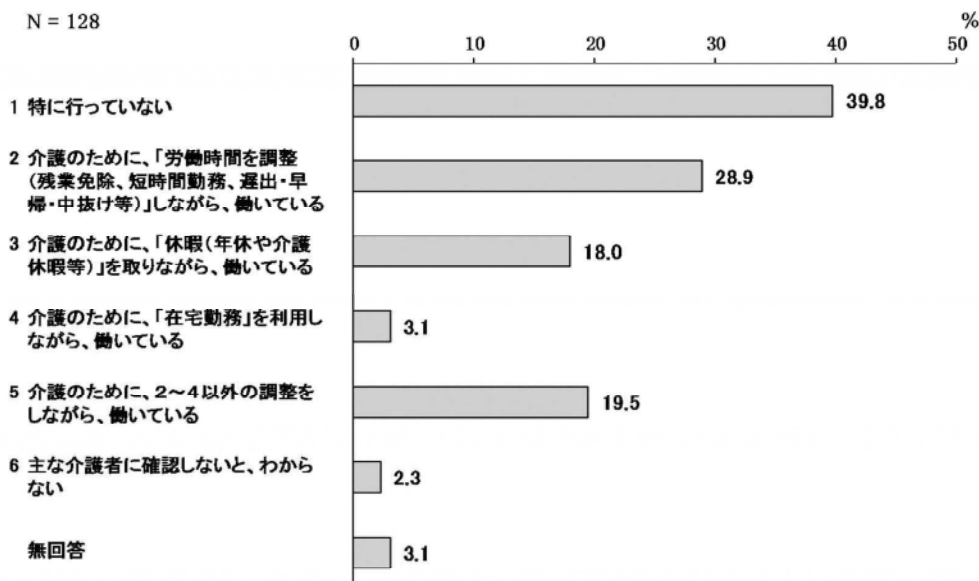
一般高齢者では、「市民相談窓口」の割合が42.6%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」の割合が34.1%、「知っている窓口はない」の割合が28.6%となっています。

要支援認定者では、「地域包括支援センター」の割合が37.7%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」の割合が32.7%、「市民相談窓口」の割合が28.7%となっています。



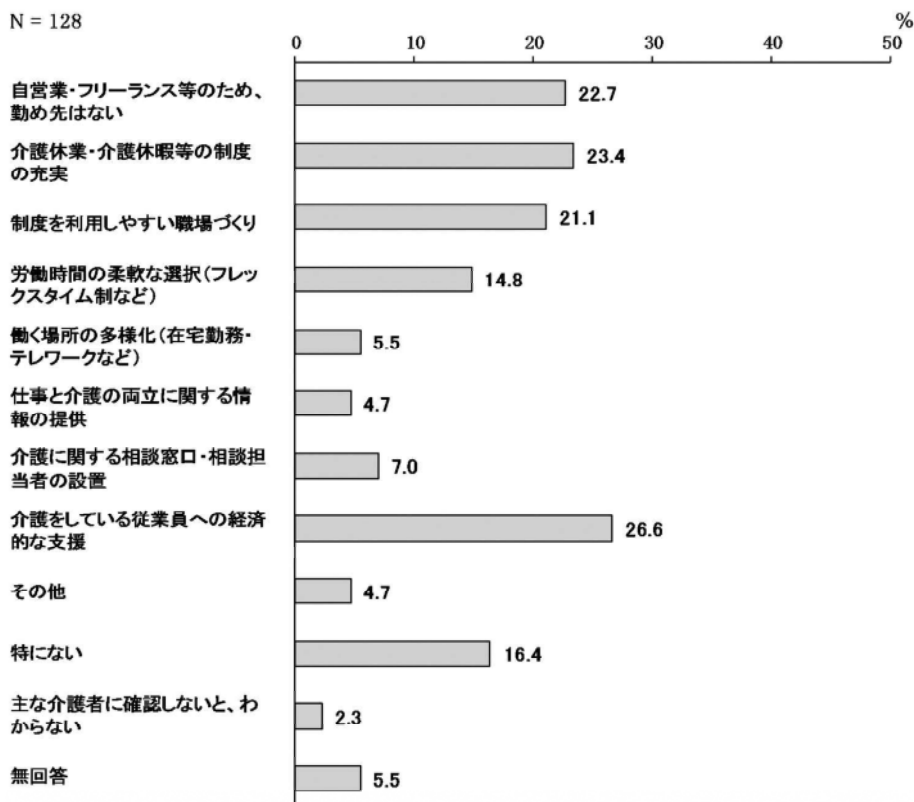
④ 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等を行っていますか。

「特に行っていない」の割合が39.8%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」の割合が28.9%、「介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている」の割合が19.5%となっています。



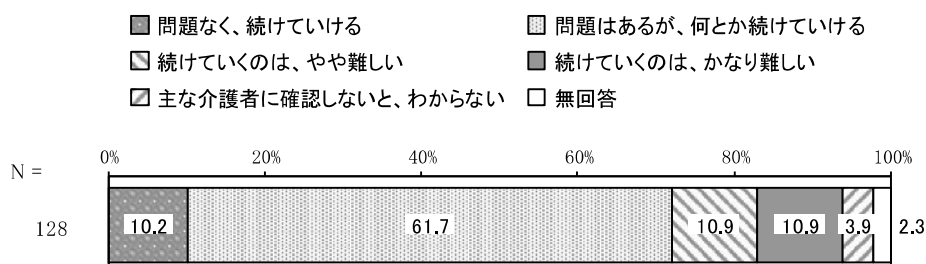
⑤ 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。

「介護をしている従業員への経済的な支援」の割合が 26.6%と最も高く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が 23.4%、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」の割合が 22.7%となっています。



⑥ 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

「問題なく、続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」を合わせた“続けていける”の割合が 71.9%、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた“続けていくのは難しい”の割合が 21.8%となっています。

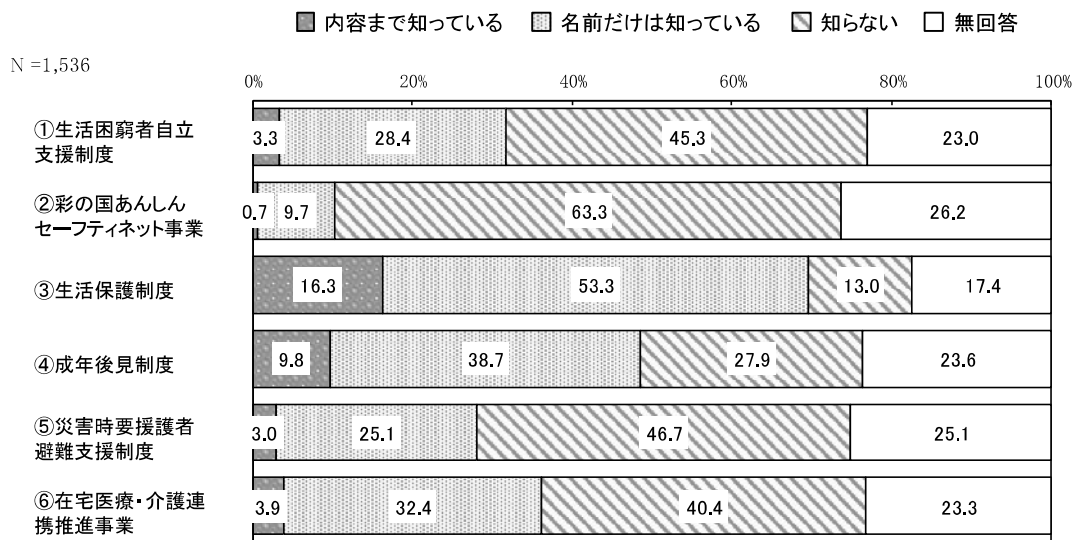


(5) 今後重要な高齢者福祉の取り組み

① 以下の①～⑥の制度や事業を知っていますか。

「③生活保護制度」で「内容まで知っている」の割合が16.3%と高くなっています。

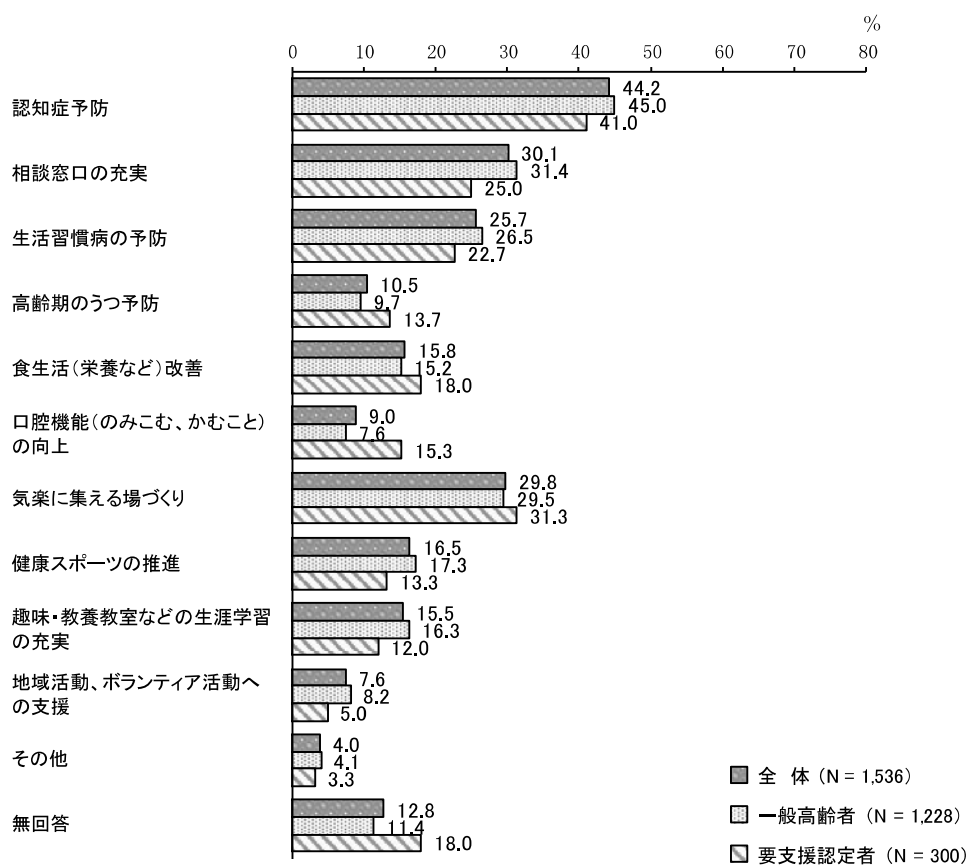
「内容まで知っている」と「名前だけは知っている」を合わせた割合をみると、「③生活保護制度」の割合が69.6%と高く、次いで「④成年後見制度」の割合が48.5%となっています。



② 健康づくりや介護（認知症）予防施策として、今後、充実させてほしいことは何ですか。

一般高齢者では、「認知症予防」の割合が45.0%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」の割合が31.4%、「気楽に集える場づくり」の割合が29.5%となっています。

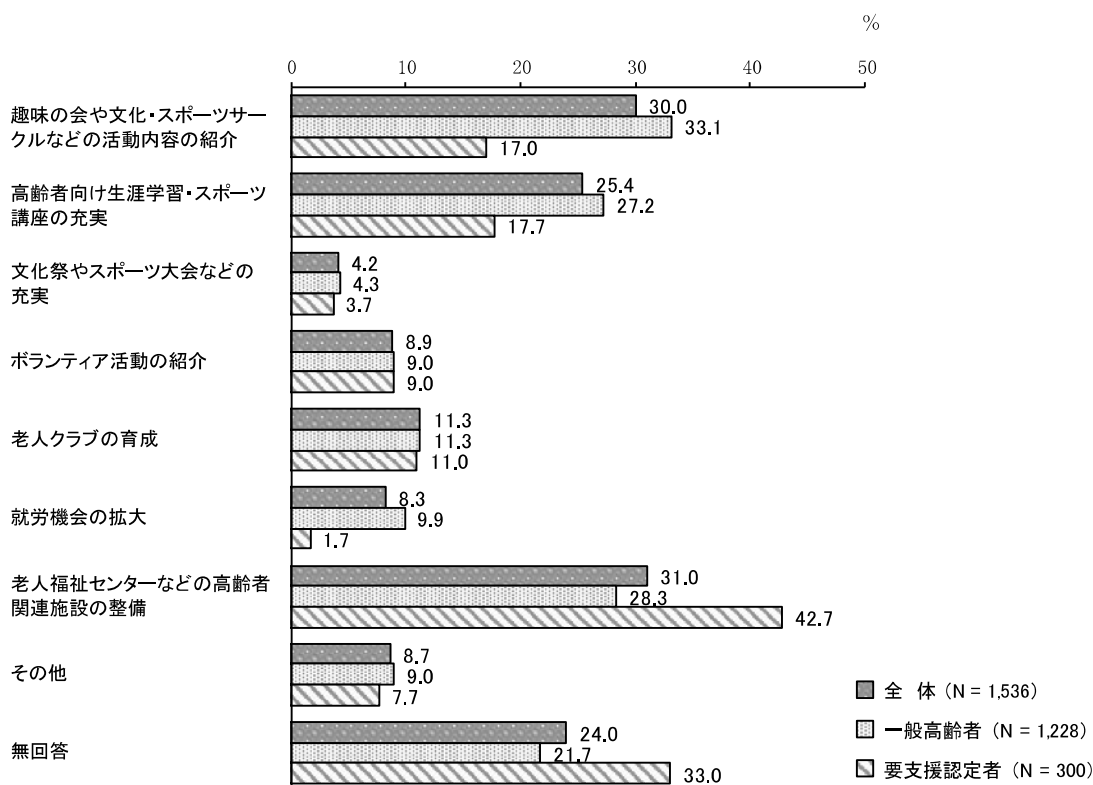
要支援認定者では、「認知症予防」の割合が41.0%と最も高く、次いで「気楽に集える場づくり」の割合が31.3%、「相談窓口の充実」の割合が25.0%となっています。



③ 高齢者の生きがいがづくりとして、今後、充実させてほしいことは何ですか。

一般高齢者では、「趣味の会や文化・スポーツサークルなどの活動内容の紹介」の割合が33.1%と最も高く、次いで「老人福祉センターなどの高齢者関連施設の整備」の割合が28.3%、「高齢者向け生涯学習・スポーツ講座の充実」の割合が27.2%となっています。

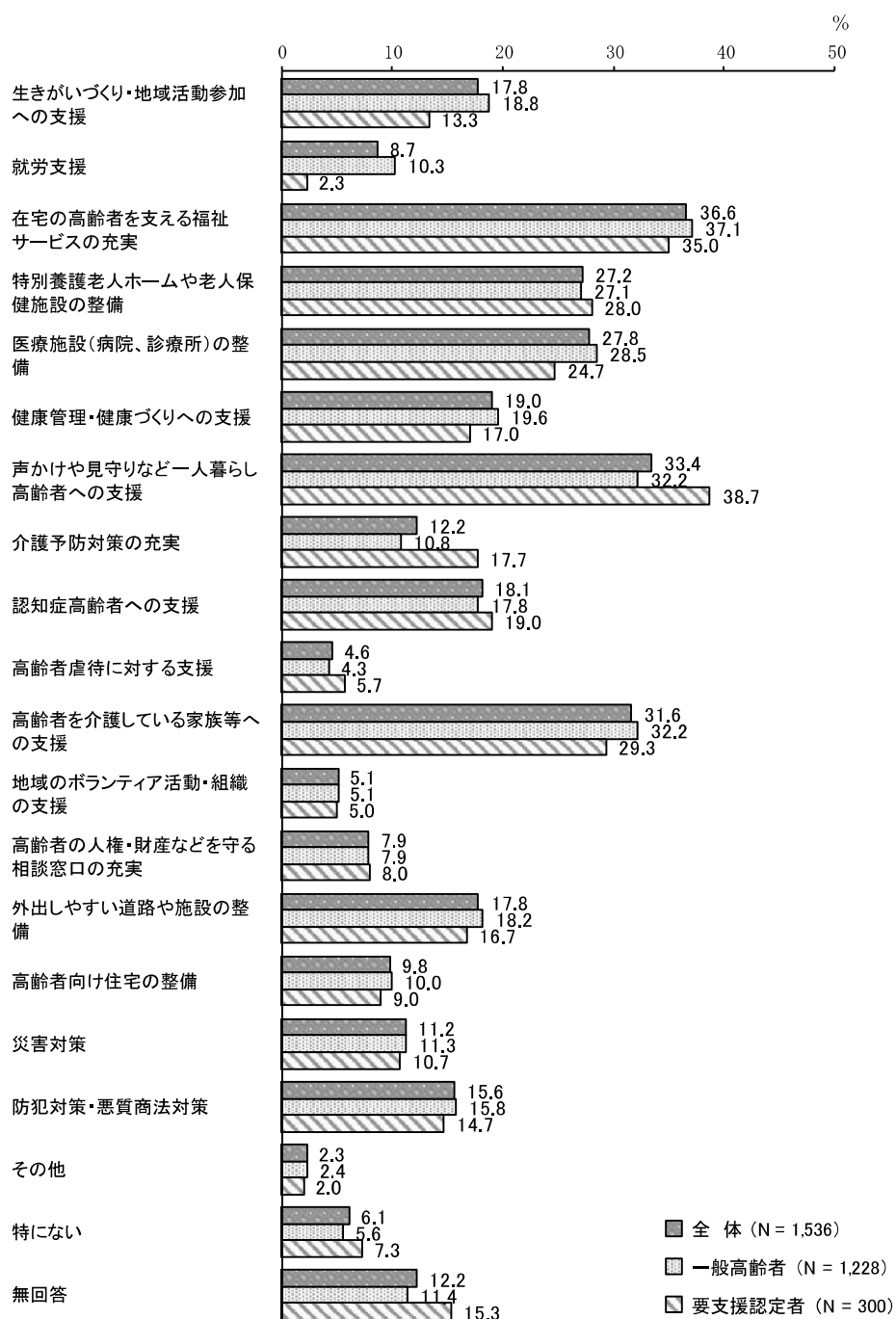
要支援認定者では、「老人福祉センターなどの高齢者関連施設の整備」の割合が42.7%と最も高く、次いで「高齢者向け生涯学習・スポーツ講座の充実」の割合が17.7%、「趣味の会や文化・スポーツサークルなどの活動内容の紹介」の割合が17.0%となっています。



④ 高齢者の施策として、今後、充実させてほしいことは何ですか。

一般高齢者では、「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」の割合が37.1%と最も高く、次いで「声かけや見守りなど一人暮らし高齢者への支援」「高齢者を介護している家族等への支援」の割合が32.2%となっています。

要支援認定者では、「声かけや見守りなど一人暮らし高齢者への支援」の割合が38.7%と最も高く、次いで「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」の割合が35.0%、「高齢者を介護している家族等への支援」の割合が29.3%となっています。



4 関係団体・機関ヒアリング結果

本計画の策定にあたって、関係団体・機関における高齢者支援の取り組みや課題等について、聞き取りやヒアリングシートの配布による調査を実施しました。対象と主な意見については次のとおりです。

団体・機関等	主な意見・課題
地域団体（自治会、民生・児童委員協議会、老人クラブ等）	<p>◇地域での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院・買い物などの交通手段がなく、家族の送迎が無いと外出ができない。 ・地域活動の役の受ける方がいない。後継者が出ていない。 ・活動に参加している高齢者が一定程度限定されており、活動に参加しない高齢者に対するアプローチと参加促進が課題。 ・個人情報やプライバシーに関する意識の高まりとともに、高齢者の情報の把握とその共有が難しくなっている。 ・若い世代が親元を離れて生活を送ることが多く、独居高齢者がこれからますます多くなる。
地域包括支援センター	<p>◇地域包括ケアシステムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの土壌である「住まい」に関して、選択肢が少ない。 ・既存の社会資源は多分にあると思われるが、各々が独自に活動しており、横のつながりが希薄なため、連携がとれていない。 <p>◇医療と介護との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携が取れてきている部分はあるとは思いますが、まだまだ医療と介護の間に壁があると感じる。 <p>◇介護保険サービス等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の低下や交通手段がない等の理由で、医療機関に通院することが困難な方に対応できるサービスが不足している。 ・低所得かつ介護を要する高齢者が入所できる施設は限られている。 <p>◇生活支援サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車の運転ができなくなってくる為、買い物支援の充実強化は必須。 ・通院時の送迎や付き添いがあれば、身近な介護者がいない高齢者でも、安心して医療サービスを受けることができる。 <p>◇認知症支援策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方に認知症に対する理解を深めていただき、地域全体で支えていける仕組みをつくることができればよい。 ・若い世代の方が情報を得る機会をつくったり、相談窓口や経路を明確にして相談しやすくしたりといった仕組みづくりが重要。
ボランティア団体・NPO・シルバー人材センター	<p>◇地域での課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動施設への移動支援があれば、いろいろな会への参加も可能になる。 ・ボランティアとして活動している会やイベントなどが1か所でみられる常設の場が必要。 ・在宅介護をしている人の身体的・心理的負担が大きい。傾聴活動で心理的負担の軽減ができると思うが、介護者からの依頼が少ない。 ・独居高齢者が孤独になりがちで、隣近所、地域住民の交流を再生できないか。 ・ケアマネジャー、ヘルパーなど介護者にかかわる人たちに、傾聴活動を理解していただき、声掛けをしてほしい。 ・高齢者が安心して相談でき支援する組織づくりが必要。

団体・機関等	主な意見・課題
居宅介護支援事業所	<p>◇地域包括ケアシステムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口であるケアマネジャーが社会資源の情報をあまり持っていないし、地域とのつながりが無い。 <p>◇医療と介護との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者が忙しく、情報収集が難しい。 ・医療側の介護に対する受け入れ体制や理解がない。 ・在宅医療サービスが利用者側に周知されていない。 <p>◇介護保険サービス等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の数、短時間利用できる施設が少ない。 ・入所待機待ちの方は減少しているようだが、完全な充足にはなっていないように感じる。 ・医療行為が必要な方が安心して入所できる施設が少ない。 ・サービス付き高齢者向け住宅は多くあるものの、県外からの利用者が多いように感じる。 ・買い物についてもっと地域で気軽に頼めるしくみがあればよいと思う <p>◇生活支援サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事や育児をしながら介護している家族の負担が限界に達し、施設入所を検討せざるをえないケースが増えている。 <p>◇地域包括支援センターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター業務が多忙であり、連携（相談等）が図れていないことがあるように感じる。 ・市内4か所に地域包括支援センターを設置したことで、より相談しやすい体制ができていると感じる。 ・地域の相談役としての機能を市民に周知させてほしい。 <p>◇地域とのつながり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の利用についての啓発がされておらず、正確な情報を住民が知る機会が少ない。 ・市民に対する啓発を積極的に行って、市民全体の課題として捉えて考えていく必要がある。 <p>◇認知症支援策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方の理解はまだ薄く、また外部との関わりが薄い方（家族）が多いと感じる。 ・認知症を抱える家族の困難さなど。まだまだ悩みを抱える方がたくさんいる。 ・家族が気軽に相談できるような、電話相談窓口を市にもつくとよい。 ・家族が問題行動の対応に困った時に、一時的にでもすぐに入所できる場所があると、家族も安心できる。
社会福祉協議会	<p>◇有償家事援助サービス事業（訪問型）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2の方に対してサービス提供できる点ではニーズが高まっている。 ・利用者は増加傾向であり、需要に対して援助者の確保が課題である。 <p>◇ふれあいいきいきサロン（通所型）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在市内に44か所サロンがあり、地域密着型の住民主体による福祉サービスとして、一部の自治会としてこの活動を支援していこうという声もあがっている。 ・今後の地域包括ケアシステムの構築のため、地域で必要なサービスを決めてから、どういう形でサービスを実施するのか検討していくことが重要である。 <p>◇認知症支援策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人については、育成の方法等について見直しが必要である。

5 課題のまとめ

(1) 地域包括ケアシステムの深化と推進

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

本市では、地域包括ケアシステムの中核として、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、認知症地域支援推進員や在宅医療に係る職員の配置など人員的な増強、勉強会や研修会を行うなど地域包括支援センターの機能強化を図ってきました。

地域包括支援センターでは、総合相談支援、権利擁護や介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施しています。

しかし、日常生活圏域ニーズ調査（以下、ニーズ調査と言う。）結果では、困ったときの相談窓口として知っている場所は、地域包括支援センターは一般高齢者で12.3%と低く、要支援認定者でも37.7%にとどまっており、地域住民に対し周知・啓発を行う必要があります。

また、ニーズ調査結果では、成年後見制度の内容まで知っている人は9.8%と低く、今後、認知症高齢者等判断能力が不十分で意思決定が困難な人が増加することを考えると、地域住民に対し成年後見制度を周知することが重要です。

また、ヒアリング調査において、それぞれの社会資源の横のつながりが薄く、十分に連携がとれていないという意見も挙がっています。地域ケア会議や各種研修会等において、医療・介護・行政・地域が連携して、近年の多様化・複雑化している高齢者の問題への対応を強化する必要があります。

(2) 健康寿命の延伸と生きがいの推進

平均寿命が長くなる中、高齢者がいきいきと暮らすためには健康寿命の延伸に向けた取組を推進することが重要です。

ニーズ調査結果では、介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」の割合が高くなっています。現在治療中、または後遺症のある病気を見ると、「高血圧」の割合が最も高く、高血圧が重症化することで脳卒中（脳出血・脳梗塞等）等の疾患につながることから、若年のころからの生活習慣病予防対策とともに、身体機能の維持・向上や介護予防、重症化予防の取組の充実が求められます。

また、高齢者が、これまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、就労や多様な社会活動等に参画する機会を確保するなど、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりを進めることが大切です。

ニーズ調査結果では、地域住民の有志によって行われている、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加してみたい人は一般高齢者で 64.4%、要支援認定者で 40.4%となっていますが、実際に地域活動に参加している人は少ない状況となっています。参加したいと思っても、「事業や活動を知らない」「移動手段がない」など様々な要因で参加できていないことが考えられ、地域活動や社会参加をするきっかけづくりが必要です。また、参加者及び企画・運営（お世話役）として、「参加してもよい」の割合が一般高齢者で 42.4%、要支援認定者で 24.6%となっており、介護予防・生活支援サービスの担い手としても期待されることから、地域の高齢者が活動に参画しやすい仕組みづくりや人づくりを強化していく必要があります。

(3) 在宅医療・認知症ケアの推進

安心して在宅での生活を送るためには、急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保していく必要があります。

本市では、在宅医療等推進協議会の設置や在宅医療連携ガイドブック、在宅医療ハンドブックの配布、在宅医療に係る職員を地域包括支援センターに配置するなど、在宅医療と介護の連携強化を図ってきました。

多くの高齢者が自宅で最期を迎えたいと思う中（内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年））、医療・介護に対する不安を取り除くためにも、医療機関同士、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護保険サービス提供体制を構築する必要があります。

ヒアリング調査においては、医療に関する情報収集の難しさや在宅医療サービスの周知が十分でないこと、受け入れ体制や理解が十分でないことなどが指摘されており、医療機関・事業所等の全体的な連携を促進するための調整機能の強化など、切れ目なく適切な医療・介護保険サービスを提供するための医療・介護連携の強化が求められます。

また、在宅介護実態調査では、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、「認知症状への対応」の割合が最も高く、ヒアリング調査においても、認知症を抱える家族の困難さや、悩みを抱える方が多くいるという意見も挙がっています。今後、認知症の人がさらに増えることが予想される中、高齢者が住み慣れた地域で暮らすためには、認知症予防を進めるとともに、地域住民や関係機関などと協力し、家族介護者への支援を含めた支援体制の強化が求められます。

本市では、認知症ケアパスを作成し、認知症地域支援推進員を中心に内容の見直しを図っています。また、認知症初期集中支援チームの設置、認知症カフェの開催等、認知症に関連する施策を推進してきました。

認知症に関する相談先がわからないという声も聞かれ、認知症関連施策の周知・啓発と更なる充実を図るとともに、認知症に対する正しい理解の普及を進め、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりを進めるために、支援体制の充実を図っていく必要があります。

(4) 高齢者が地域で暮らす体制づくり

本市の高齢者世帯の状況を見ると、高齢者世帯のうち、一人暮らしや高齢者の夫婦のみの世帯は5割を超えています。また、加齢に伴い要介護・要支援認定率は高くなります。ニーズ調査結果では、要支援者では、一人暮らしが35.0%と高くなっています。一般高齢者においても、介護・介助が必要な人がおり、支援を必要とする人は10.9%となっており、地域での見守りや支え合いを強化していくことが大切です。

また、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスを実施していますが、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を図ることが重要です。

高齢者が増える中、サービスの利用者の発掘だけでなく、元気な高齢者が地域での活躍を推進するためにも、ボランティア等、支援する人の発掘と育成を図る必要があります。

また、ヒアリング調査では、交通手段の不足から通院・買い物などにおける移動支援の必要性が指摘されています。地域のニーズと移送サービス事業の可能性の検証を踏まえながら、外出支援など適切な生活支援のためのサービスを提供することが求められます。

(5) 安心して暮らせる環境の整備

住まいは生活の基盤となるものであり、生涯を通じて豊かで安定した住生活の確保を図っていく必要があります。

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が今後も増加し、高齢者のニーズが介護も含めて多様化することが予測される中、それぞれのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいとして適切に選択できるよう、ニーズを勘案しながら、住環境を整備する必要があります。

関係機関の効果的な連携の下に、地域の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図ることが大切です。

また、ニーズ調査では、わずかではあるものの市内において、高齢者が被害者となる犯罪が起きていることがうかがわれ、高齢者が被害を受けないよう、地域や関係機関と連携し、防犯体制を強化していく必要があります。

平成 23 年の東日本大震災や大規模自然災害等の発生により、防災に対する意識は高まっています。高齢者の中には、災害などの緊急時に避難することが難しい人も多く、本庄市地域防災計画に基づき、高齢者の避難支援体制の強化を進めていくことが重要です。

(6) 介護保険サービスの充実による安心基盤づくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実が必要です。また、介護保険サービスの充実を図るため、従来のフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスを活用するなど、多様なサービス提供を行うことが重要です。

介護保険サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、ニーズ調査結果をみると、介護保険制度について周知が十分にされていないことが浮き彫りになりました。また、在宅介護実態調査によると、就労している介護者の2割が、今後も働きながら介護を続けていくのは難しいと感じており、介護保険サービスの提供体制の充実が求められます。今後も、制度の周知に取り組むとともに、制度の持続可能性を確保していくため、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化を推進していくことが必要です。

アンケートによりますと、高齢者の施策として、今後充実させてほしいこととして最も多かったのが、「声かけや見守りなど一人暮らし高齢者への支援」となっています。声かけや見守り活動は自治会、民生委員等が現在行っています。地域の住民等の高齢者への見守り活動は、地域の高齢者にとって最も身近な、且つ、インフォーマルなサービスとして今後さらに拡大し、また、フォーマルなサービスと連携していく必要があります。



第 3 章

計画の基本方針

1 2025 年の高齢化のさらなる進行への対応

本市においても、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる平成 37 年（2025 年）には、介護保険給付費や医療費、高齢者福祉事業費などの社会保障費の支出が一層増加して、大きな負担が生じることが予想されます。

本計画では、上位計画である本庄市総合振興計画の健康福祉分野で掲げる「みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち」と本庄市地域福祉計画の基本理念「みんなで支え合う思いやりのあるまち 本庄」を目指し、将来予測される高齢化のさらなる進行による社会保障の課題を見据え、持続可能な高齢者福祉と介護保険制度を運営することと、高齢者が健康で幸せに暮らせる地域社会を築くことを目指します。

2 計画の基本方針

平成 37 年（2025 年）の高齢化のさらなる進行を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、以下の基本方針と 5 つの方針の下に高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

基本方針 地域包括ケアシステムの深化と推進

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの構築をめざします。

【施策の展開】

1. 地域包括ケアの推進体制の強化
2. 地域包括支援センター機能の充実

方針1 健康寿命の延伸と生きがいつくりの推進 <予防>

いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりと、介護予防を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者ができるだけ長く元気で暮らせるように支援していきます。

また、地域活動の充実により生きがいつくりを推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう支援していきます。

- 【施策の展開】**
1. 健康づくり・疾病予防の推進
 2. 介護予防の推進
 3. 生きがいつくりの推進
 4. 社会参加の促進

方針2 在宅医療・認知症ケアの推進 <医療>

医療と介護を必要とする高齢者に、在宅医療と介護保険サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。

また、認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護など地域の連携のもとで総合的な認知症関連施策を推進します。

- 【施策の展開】**
1. 在宅医療・介護連携の推進
 2. 認知症関連施策の充実

方針3 高齢者が地域で暮らす体制づくり <生活支援>

高齢者の日常生活を支援するために、配食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などの生活支援や、相談、見守り、安否確認等、在宅生活を継続するための支援を充実します。

また、地域全体で高齢者を見守り、支えていけるように、高齢者とさまざまな世代の交流を促進し、支え合いの地域づくりを進めていきます。

- 1. 生活支援サービスの体制整備
- 2. 在宅生活の支援
- 【施策の展開】 3. 家族介護者への支援
- 4. 支え合いの地域づくりの推進

方針4 安心して暮らせる環境の整備 <住まい>

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、居住継続の支援を行うとともに、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や必要な施設の整備を促進します。

また、高齢者が気軽に出かけられる公共交通の検討・見直しや、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

- 1. 多様な住まい方の支援
- 【施策の展開】 2. 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 3. 防犯・防災対策の推進

方針5 介護保険サービスの充実による安心基盤づくり <介護>

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者数の伸びを踏まえて、介護保険サービス基盤の計画的な整備を進め、サービスの円滑な提供を図ります。

また、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成・支援やサービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実も図ります。

- 【施策の展開】**
1. 介護保険サービス基盤の整備
 2. サービスの質の向上
 3. 情報提供・相談体制の充実
 4. 低所得者対策の推進



3 基本方針に基づく施策の体系

(1) 計画の体系

【基本方針】

基本方針 地域包括ケアシステムの深化と推進

- 1 地域包括ケアの推進体制の強化
- 2 地域包括支援センター機能の充実

【方針】

方針 1

健康寿命の延伸と
生きがいのづくりの
推進
＜予防＞

方針 2

在宅医療・認知症ケ
アの推進
＜医療＞

方針 3

高齢者が地域で暮ら
す体制づくり
＜生活支援＞

方針 4

安心して暮らせる
環境の整備
＜住まい＞

方針 5

介護保険サービスの
充実による安心基盤
づくり
＜介護＞

【施策の展開】

1 健康づくり・疾病予防の推進

2 介護予防の推進

3 生きがいのづくりの推進

4 社会参加の促進

1 在宅医療・介護連携の推進

2 認知症関連施策の充実

1 生活支援サービスの体制整備

2 在宅生活の支援

3 家族介護者への支援

4 支え合いの地域づくりの推進

1 多様な住まい方の支援

2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

3 防犯・防災対策の推進

1 介護保険サービス基盤の整備

2 サービスの質の向上

3 情報提供・相談体制の充実

4 低所得者対策の推進

みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち



第4章

計画の具体的な取り組み

基本方針 地域包括ケアシステムの深化と推進

(1) 地域包括ケアの推進体制の強化

施策の展開

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。

地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、地域住民による互助や地域の関係団体などによる活動と合わせ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など要介護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成28年度実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
地域包括支援センター連絡会議の開催数	12回	12回	12回	12回

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
地域包括ケアの推進体制づくり	自治会、民生委員、NPO、各種ボランティア、老人クラブ、本庄市社会福祉協議会、地域住民をはじめとする地域の関係者や団体と連携して、拠点となる地域包括支援センターを中心とした医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供できる体制を整備します。また、高齢者の見守りや支え合いなどの支援ネットワークを構築を構築し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。	介護保険課

(2) 地域包括支援センター機能の充実

施策の展開

地域包括支援センターの機能及び地域や関係機関との連携を強化し、情報提供や相談体制をさらに強化します。また、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換に取り組むとともに、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題を把握し、地域への展開に向けて取り組みます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
各地域包括支援センターにおける地域ケア会議の開催数	3 回	12 回	12 回	12 回

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
地域ケア会議の支援	医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決及び自立支援、重症化予防のため、地域包括支援センターごとに開催する地域ケア会議を支援します。	介護保険課
総合相談支援事業	身体・精神的問題をはじめ、閉じこもりなどの心理的問題、親子関係などの社会的問題、生活困窮などの経済的問題等様々な困難を抱えた高齢者本人や家族、地域住民からの様々な相談を受け、介護・福祉・生活支援など必要なサービスとその担当機関をつなげる総合相談を、更に充実していきます。	介護保険課
地域包括支援センターの機能強化	高齢者人口の増加、相談件数の増加等に応じた人員を確保するとともに、在宅医療の相談員や認知症地域支援推進員を配置し、在宅医療、介護、福祉の連携や地域におけるネットワーク形成の強化を図り、機能強化に努めます。	介護保険課
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの公正かつ中立な事業運営を図るため、地域包括支援センターの設置や運営に関する事、地域包括ケアに関する事について必要な協議・提言を行います。	介護保険課
地域包括支援センターの周知	地域包括支援センターの役割と機能を広報紙やホームページ等を活用して周知し、支援を必要とする高齢者やその家族がスムーズに相談でき、サービスを利用できるようにします。	介護保険課

具体事業	取り組み内容	担当課
包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域のケアマネジャーの日常業務に関する相談窓口として、ケアマネジャーへの支援を通じて、より暮らしやすい地域のネットワークづくりに取り組みます。医療・介護など関係機関等の連携や在宅と施設の連携など、様々な職種が協働・連携して、個々の高齢者の状況や変化に応じた支援を行います。	介護保険課
権利擁護事業	高齢者などからの権利侵害に係る相談への対応、成年後見制度の円滑な利用に向けた支援、虐待や消費者被害の防止及び対応を行います。	介護保険課
高齢者虐待への対応	高齢者虐待の事実確認や判断、対応検討を行う早期対応の体制を強化します。 また、警察等の関係機関や有識者から構成される虐待防止ネットワーク会議を開催し、より適切な支援や防止対策について協議・決定します。	介護保険課

方針 1 健康寿命の延伸と生きがいづくりの推進〈予防〉

(1) 健康づくり・疾病予防の推進

施策の展開

健康教育、イベント、広報などを通じ、各種健（検）診の目的・重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、各種健（検）診の受診促進に向け、さまざまなライフスタイルに合わせた受診しやすい健（検）診体制の検討など取り組みを推進します。

また、健康づくりを推進するため、健康教室やスポーツ大会等の機会の充実に努めるとともに、介護予防事業などの関連事業と連携し、事業内容の充実に努めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
市で実施した各種がん検診の受診率	胃がんリスク検診	5.9%
	前立腺がん検診	11.1%
	肺がん検診	16.6%
	大腸がん検診	10.9%
	子宮がん検診	18.2%
	乳がん検診	18.9%
		50%* (国で定めた目標値)

* 職域における検診を含めた目標値のため、市で実施した受診率とは数値に差があります。

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
人間ドック	35 歳～74 歳までの国民健康保険加入者と 75 歳以上の市民に対し人間ドック検査料に対する補助を行っています。自己の健康管理に積極的に役立ててもらえるなどの取り組みを進めます。	保険課
各種がん検診	がんの早期発見・がん死亡率の低下を目的とし、各種がん検診を実施します。また、がん検診の受診率向上をねらいとし、市ホームページ及び広報にて、がん検診を受診することの重要性や検診日程の情報を掲載し、郵送による個別受診案内も行います。	健康推進課
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70 歳の女性を対象に、集団検診を行っています。超音波による踵部の骨密度測定をしています。	健康推進課
歯周疾患検診	40・45・50・55・60・65・70 歳の市民を対象に、医療機関での個別検診を行っています。今後、対象年齢の拡大を図ってまいります。	健康推進課
健康関連イベントの開催	健康教室やスポーツ大会等の健康関連イベントを開催し、高齢者の健康づくりを推進します。	地域福祉課

(2) 介護予防の推進

施策の展開

要介護状態の発生をできる限り防ぐとともに、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、さらには軽減を目指して介護予防を推進します。

また、高齢者が地域においてできる限り自立した日常生活を営めるよう、住民主体の活動的で継続的な通いの場としての介護予防事業を展開します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
筋力アップ教室の参加者数	2,200 人	2,422 人	2,462 人	2,502 人
サポーター養成講座の受講者数	93 人	100 人	110 人	120 人

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
筋力アップ教室の開催	筋力の低下や転倒を予防するために、簡単で無理のない筋力トレーニングを行います。自主グループの育成を推進し、事業の拡大を図ります。	介護保険課
サポーター養成講座の開催	地域において活躍するボランティアリーダー（介護予防（筋力アップ）、生活支援、認知症サポーター）の養成を促進し、地域での自主活動を促進します。	介護保険課
介護予防普及啓発事業（各種講座等の開催）	自立した生活が送れるよう、介護予防の普及・啓発を図るため口腔機能向上・栄養改善・運動機能向上・認知症サポーター養成講座・シナプソロジー等について、住民主体の通いの場へ講師を派遣します。	介護保険課
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動（筋力アップ）を実施する際、立ち上げのための支援を行い、地域ぐるみで介護予防を推進します。	介護保険課
一般介護予防事業評価事業	地域における介護予防事業の様々な取り組みについて、その有効性や必要性を検証評価して、介護予防の効率的な推進を図ります。	介護保険課
いきいき教室の開催（地域リハビリテーション活動支援事業）	理学療法士等専門職による筋力の低下や転倒を予防するための運動や、脳の活性化を図る頭の体操や、口腔ケアなどの複数のプログラムを組み合わせ、心身の健康を増進します。	介護保険課

具体事業	取り組み内容	担当課
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが、支援が必要な高齢者にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるように、①訪問型サービス、②通所型サービス、③その他の生活支援サービスを組み合わせてケアプランを作成します。市では、サービスの適切な利用を促進して介護予防を支援します。	介護保険課
介護予防把握事業	見守り活動などを行う地域の人たちや団体と協力することにより、家に閉じこもるなど何らかの支援を必要とする高齢者の把握に努めます。	介護保険課
介護予防普及啓発事業	広報紙やホームページの活用、パンフレットの配布などにより、介護予防の大切さを啓発するとともに、介護予防イベントの開催など必要な情報を周知します。	介護保険課

(3) 生きがいきづくりの推進

施策の展開

高齢者のニーズを捉えながら、講座・イベントの開催、市民総合大学・老人クラブの活性化、子どもたちとの世代間交流などを図り、高齢者の活動の場を拡大することにより、生きがいきづくりを推進します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
市民総合大学(シニアコース)の受講者数	1,723 人	1,600 人	1,700 人	1,800 人
健康講座・介護予防講座の受講者数	総合大学(シニア):1,723 人 公民館:1,698 人	総合大学(シニア):1,600 人 公民館:2,000 人	総合大学(シニア):1,700 人 公民館:2,000 人	総合大学(シニア):1,800 人 公民館:2,000 人
老人福祉センターの利用者数	21,270 人	21,500 人	21,500 人	21,500 人

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
市民総合大学の充実	市民総合大学のシニアコースのプログラムをさらに充実するとともに、一般講座でも高齢者のニーズに対応したプログラムを開催します。	生涯学習課
健康講座・介護予防講座の推進	市民総合大学や公民館事業で、健康講座や介護予防講座を一層充実し、高齢者とこれから高齢者になる人の健康増進を推進します。	生涯学習課
生涯学習関係団体との連携	市内の文化団体や教育機関、NPOなどと連携を深め、多彩な内容の講演会や講座を開催します。	生涯学習課
高齢者の多様化したニーズへの対応	団塊の世代をはじめ年代により多様な高齢者のニーズを把握して、イベントや教室を企画・開催します。関係課と連携して健康増進を目的に、「市民一人1スポーツ」の実現に取り組みます。	体育課
老人福祉センターの活用	指定管理者のノウハウを活かし、高齢者向けの各種事業を実施することで、高齢者の健康づくり・生きがいきづくりの拠点として、施設利用を促進します。	地域福祉課

具体事業	取り組み内容	担当課
老人クラブの活動支援	単位老人クラブと老人クラブ連合会の活動を支援し、高齢者の健康づくり・生きがいを促進します。また、団塊の世代を中心とした新世代の高齢者が、魅力を感じて参加したくなる事業や活動を企画実施することによる新規会員の加入を促進します。	地域福祉課
保育所地域活動事業	地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、餅つきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図ります。	子育て支援課

(4) 社会参加の促進

施策の展開

高齢者が培った経験や技術を社会の中で生かし、社会の担い手として活躍出来るよう、NPOやボランティア等のコミュニティ活動の重要性について市民の意識を醸成します。また、高齢者の就労機会が広がるように、シルバー人材センター登録者数の増加をめざすとともに、その周知と利用機会の向上を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
シルバー人材センターの会員数	467 人	483 人	491 人	499 人

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
シルバー人材センターの運営助成	シルバー人材センターの運営費を補助して業務の充実を図り、高齢者の就労を支援します。	地域福祉課
多様な就労の促進	ハローワーク（公共職業安定所）や埼玉県との連携による市の関係窓口等での中高年求人情報の提供と事業所への高齢者雇用の啓発強化を図ります。また、ハローワークや埼玉県発行の中高年向け就労支援情報に関する資料を、市の関係施設に設置し、広く周知を行います。	商工観光課

方針2 在宅医療・認知症ケアの推進<医療>

(1) 在宅医療・介護連携の推進

施策の展開

病院や施設以外で安心して自分らしい療養生活を送ることができるよう、在宅医療に必要なサービスを充実させ、在宅医療の必要性について周知啓発に努めます。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、多職種による連携の体制を整えます。

特に医療現場との密接な連携が不可欠な「切れ目のない在宅医療と介護保険サービスの提供体制の構築推進」と「在宅医療・介護連携に関する相談支援」については、本庄市児玉郡医師会や本庄市児玉郡歯科医師会等との協力で進めていきます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成28年度実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
地域包括支援センターにおける在宅医療に関する相談件数	44件	50件	60件	70件

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
在宅医療等推進の協議会の運営	地域における在宅医療等を総合的に推進するため、在宅医療・介護に関する実態把握や支援に関すること、医療・介護・福祉関係の連携等に関して協議します。	介護保険課
地域包括支援センターの活用	地域包括支援センターに在宅医療の相談員を配置して、在宅医療等の相談支援を充実します。	介護保険課
在宅医療に必要なサービスの整備	地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅医療に必要なサービスの整備に努めます。	介護保険課
在宅医療連携拠点の運営	本庄市児玉郡医師会や児玉郡内の3町と連携して、在宅医療に必要な体制を整備します。	介護保険課

(2) 認知症関連施策の充実

施策の展開

認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域をつくるため、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、認知症に関する知識の普及啓発をあらゆる機会を活用して推進します。

また、軽度認知障害（MCI）という認知症になる一歩手前の段階にある人を早期発見し、医療機関の受診につなげるための支援を行うことで認知症の予防を推進します。

判断能力の低下した高齢者の権利や財産を保護するためには、成年後見制度の活用が有効ですが、成年後見制度の利用を促進するため、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会を始め、社会福祉協議会及び法人後見に携わっているNPO等とも連携を図り、本市の成年後見制度の体制を充実させていきます。

このほか、地域包括支援センターが行う権利擁護事業において相談体制の充実に取り組むとともに、本庄市社会福祉協議会が行う法人成年後見事業を充実させるために財政的支援をします。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成28年度実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
認知症サポーター養成講座の受講者数	568人	650人	650人	650人
成年後見等に関する相談件数	10件	15件	20件	25件
市民後見人候補者の登録数	7人	10人	15人	20人

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
認知症サポーターの養成と活用	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に地域でできるだけ支援をする認知症サポーターの養成を推進して、ボランティアを充実します。	介護保険課
認知症地域支援推進員の養成と配置	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置して、認知症の人やその家族の在宅生活を支援します。	介護保険課
認知症初期集中支援チーム	認知症や認知症の可能性のある人、その家族に対して、関わりの初期段階で包括的かつ集中的なアセスメントや支援などを認知症初期集中支援チームで取り組みます。	介護保険課

具体事業	取り組み内容	担当課
認知症ケアパスの作成と普及	認知症の人が、それぞれの状態に応じて医療・介護・福祉のサービスを適切に利用できるような認知症ケアパスを作成し、各サービスの関係者及び地域住民に普及し活用を図ります。	介護保険課
認知症の人を見守るネットワークの構築	行政や医療・介護・福祉の関係者、民生委員や活動者（福祉委員）をはじめとする地域の人や団体が連携し、認知症の人や認知症の可能性のある人を地域ぐるみで見守るネットワークを構築します。	介護保険課
認知症の早期発見・早期対応	認知症初期スクリーニングを普及・啓発するとともに、認知症の見守りネットワークを通じて認知症の人や認知症の可能性のある人を可能な限り早く把握し、必要な支援やサービスにつなげる早期対応の体制を整備します。	介護保険課
認知症の人を介護する家族のサポート体制の充実	認知症介護の相談体制の充実、認知症に関する家族講座の開催や訪問指導を通して、家族をサポートします。	介護保険課
徘徊高齢者探知事業	徘徊高齢者に携帯用端末を貸与し、居場所が不明になった時、家族等がオペレーションセンターに電話又はインターネットで問い合わせ、位置情報の提供を受けることができます。また、家族等が出向いて保護できない場合は委託業者が代行します。	地域福祉課
徘徊してしまう認知症の人への対応	徘徊してしまう認知症の人や、行方が分からなくなった認知症の人を認知症の見守りネットワークや県・警察と連携して対応します。	介護保険課
権利擁護が必要な高齢者の把握	権利擁護が必要な認知症高齢者や虐待事例を把握するため、自治会、民生委員など的高齢者見守りの協力者、市内を巡回するガス・電気事業者、生活協同組合などの民間事業者などと広く連携してネットワークを構築します。	介護保険課
高齢者の権利擁護の啓発	高齢者の権利擁護の大切さや、認知症高齢者への理解、高齢者虐待の問題等について、広報紙やホームページの活用、パンフレットの配布等で地域住民に普及啓発します。	介護保険課
成年後見相談事業	自主的に養成講座に参加し修了した市民の方が市民後見を目指しながら、地域の人からの成年後見等に関する相談を弁護士や司法書士と共に受けています。	地域福祉課
成年後見制度の活用	成年後見市長申立制度の活用を推進し、法人成年後見事業を実施している本庄市社会福祉協議会や成年後見を推進するNPOと連携し、成年後見制度の利用を促進します。	介護保険課
市民後見人の確保と育成	市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の確保、育成を図ります。講座の内容については、今後見直しを行っていきます。	地域福祉課
成年後見センターの開設の検討	権利擁護の中核となる成年後見センターの開設を検討します。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく国の基本計画を踏まえた計画の策定を検討します。	地域福祉課

本庄市社会福祉協議会が実施している取り組み

具体事業	取り組み内容
福祉サービス利用 援助事業	判断能力の不十分な高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うことにより、高齢者等の支援を行います。
法人成年後見事業	高齢者等の権利擁護を図るため、社会福祉協議会が成年後見人、保佐人又は補助人となり、判断能力が不十分な高齢者の保護・支援を行います。

方針3 高齢者が地域で暮らす体制づくり<生活支援>

(1) 生活支援サービスの体制整備

施策の展開

地域で不足するサービスの担い手の養成やサービスの提供主体間のネットワークの構築など、多様なサービスを提供できる体制整備を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成28年度実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
生活支援サービス協議体の設置数	1箇所	5箇所	5箇所	5箇所
生活支援コーディネーターの配置数	1箇所	5箇所	5箇所	5箇所

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
生活支援サービス協議体の設置	行政機関、本庄市社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、介護保険サービス事業者、地縁組織などサービスの関係者が集まり、生活支援サービスの体制整備と運営を推進します。	介護保険課
生活支援コーディネーターの配置	介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築や運営をコーディネートする生活支援コーディネーターは市内全域(第1層)で1名配置していますが、さらに、日常生活圏域(第2層)ごとに1名配置し、生活支援サービス体制の整備を目指します。	介護保険課

(2) 在宅生活の支援

施策の展開

介護保険制度の改正により、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間事業者、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することが可能となったため、今後、本市でも地域ニーズにあった生活支援サービスを、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行または創出し、高齢者の在宅生活を支援していきます。また、買い物弱者への支援として介護予防・日常生活支援総合事業による移送サービスとともに、これらのサービスの対象外の方についての支援策の実現に向けて検討していきます。

成果指標と目標値

成果指標		現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
訪問型サービス A	事業所数	1	6	7	8
訪問型サービス B	実施団体数	0	1	2	3
訪問型サービス C	実施団体数	0	1	2	3
訪問型サービス D	実施団体数	0	1	2	4
通所型サービス A	事業所数	0	6	7	8
通所型サービス B	実施団体数	0	4	8	12
通所型サービス C	実施団体数	0	1	2	3
栄養改善を目的とした配食サービス	実施団体数	0	1	1	3

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
訪問介護 (事業者指定)	介護保険給付から地域支援事業に移行した訪問介護事業で訪問介護員による身体介護・生活援助のサービスが必要な方に提供します。介護保険事業者をサービス提供者に指定して実施します。	介護保険課
訪問型サービス A	掃除、買い物、洗濯などの生活援助サービスで、事業者指定による訪問介護の基準を緩和したサービスです。シルバー人材センターやNPO、民間事業者をサービス提供者に指定又は委託して実施します。	介護保険課
訪問型サービス B	生活援助サービスで、住民主体の自主活動として行うものです。	介護保険課
訪問型サービス C	保健・医療の専門職により提供される 3～6 か月の短期間で行われるサービスです。支援が必要な人の居宅に専門職が訪問し、必要な相談・指導等を実施します。	介護保険課

具体事業	取り組み内容	担当課
訪問型サービスD	通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援や、通所型サービス等の送迎を住民主体の自主活動として行うものです。	介護保険課
通所介護 (事業者指定)	介護保険給付から地域支援事業に移行した通所介護事業です。要支援者等について介護予防を目的として施設に通い、一定の期間入浴、排泄、食事の介護等、日常生活上の支援及び機能訓練を行うものです。介護保険事業者をサービス提供者に指定して実施します。	介護保険課
通所型サービスA	運動やレクリエーションを中心としたミニ・デイサービスで、事業者指定による通所介護の基準を緩和したサービスです。NPOや民間事業者をサービス提供者に指定又は委託して実施します。	介護保険課
通所型サービスB	身近な地域に体操や運動等の活動場所などを設置するもので、住民主体の自主活動として行うものです。	介護保険課
通所型サービスC	保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービスです。専門職が生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施します。	介護保険課
栄養改善を目的とした配食	栄養改善を目的とした配食を行う介護予防事業です。ボランティアによる見守りのための配食活動と連携・調整して事業を推進します。	介護保険課
住民ボランティア等が行う見守り	定期的な安否確認や緊急時の対応を介護予防事業として行うものです。ボランティアによる一般見守り活動と連携・調整して事業を推進します。	介護保険課
訪問型・通所型サービスの一体的提供	高齢者の状態に合わせて、訪問型サービスと通所型サービスを組み合わせる生活支援を行い、高齢者の多様なニーズに対応するものです。	介護保険課
高齢者生活支援短期入所事業(ショートステイ)	介護者が疾病等により、一時的に家庭で介護することが困難になり、家庭で生活できない高齢者を養護老人ホーム等で預かり日常生活の世話をします。 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようサービスを提供し、事業の広報・周知に努めます。	地域福祉課
緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者で、身体上慢性的な疾患等により症状の急変や事故等の理由で急に他者の援助が必要な時、緊急電話を使用することにより、速やかに援助を求められます。	地域福祉課
高齢者入浴料助成事業	入浴設備がない又は故障等により使用できない住居に居住している市民税非課税世帯の高齢者に月5枚分の入浴券を発行し、市と契約をした市内の入浴施設にて無料で入浴することができます。	地域福祉課
福祉電話設置	電話を設置することにより、孤独感を和らげ、コミュニケーション等の手段として関係機関の協力を得て、安否の確認を行います。(基本料は無料、通話料は本人負担)	地域福祉課
要介護高齢者訪問理美容サービス事業	要介護4又は5に認定されている高齢者を対象に、理美容組合に加入している理容師や美容師が居宅を訪問して、理美容サービスを年4回提供します。	地域福祉課
要介護高齢者ふとん乾燥等事業	要介護4又は5に認定されている市民税非課税世帯の高齢者を対象に、寝具の乾燥消毒、丸洗いを市の委託を受けた業者が訪問及び集配して行います。	地域福祉課

(3) 家族介護者への支援

施策の展開

家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援を充実します。

また、介護保険制度や高齢者福祉サービス、相談窓口等の情報提供については、家族介護者にとっての解りやすさ・入手しやすさを重視し、必要な支援が必要な時に活用できるよう情報内容や提供方法を改善します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
介護者リフレッシュ事業の参加者数	31 人	35 人	40 人	45 人

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
介護者リフレッシュ事業	高齢者を介護している方を対象に介護者相互の交流会などを実施して、心身の元気回復(リフレッシュ)を図ります。	地域福祉課
要介護者紙おむつサービス事業	要介護 4 又は 5 に認定されている在宅の要介護者で失禁の状態にある方を対象に、月に一度、紙おむつ等を支給します。	地域福祉課
要介護高齢者介護手当支給	要介護 4 又は 5 に認定されている 60 歳以上の在宅の要介護者と同居し、常時介護している方 1 人に月額 8 千円の手当を支給します。	地域福祉課
家族介護慰労金支給	次の全ての要件に該当する方を介護している市民税非課税世帯の家族に年額 10 万円を支給します。 ・要介護 4 又は 5 に認定されてから 1 年以上経過している方 ・過去 1 年間、介護保険サービスを受けていない方(年間 1 週間程度のショートステイの利用を除く) ・過去 1 年間、病院又は診療所に 1 か月以上継続して入院していない方	地域福祉課

(4) 支え合いの地域づくりの推進

施策の展開

自治会等が開催しているサロンや、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していくことを推進します。

また、本庄市社会福祉協議会へ財政的支援を行うことによって、本庄市社会福祉協議会が実施する支えあいの地域づくりに関する事業を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
生活支援サポーターの登録者数	23 人	53 人	68 人	83 人
心配ごと相談事業の相談件数	79 件	80 件	85 件	90 件

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
介護予防・日常生活支援総合事業への高齢者の参加	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスや通所型サービスの整備に当たり、高齢者ボランティア主体の事業の創出を推進します。	介護保険課
高齢者による高齢者支援	高齢者が高齢者を支援するボランティア活動の仕組みづくりを推進します。	介護保険課
人材の組織化の促進	地域活動の場や関係団体・組織についての情報提供等の支援を行うことにより、発掘・育成した人材の活動への参加や新たな活動主体の組織化を促進します。	介護保険課
心配ごと相談事業	地域の民生委員が本庄会場と児玉会場で、ほぼ毎週市民の悩みや心配ごとを聴き取りながら相談に応じます。内容によっては関係機関への紹介を行います。	地域福祉課
敬老意識の啓発	広報や敬老会等のイベントを通じて、敬老や福祉の意識を更に啓発します。	地域福祉課
社会教育等による福祉教育の推進	本庄市社会福祉協議会や市教育委員会など幅広い関係機関の連携により学習会や講演会を開催するとともに、小学校 P T A 家庭教育学級など家庭教育の場で福祉教育を推進します。	生涯学習課

本庄市社会福祉協議会が実施している取り組み

具体事業	取り組み内容
配食サービス事業	日常的に見守りを必要とする 70 歳以上の単身世帯を対象に、民生委員やボランティアの協力により配食を届ける際に世帯の安否確認及び見守りを行います。
高齢者世帯等安否確認事業	日常的に見守りを必要とする 66 歳以上の単身世帯並びに 70 歳以上の高齢者世帯を対象に民生委員の協力を得て、世帯の安否確認及び見守りを行います。
自治会による見守り活動の支援	自治会ごとの見守り活動の体制づくりに協力します。
ふれあいいきいきサロン支援事業	自治会等身近な地域を拠点に、高齢者の活動や交流の場、また居場所として、住民が主体となって運営するサロンの設置及び運営等を支援します。
地域会食事業	自治会や民生委員、ボランティア団体等と連携し、閉じこもり防止や地域のふれあいづくりなどを目的に、食事会等を開催します。
友愛通信事業	日常的に見守りを必要とする 70 歳以上の単身世帯を対象にボランティアグループや個人ボランティアの協力によって、絵手紙を送ることにより安否確認を行います。
在宅福祉有償家事援助サービス事業	在宅の高齢者世帯等を対象に、日常生活の家事全般や外出介助等の支援を有償で提供し、住民参加型の家事援助サービスとして行います。
ボランティア活動事業	ボランティアへの関心を高める取り組みや講座等の開催、情報の提供等を行うことにより、地域福祉を担うボランティアの育成と活動を支援します。
介護の悩み相談運営	介護に関する総合的な相談に各種社会資源を活用しながら対応し、情報提供等を図ります。

方針4 安心して暮らせる環境の整備〈住まい〉

(1) 多様な住まい方の支援

施策の展開

高齢者を含め誰もが安心して住める公営住宅の適切な維持、管理に努めます。また、高齢者がその状況に応じた適切な住まいやサービスを確保できるようにするため、高齢者向けの住まい方に関する情報提供等を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成28年度実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
市営住宅における高齢者世帯等優先入居制度の利用世帯数	13世帯	13世帯	14世帯	15世帯

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
高齢者世帯等の優先入居制度	市営住宅における高齢者や身体障害者との同居世帯等に対する優先入居制度を継続実施します。	営繕住宅課
市営住宅の安全化	耐火住宅又は簡易耐火住宅を維持保全します。	営繕住宅課
サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム	高齢者の住居の安定確保のために必要な施設ですが、特定の地域に急速な立地が進むと、高齢者の転入増加により医療等の社会保障に影響が生じます。今後は、本市在住の高齢者の利用を想定した住宅建設が進むように意見書等を作成するとともに、地域バランスに配慮した登録受付を働きかけます。	地域福祉課
ケアハウス	一人暮らし高齢者等の増加を踏まえ、今後も施設の維持継続を確保していきます。	介護保険課

介護保険制度における施設や居住系サービス

種類	概要
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの介護やその他日常生活の世話、機能訓練などが受けられます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰の支援が受けられます。
介護療養型医療施設	急性期治療が終了し、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療施設です。医療・看護・介護・リハビリテーションを受けられます。 ※「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設され、現行の介護療養病床の経過措置期間が6年間延長されました。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。
地域密着型介護老人福祉施設	「介護老人福祉施設」と同様のサービスを提供する小規模（29人以下）施設です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスを提供する小規模（29人以下）施設です。

(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

施策の展開

公共施設等のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努めます。

また、公共交通に関しては、多様化するニーズの把握を行い、交通弱者の安全で快適な移動手段の整備を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
民間路線バス・デマンドバス・シャトルバスの利用者数	784,497 人	789,600 人	792,200 人	794,800 人

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
公共交通機関におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	民間路線バス、デマンドバス、シャトルバスのノンステップ化や案内表示等へのユニバーサルデザインの使用を推進します。	企画課
バリアフリー化の推進	主要な施設（多くの人々が利用する公共施設、病院、商業施設など）への通路について、必要性や重要性を踏まえたバリアフリー化を計画的に行い、安全で快適に移動できるまちづくりを促進します。	道路整備課
道路の整備	危険箇所の把握による道路の拡幅やバリアフリーを考慮した歩道の設置など道路を整備します。	道路整備課

(3) 防犯・防災対策の推進

施策の展開

高齢者の防犯・防災意識の高揚と啓発に努めるとともに、関係団体・地域住民と連携を強化し、防犯・防災における高齢者の支援体制の整備を推進します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるよう交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
防災訓練の実施数	2 回	2 回	2 回	2 回
食料の備蓄数	30,000 食	45,000 食	45,000 食	45,000 食
自主防災組織率	94%	95%	96%	97%
消費生活講座の受講者数	1,331 人	1,400 人	1,500 人	1,600 人
交通安全教室の開催数	1 回	2 回	2 回	2 回

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
防災訓練の充実	自然災害や大規模なテロ等を想定した防災訓練を実施します。	危機管理課
防災体制の整備	防災行政無線の整備等情報通信基盤、避難場所である公共施設の耐震化の実施、保存食や毛布等の生活必需物資等の確保などにより防災対策を整備します。	危機管理課
自主防災体制の支援	自主防災組織の活動支援、自治会・企業等の協力による消防団員の確保、消防施設や機械器具の計画的な整備などにより自主防災体制を支援します。	危機管理課
福祉避難所(二次避難所)の設置	自宅や避難所での生活が困難で介助や介護が必要な高齢者や障害のある人を受け入れる福祉避難所(二次避難所)を開設します。	危機管理課
避難行動要支援者制度	避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や消防機関等の避難支援関係機関と共有することで、災害時における高齢者等の迅速かつ円滑な避難を確保する制度です。この制度を推進することにより、地域における支え合いの機運の醸成を図ります。	地域福祉課

具体事業	取り組み内容	担当課
防犯対策	高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺等消費者被害防止のため、情報提供を進めるとともに、消費者相談・消費者教育の強化を図ります。本庄市消費生活サポーターと協働し、地域で啓発活動や消費生活講座を実施するなど、消費生活被害防止に努めます。	商工観光課
交通安全教室の開催	交通安全推進団体や警察等との連携による、老人クラブを対象とした交通安全教室を開催します。	危機管理課
交通安全施設の整備	カーブミラー、ガードレール、視覚障害者誘導ブロック等の交通安全施設の整備を促進します。	危機管理課

方針5 介護保険サービスの充実による安心基盤づくり<介護>

(1) 介護保険サービス基盤の整備

施策の展開

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、サービスの供給が安定的に確保されるよう、居宅・施設サービスや地域密着型サービスの整備を促進します。

成果指標と目標値

■地域密着型サービスの整備計画

サービス区分		平成29年度末	整備計画			平成32年度(2020年度)末
			平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	1	1			2
小規模多機能型居宅介護	事業所数	3	1			4
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	0				0
認知症対応型共同生活介護	事業所数	10		1		11
	ユニット数	17		2		19
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	1				1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	事業所数	2			1	3

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
居宅サービスの充実	要介護高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう日常生活を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能居宅介護の普及に取り組み在宅医療系の介護保険サービス等の基盤整備を進めます。	介護保険課
施設・居住系サービスの充実	今後、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯がこれまで以上に増加することが見込まれ、在宅での生活が困難な要介護高齢者の受け皿として、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や地域密着型介護老人福祉施設の整備について地域とのバランスを考慮して基盤整備を進めます。	介護保険課
地域密着型サービス事業所の適切な運営	地域密着型サービスについては、設置基準に照らし適正に事業所の指定を行うとともに、安定した事業運営や質の高いサービスを提供できるよう事業者への支援を行います。	介護保険課

(2) サービスの質の向上

施策の展開

要介護認定や介護給付費の適正化に向けた取り組み実施するとともに、利用者に対して適切にサービスが提供されるよう、地域密着型サービス事業者や平成30年4月から指定権限が県から市に移譲される居宅介護支援事業者に対する集団指導、実地指導を定期的に行いサービスの質の向上を図ります。

さらに、介護予防・生活支援サービス事業者に対しても適切に指導していきます。また、地域ケア会議を通じて、利用者個人に対する支援の充実を進めていきます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成28年度実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
ケアプランの点検数	3件	12件	15件	18件
住宅改修等の点検実施数	2件	3件	4件	5件
ケアマネジメントの研修開催数	4回	4回	4回	4回

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
ケアプランの確認指導	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの確認、指導を実施します。	介護保険課
住宅改修等の点検	疑義のある住宅改修に対し、改修前の事前訪問調査や事後確認を実施します。	介護保険課
介護給付費通知	介護保険サービスの利用者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知することにより、不正請求の防止や利用者自身へのコスト意識の啓発等を促進します。	介護保険課
集団指導	地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対して、一斉指導を実施します。	介護保険課
研修の充実	窓口の職員に対して接遇等の必要な研修を実施して、窓口対応の充実を図ります。	介護保険課
児玉郡市介護支援専門員連絡協議会の支援	児玉郡市介護支援専門員連絡協議会に補助金を交付して研修や情報交換等を実施し、地域のケアマネジメントの充実を図ります。	介護保険課

具体事業	取り組み内容	担当課
委託認定調査の状況チェック	民間事業者に委託している認定調査の結果に対する点検を行います。	介護保険課
介護と医療情報との突合	給付実績の情報を活用した医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を引き続き実施します。	介護保険課
実地指導	保険者（市）が地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所へ行き、サービス内容の確認・指導を行います。	介護保険課
苦情への対応	利用者及び家族等からの苦情については、速やかに事実確認を行い、必要に応じて県等の関係機関と連携しながら介護保険サービス事業者に対して指導等を行います。	介護保険課

(3) 情報提供・相談体制の充実

施策の展開

地域包括支援センターをはじめとして、他の関係機関との連携強化を図り、高齢者に関する身近な相談窓口の強化や切れ目のない相談体制の充実を図ります。

また、各種行事や出前講座などの機会を積極的に使い、わかりやすい情報提供を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
地域包括支援センターにおける相談件数	902 件	930 件	960 件	990 件

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
地域包括支援センターの情報提供体制の充実	地域包括支援センターで介護保険制度のほか医療や福祉に関する幅広い分野の情報を収集し、センターの役割や活用方法も含め、分かりやすく利用者に提供します。	介護保険課
地域の組織や団体への情報提供	民生委員、老人クラブなど、地域で活動する組織や団体等への情報提供を強化します。	介護保険課
多様な情報媒体の活用	広報紙、ホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、情報提供の充実を図ります。	介護保険課

(4) 低所得者対策の推進

施策の展開

低所得者の方の負担を軽減するために、保険料多段階設定や、利用者負担が高額な方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費などにより軽減を実施します。

また低所得者に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療保険においても保険料、自己負担額の軽減を実施しています。

さらに低所得者対策として、生活困窮者の把握に努め、自立に向けた支援につなげます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (平成 28 年度実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
介護保険利用者負担金の支給者数	310 人	330 人	340 人	350 人

今後の取り組み

具体事業	取り組み内容	担当課
介護保険サービスの個人負担減免対策	震災や風水害、火災等で財産等に著しい損害を受けたり、世帯の生計維持者の死亡、長期入院、失業等により著しく収入が減少するなどの事情がある高齢者を対象に、介護保険サービスの利用料に関する個人負担の減免を図ります。	介護保険課
社会福祉法人等による利用者負担の軽減対策	生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、サービスの利用拡大を図ります。(法人が軽減の際に負担した軽減額の一部を市が助成します。)	介護保険課
利用者負担金助成事業	市民税非課税者を対象に、介護保険居宅サービスの利用者負担の一部を助成し、低所得者の負担軽減を図るとともに、サービスの利用拡大を図ります。	介護保険課

各事業数値目標一覧

(1) 基本方針

①地域包括ケアの推進体制の強化

具体事業	目標指標	現状値 (平成28年度 実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
地域包括ケアの推進体制づくり	地域包括支援センター連絡会議の開催数	12回	12回	12回	12回

②地域包括支援センター機能の充実

具体事業	目標指標	現状値 (平成28年度 実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
地域ケア会議の支援	各地域包括支援センターにおける地域ケア会議の開催数	3回	12回	12回	12回
総合相談支援事業	相談件数	902件	930件	960件	990件

(2) 方針1

①健康づくり・疾病予防の推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成28年度 実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
人間ドック受検	受検者数 (国民健康保険)	587人	660人	700人	740人
	受検者数 (後期高齢者 医療)	58人	80人	90人	100人
骨粗しょう症検診	受診率	1.6%*	10%	15%	20%
歯周疾患検診	受診率	6.4%*	11%	12%	13%

* 平成30年度から実施方法を変更します。

具体事業	目標指標	現状値 (平成28年度実績)	平成32年度 (2020年度) 目標値
各種がん検診	市で実施した各種がん検診の受診率	胃がんリスク検診 5.9% 前立腺がん検診 11.1% 肺がん検診 16.6% 大腸がん検診 10.9% 子宮がん検診 18.2% 乳がん検診 18.9%	50%* (国で定めた目標値)

* 職域における検診を含めた目標値のため、市で実施した受診率とは数値に差があります。

②介護予防の推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成28年度 実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
筋力アップ教室の開催	参加者数	2,200人	2,422人	2,462人	2,502人
サポーター養成講座の開催	受講者数	93人	100人	110人	120人
介護予防普及啓発事業(各種講座等の開催)	講座開催回数	33回	43回	48回	53回
地域介護予防活動支援事業	支援団体数	7団体	13団体	16団体	19団体
一般介護予防事業評価事業	評価団体数	0団体	5団体	5団体	5団体
いきいき教室の開催(地域リハビリテーション活動支援事業)	参加者数	281人	300人	310人	320人
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメント件数	1,712件	3,500件	3,600件	3,720件

③生きがいくりの推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成28年度 実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
市民総合大学の充実	市民総合大学(シニアコース)の受講者数	1,723人	1,600人	1,700人	1,800人
健康講座・介護予防講座の推進	受講者数	総合大学(シニア):1,723人 公民館:1,698人	総合大学(シニア):1,600人 公民館:2,000人	総合大学(シニア):1,700人 公民館:2,000人	総合大学(シニア):1,800人 公民館:2,000人
老人福祉センターの活用	利用者数	21,270人	21,500人	21,500人	21,500人

④社会参加の促進

具体事業	目標指標	現状値 (平成28年度 実績)	平成30年度 (2018年度) 目標値	平成31年度 (2019年度) 目標値	平成32年度 (2020年度) 目標値
シルバー人材センターの運営助成	会員数	467人	483人	491人	499人

(3) 方針 2

①在宅医療・介護連携の推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
地域包括支援センターの活用	在宅医療に関する相談件数	44 件	50 件	60 件	70 件

②認知症関連施策の充実

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
認知症サポーターの養成と活用	養成講座の受講者数	568 人	650 人	650 人	650 人
成年後見相談事業	相談件数	10 件	15 件	20 件	25 件
市民後見人の確保と育成	市民後見人候補者の登録数	7 人	10 人	15 人	20 人
成年後見センターの開設の検討	設置数	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所

(4) 方針 3

①生活支援サービスの体制整備

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
生活支援サービス協議体の設置	設置数	1 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
生活支援コーディネーターの配置	配置数	1 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

②在宅生活の支援

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
訪問介護(事業者指定)	事業所数	18	18	18	18
訪問型サービス A	事業所数	1	6	7	8
訪問型サービス B	実施団体数	0	1	2	3
訪問型サービス C	実施団体数	0	1	2	3
訪問型サービス D	実施団体数	0	1	2	4
通所介護(事業者指定)	事業所数	38	38	38	38
通所型サービス A	事業所数	0	6	7	8
通所型サービス B	実施団体数	0	4	8	12
通所型サービス C	実施団体数	0	1	2	3
栄養改善を目的とした配食	実施団体数	0	1	1	3

③家族介護者への支援

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
介護者リフレッシュ事業	参加者数	31 人	35 人	40 人	45 人

④支え合いの地域づくりの推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
介護予防・日常生活支援総合事業への高齢者の参加	実施団体数	0 団体	5 団体	10 団体	15 団体
高齢者による高齢者支援	生活支援サポーター登録者数	23 人	53 人	68 人	83 人
心配ごと相談事業	相談件数	79 件	80 件	85 件	90 件

(5) 方針 4

①多様な住まい方の支援

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
高齢者世帯等の優先 入居制度	利用世帯数	13 世帯	13 世帯	14 世帯	15 世帯

②高齢者にやさしいまちづくりの推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
公共交通機関におけ るバリアフリー・ユ ニバーサルデザイン 化の推進	民間路線バス・ デマンドバス・ シャトルバス の利用者数	784,497 人	789,600 人	792,200 人	794,800 人

③防犯・防災対策の推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
防災訓練の充実	防災訓練の実 施数	2 回	2 回	2 回	2 回
防災体制の整備	食料の備蓄数	30,000 食	45,000 食	45,000 食	45,000 食
	自主防災組織 率	94%	95%	96%	97%
避難行動要支援者制 度	避難行動要支 援者のうち、情 報提供に同意 した人の割合	-	10%	15%	20%
防犯対策	消費生活講座 の受講者数	1,331 人	1,400 人	1,500 人	1,600 人
交通安全教室の 開催	教室開催数	1 回	2 回	2 回	2 回

(6) 方針5

①介護保険サービス基盤の整備

サービス区分		平成 29 年度末	整備計画			平成 32 年度 (2020 年度) 末
			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	1	1			2
小規模多機能型居宅介護	事業所数	3	1			4
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	0				0
認知症対応型共同生活介護	事業所数	10		1		11
	ユニット数	17		2		19
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	1				1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	事業所数	2			1	3

②サービスの質の向上

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
ケアプランの確認指導	点検数	3 件	12 件	15 件	18 件
住宅改修等の点検	点検実施数	2 件	3 件	4 件	5 件
介護給付費通知	実施数	1 回	1 回	1 回	1 回
集団指導	実施数	1 回	1 回	1 回	1 回
研修の充実（窓口職員向け）	研修開催数	1 回	1 回	1 回	1 回
児玉郡市介護支援専門員連絡協議会の支援	研修開催数	4 回	4 回	4 回	4 回

③情報提供・相談体制の充実

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
地域包括支援センターの情報提供体制の充実	地域包括支援センターにおける相談件数	902 件	930 件	960 件	990 件

④低所得者対策の推進

具体事業	目標指標	現状値 (平成 28 年度 実績)	平成 30 年度 (2018 年度) 目標値	平成 31 年度 (2019 年度) 目標値	平成 32 年度 (2020 年度) 目標値
利用者負担金助成事業	介護保険利用者負担金の支給者数	310 人	330 人	340 人	350 人

(7) 老人福祉サービスの目標

老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」として、次のとおり老人福祉サービスの施設数等を見込みます。

		平成 29 年度末	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
養護老人ホーム ※近隣自治体へ養護 委託	施設数	0	0	0	0
	利用見込量	9 人	9 人	9 人	9 人
軽費老人ホーム (ケアハウス)	施設数	4	4	4	4
	入所定員	139 人	139 人	139 人	139 人
	利用見込量	133 人	135 人	137 人	139 人
生活支援ハウス	施設数	0	0	0	0
老人福祉センター	施設数	1	1	1	1
地域包括支援センター	施設数	4	4	4	4
在宅介護支援センター	施設数	6	6	6	6



第5章

介護保険給付・事業費等の見込み

1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ

第7期介護保険事業計画における介護保険給付・事業費等の見込量及び介護保険料については、厚生労働省により提供された、「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計しました。

また、推計に当たっては、県地域保健医療計画における在宅医療の整備目標と整合を図り、介護施設・在宅医療等の追加的需要を加味するとともに、介護保険サービスが利用できずやむを得ず離職する介護離職の防止に向け、国が試算したサービス見込量、計画期間中に予定されている消費税増税等による影響を踏まえて算定しました。

①介護保険事業の対象者数の推計

・被保険者数の推計

第1号被保険者数（65歳以上）・第2号被保険者数（40～64歳）について、平成30年度（2018年度）～32年度（2020年度）の推計を行いました。

・要介護（要支援）認定者数の推計

被保険者数に対する要介護（要支援）認定者数等（認定率）の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、平成30年度（2018年度）～32年度（2020年度）の要介護等認定者数を推計しました。



②介護保険サービス利用量・事業量の見込み

要介護（要支援）認定者数等の推計、施設・居住系サービスや地域密着型サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、介護保険サービス利用量・事業量を推計しました。



③介護保険事業費の見込み

予防給付、介護給付の各サービスについて1人当たりのサービス費用を基に総給付費を算出し、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費等の見込みを加え、介護保険事業に係る費用を推計しました。



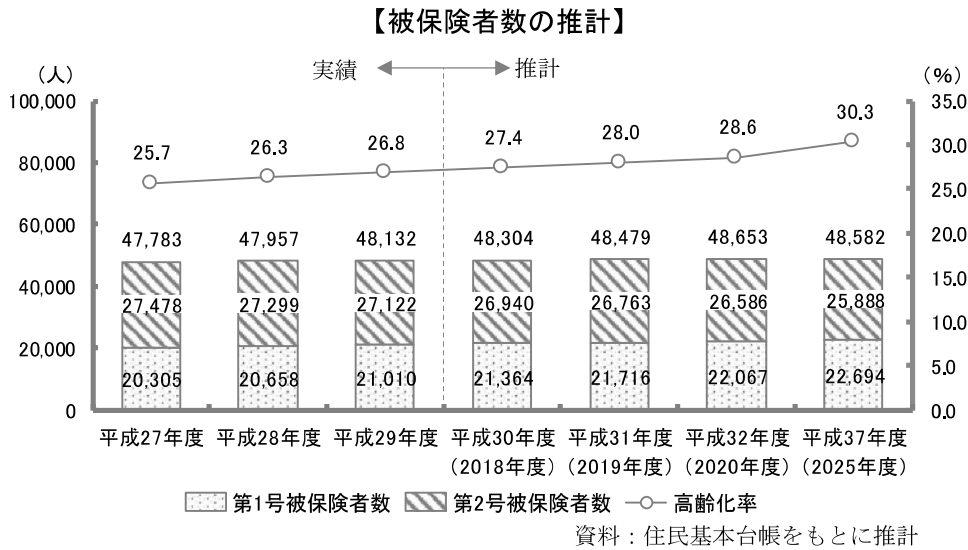
④第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険事業費や被保険者数の推計から第1号被保険者の介護保険料を算定しました。

2 介護保険事業の対象者数の推計

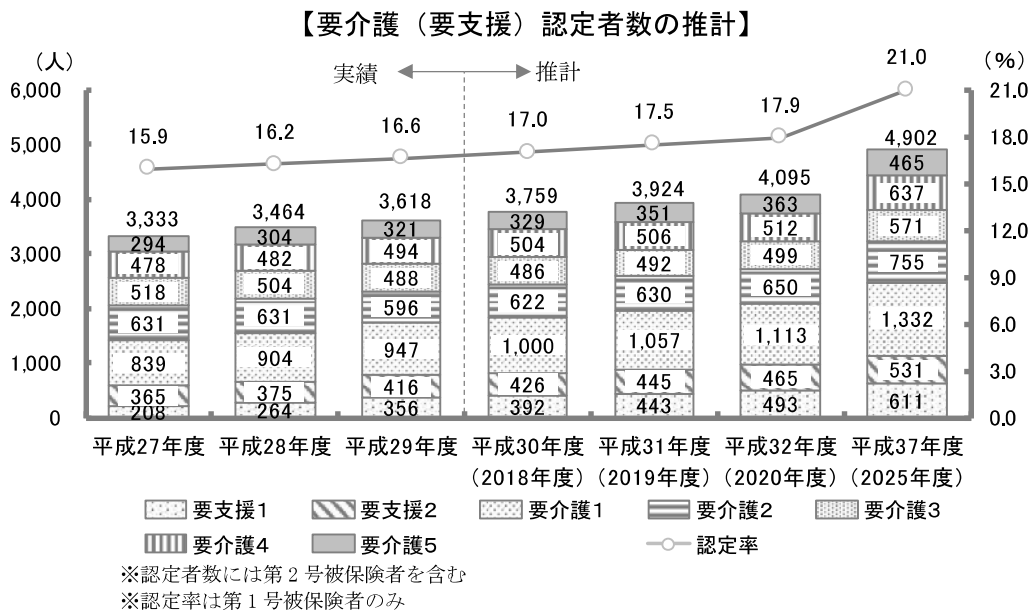
(1) 被保険者数の推計

推計によると、総人口の減少が続く一方、第1号被保険者数は増加の一途をたどり、平成32年度（2020年度）には被保険者数は22,067人、平成37年度（2025年度）には22,694人と予測されます。



(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

介護保険サービスの対象となる要介護（要支援）認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、一貫して増加傾向で推移していくものと見込まれます。



3 介護保険サービス利用量・事業量の見込み

厚生労働省により提供された「地域包括ケア見える化システム」を利用して、要介護（要支援）認定者数や介護保険給付の実績から第7期計画期間の介護保険サービスの見込量を推計しました。

(1) 介護予防給付

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護保険制度の改正により、本市では、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に移行されました。

【介護予防給付の実績と推計（1か月当たり）】

項目	単位	第6期			第7期			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
居宅介護予防サービス								
介護予防訪問介護								
人数（人）		119	47	1				
介護予防訪問入浴介護								
回数（回）		0	0	0	0	0	0	0
人数（人）		0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護								
回数（回）		11	35	113	136	154	171	195
人数（人）		2	6	15	18	20	22	24
介護予防訪問リハビリテーション								
回数（回）		1	8	38	46	46	47	72
人数（人）		0	1	2	2	2	2	3
介護予防居宅療養管理指導								
人数（人）		2	3	3	3	3	4	5
介護予防通所介護								
人数（人）		244	117	2				
介護予防通所リハビリテーション								
人数（人）		21	27	31	32	33	34	35
介護予防短期入所生活介護								
日数（日）		10	23	54	67	83	100	176
人数（人）		2	4	8	10	11	12	15
介護予防短期入所療養介護								
日数（日）		1	0	0	0	0	0	0
人数（人）		0	0	0	0	0	0	0

項目	単位	第6期			第7期			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
介護予防福祉用具貸与								
	人数(人)	88	110	142	161	185	211	257
特定介護予防福祉用具販売								
	人数(人)	5	4	3	4	5	5	6
介護予防住宅改修								
	人数(人)	3	4	6	5	7	8	10
介護予防特定施設入居者生活介護								
	人数(人)	1	2	1	2	2	2	3
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護								
	回数(回)	5	9	9	12	12	21	25
	人数(人)	1	1	1	2	2	3	4
介護予防小規模多機能型居宅介護								
	人数(人)	1	1	1	3	4	5	6
介護予防認知症対応型共同生活介護								
	人数(人)	0	0	0	1	2	2	4
介護予防支援								
	人数(人)	374	268	130	170	176	184	205

(2) 介護給付

【介護給付の実績と推計（1か月当たり）】

項目	単位	第6期			第7期			平成37年度 (2025年度)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
居宅サービス								
訪問介護								
	回数(回)	8,517	7,916	7,487	7,506	7,754	8,022	8,840
	人数(人)	445	428	405	418	425	433	453
訪問入浴介護								
	回数(回)	184	160	141	148	168	188	222
	人数(人)	36	33	27	28	31	34	38
訪問看護								
	回数(回)	662	1,040	1,434	1,519	1,626	1,738	2,054
	人数(人)	66	100	126	134	142	150	172
訪問リハビリテーション								
	回数(回)	510	527	459	502	536	580	651
	人数(人)	46	47	43	45	47	50	54
居宅療養管理指導								
	人数(人)	111	119	160	172	181	190	214
通所介護								
	回数(回)	12,695	10,526	10,992	11,742	12,423	13,158	17,393
	人数(人)	1,026	809	827	865	901	940	1,160
通所リハビリテーション								
	回数(回)	1,406	1,539	1,656	1,839	1,999	2,226	2,685
	人数(人)	173	197	214	238	260	288	354
短期入所生活介護								
	日数(日)	2,108	2,126	2,106	2,150	2,322	2,489	2,929
	人数(人)	160	162	164	171	186	202	236
短期入所療養介護								
	日数(日)	134	195	251	258	289	325	428
	人数(人)	16	21	24	25	28	31	39

項目	単位	第6期			第7期			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
福祉用具貸与								
	人数(人)	779	842	920	1,031	1,141	1,263	1,676
特定福祉用具販売								
	人数(人)	22	22	21	20	22	24	28
住宅改修								
	人数(人)	14	15	13	13	15	17	23
特定施設入居者生活介護								
	人数(人)	42	40	35	36	37	38	44
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護								
	人数(人)	1	15	26	30	34	40	50
夜間対応型訪問介護								
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護								
	回数(回)	247	270	243	273	293	313	368
	人数(人)	20	23	20	22	23	24	28
小規模多機能型居宅介護								
	人数(人)	22	27	26	34	39	45	54
認知症対応型共同生活介護								
	人数(人)	143	144	139	144	156	158	171
地域密着型特定施設入居者生活介護								
	人数(人)	28	27	26	26	30	33	40
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								
	人数(人)	54	58	57	58	58	58	87
看護小規模多機能型居宅介護								
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護								
	回数(回)		2,673	2,806	3,061	3,332	3,640	5,216
	人数(人)		288	300	323	348	375	476

項目	単位	第6期			第7期			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
施設サービス								
介護老人福祉施設								
	人数(人)	336	325	327	333	342	351	400
介護老人保健施設								
	人数(人)	182	183	195	195	197	200	230
介護医療院								
	人数(人)				1	2	4	18
介護療養型医療施設								
	人数(人)	12	12	11	12	10	6	
居宅介護支援								
	人数(人)	1,519	1,560	1,577	1,653	1,683	1,728	1,903

※人数は1月当たりの延べ人数の平均値。

4 介護保険事業費の見込み

第7期計画期間における各介護保険サービスにおける利用者数の見込みを踏まえ、給付費を推計しました。

(1) 介護予防給付費

【介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,788	7,639	8,506	9,647
介護予防訪問 リハビリテーション	1,538	1,552	1,565	2,408
介護予防居宅療養管理指導	395	395	483	637
介護予防通所 リハビリテーション	12,223	12,683	12,926	13,381
介護予防短期入所生活介護	4,450	5,549	6,692	11,732
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,313	9,575	10,946	13,381
特定介護予防福祉用具購入費	997	1,199	1,199	1,464
介護予防住宅改修	6,263	8,794	10,127	12,659
介護予防特定施設入居者生活 介護	1,997	1,998	1,998	2,996
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	845	855	1,749	1,768
介護予防小規模多機能型居宅 介護	958	959	959	959
介護予防認知症対応型共同生活 介護	2,115	4,232	4,232	8,463
(3) 介護予防支援	9,048	9,371	9,797	10,915
合計	55,930	64,801	71,179	90,410

(2) 介護給付費

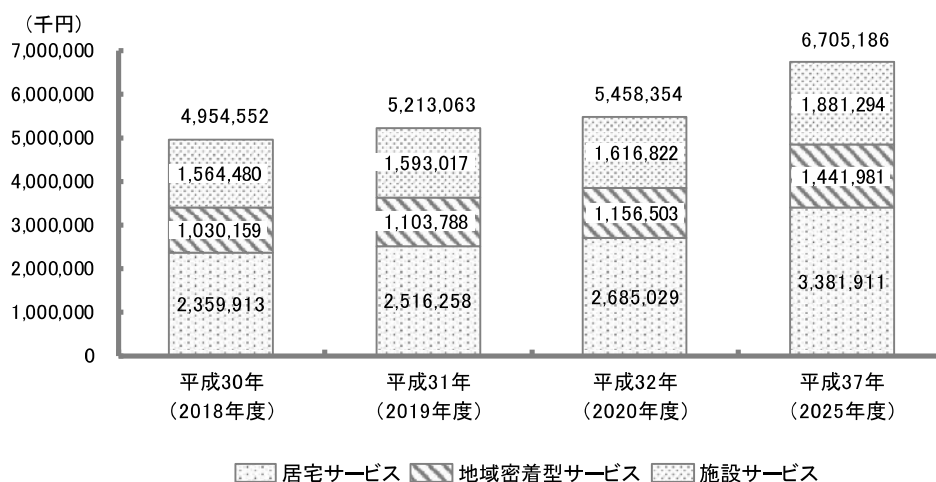
【居宅介護・地域密着型介護・施設介護サービス給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	218,733	226,079	233,905	258,764
訪問入浴介護	20,660	23,380	26,276	31,061
訪問看護	77,328	82,920	88,783	104,974
訪問リハビリテーション	16,957	18,110	19,590	21,992
居宅療養管理指導	19,227	20,196	21,156	23,766
通所介護	1,029,781	1,098,112	1,169,924	1,578,815
通所リハビリテーション	183,649	201,896	227,533	282,709
短期入所生活介護	205,007	222,042	237,680	283,032
短期入所療養介護（老健）	32,575	36,673	41,286	54,444
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	145,778	160,079	175,677	235,318
特定福祉用具購入費	5,772	6,579	7,089	8,408
住宅改修費	13,252	15,504	17,450	23,902
特定施設入居者生活介護	81,101	83,621	85,078	98,859
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48,712	49,512	59,351	74,265
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	31,396	33,833	36,229	42,570
小規模多機能型居宅介護	68,944	80,160	91,975	106,214
認知症対応型共同生活介護	413,060	447,781	453,599	490,913
地域密着型特定施設入居者生活介護	57,351	66,814	74,230	90,106
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	176,487	176,672	176,778	262,319
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	230,291	242,970	257,401	364,404
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	891,545	916,458	939,870	1,070,744
介護老人保健施設	612,480	618,819	628,256	722,897
介護医療院	2,741	9,044	19,478	87,653
介護療養型医療施設	57,714	48,696	29,218	
(4) 居宅介護支援	258,081	262,312	269,363	296,647
合計	4,898,622	5,148,262	5,387,175	6,614,776

(3) 介護保険事業費の見込み

【総給付費の見込み】



標準給付費とは、総給付費に、特定施設入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えたものです。標準給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険事業費は下表のとおりです。

【介護保険事業費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
標準給付費	5,272,825	5,606,485	5,934,115	7,286,995
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	4,951,803	5,271,189	5,584,585	6,859,989
特定入所者介護サービス費等給付額	199,720	207,638	215,868	262,183
高額介護サービス費等給付額	104,836	110,412	115,674	142,981
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,513	14,231	14,910	18,429
算定対象審査支払手数料	2,953	3,015	3,078	3,413
地域支援事業費	314,295	319,544	323,867	350,596
介護予防・日常生活支援総合事業費	164,252	169,301	173,624	197,957
包括的支援事業・任意事業費	150,043	150,243	150,243	152,639
介護保険事業費	5,587,120	5,926,029	6,257,982	7,637,591

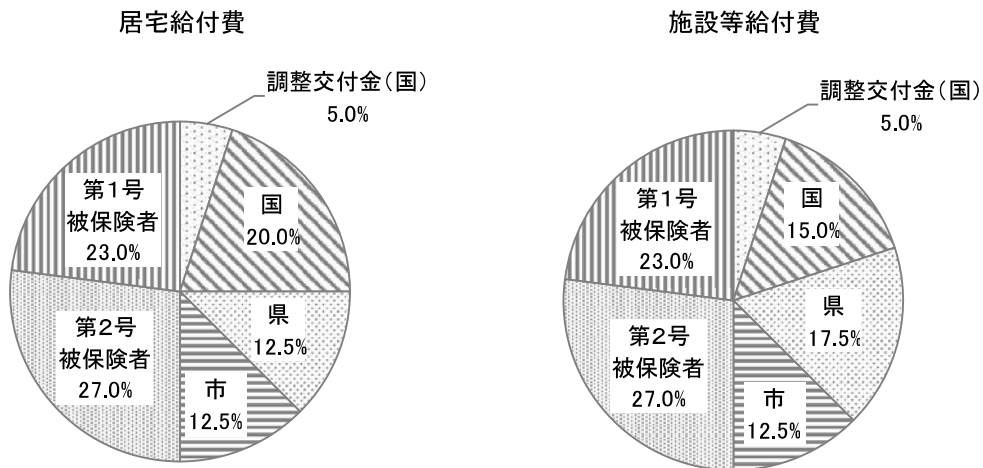
5 第1号被保険者の介護保険料の設定

(1) 介護保険の財源内訳

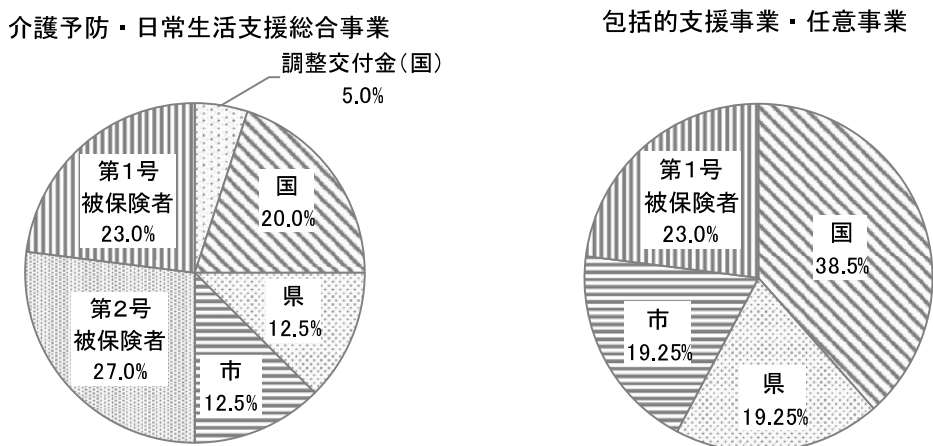
介護保険給付費は、50%を公費（国、県、市）、50%を保険料で負担します。第7期計画期間においては、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、23%になります。

地域支援事業の包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の負担がなく、77%を公費、23%を第1号被保険者の保険料による財源で構成されます。

【介護保険の財源構成】



【地域支援事業の財源構成】



(2) 所得段階別の人数

本市では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料段階とするため、13段階に分けて保険料段階を設定します。

所得段階別の被保険者数は以下のように見込まれます。

【所得段階別第1号被保険者数の推計】

所得段階	対象者	負担割合	被保険者数の推計（人）			
			平成30年 (2018年度)	平成31年 (2019年度)	平成32年 (2020年度)	合計
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.50	3,723	3,784	3,845	11,352
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人					
第2段階	市民税非課税世帯	基準額 ×0.75	1,383	1,406	1,429	4,218
第3段階		基準額 ×0.75	1,173	1,193	1,212	3,578
第4段階	市民税世帯	基準額 ×0.90	3,628	3,688	3,747	11,063
第5段階 (基準段階)	市民税非課税	基準額 ×1.00	2,794	2,840	2,886	8,520
第6段階		基準額 ×1.20	3,438	3,494	3,551	10,483
第7段階		基準額 ×1.30	2,642	2,685	2,729	8,056
第8段階		基準額 ×1.50	1,284	1,304	1,325	3,913
第9段階	市民税本人課税	基準額 ×1.60	530	539	548	1,617
第10段階		基準額 ×1.70	262	267	271	800
第11段階		基準額 ×1.80	133	135	137	405
第12段階		基準額 ×1.90	121	123	125	369
第13段階		基準額 ×2.00	253	258	262	773
合計			21,364	21,716	22,067	65,147
所得段階別加入割合補正後被保険者数			21,593	21,949	22,304	65,845

※所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正した人数。

(3) 第1号被保険者保険料

平成30年度から平成32年度の介護保険の運営に必要な費用（3年間分）や保険料段階別の被保険者数の推計から第1号被保険者の保険料基準額（月額）は下表のようになります。

項目	計算式	金額
①標準給付費見込額		16,813,424,645円
②地域支援事業費見込額		957,706,000円
③②のうち介護予防・日常生活支援総合事業費見込額		507,177,000円
④第1号被保険者負担相当額	$(①+②) \times 23\%$	4,087,360,048円
⑤調整交付金相当額	$(①+③) \times 5\%$	866,030,082円
⑥調整交付金見込額		633,363,000円
⑦財政安定化基金償還金		0円
⑧介護給付費準備基金取崩額		351,000,000円
⑨保険料収納必要額	$④+⑤-⑥+⑦-⑧$	3,969,027,131円
⑩保険料予定収納率		98.5%
⑪保険料賦課総額	$⑨ \div ⑩$	4,029,469,168円
⑫所得段階別加入割合補正後の被保険者数	各所得段階別見込み人数 ×各所得段階別の基準額に 対する割合	65,845人
⑬保険料基準額・月額	$⑪ \div ⑫ \div 12$ 月	5,100円

この結果、本市における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,100円とします。

※上記項目の説明

- ① 第7期計画期間中（3年間）の標準給付費の見込み（調整交付金対象）
- ② 第7期計画期間中（3年間）の地域支援事業費の見込み
- ③ ②のうち介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み（調整交付金対象）
- ④ ①標準給付費と②地域支援事業費を足した額に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算出
- ⑤ 調整交付金相当額（5%）を対象事業費から算出
- ⑥ 実際に交付が見込まれる調整交付金額
- ⑦ 財政安定化基金から借り入れを行っている場合の償還金額
- ⑧ 介護給付費準備基金から351,000千円を取り崩し、保険料の上昇を緩和
- ⑨ 介護保険料として収納しなければならない額を算出
- ⑩ 介護保険料収納率の見込み
- ⑪ 介護保険料収納必要額と予定収納率から保険料賦課総額を算出
- ⑫ 第1号被保険者の所得段階別の見込み人数から所得段階別の加入割合を勘案して被保険者数を補正
- ⑬ 保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後の被保険者数で除したものを、12月で除し保険料基準額（月額）を算出

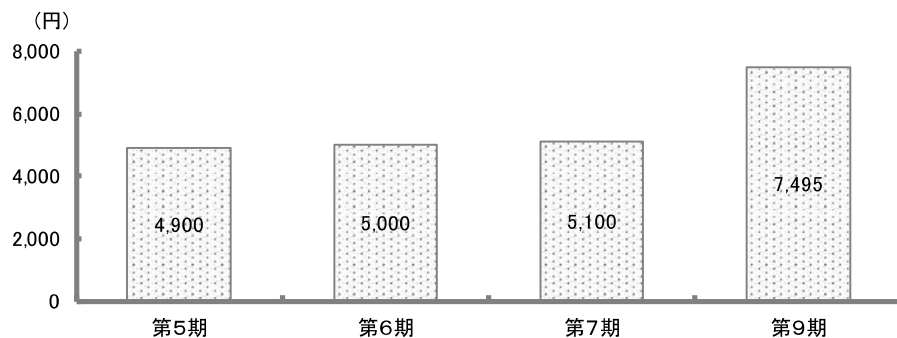
(4) 第1号被保険者の保険料の段階

13段階に細分化した保険料基準額を基に、所得段階別の介護保険料を算定すると、以下のとおりになります。

【所得段階別第1号被保険者介護保険料の見込み】

所得段階	対象者	負担割合	保険料 年額	
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.50	30,600円	
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人			
第2段階	市民税非課税世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75	45,900円	
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円超の人	基準額 ×0.75	45,900円	
第4段階	市民税課税世帯で 本人非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人	基準額 ×0.90	55,080円	
第5段階 (基準段階)	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超の人	基準額 ×1.00	61,200円 (月額5,100円)	
第6段階	市民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	73,440円
第7段階		合計所得金額が120万円以上万円未満の人	基準額 ×1.30	79,560円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.50	91,800円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.60	97,920円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.70	104,040円
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.80	110,160円
第12段階		合計所得金額が600万円以上の人	基準額 ×1.90	116,280円
第13段階		合計所得金額が800万円以上の人	基準額 ×2.00	122,400円

【第1号被保険者の保険料基準額（月額）の推移】





第 6 章

計画の推進体制

1 総合的な高齢者保健福祉施策を推進するための体制づくり

(1) 介護保険運営協議会の充実

本市では、介護保険事業の運営に関する課題に適切に対応するため、有識者、保健医療関係者・福祉関係者、被保険者、費用負担関係者で構成される「本庄市介護保険運営協議会」を設置しています。

協議会においては、介護保険サービスの利用状況や利用者からの相談、苦情内容等をもとに、事業運営上の課題やサービス提供状況の把握・評価を行い、課題解決に向けた協議を関係機関と行うなど、事業の円滑な運営に向けた取り組みを行います。

また、計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行うなど、介護保険事業運営の推進に向けて、介護保険運営協議会の充実を図ります。

(2) 関係機関相互の連携強化

保健・医療・福祉分野における関係者等で構成される「地域ケア会議」を各日常生活圏域に設置された地域包括支援センターごとに定期的を開催し、実務レベルでの事業の調整や情報交換、意見交換を活発化することにより情報の共有を図ります。

また、「本庄市地域包括支援センター運営協議会」など、関連する多様な組織間の連携を強化し、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者や家族のニーズに即した総合的かつ効果的な高齢者施策の展開が図れるよう体制の強化に努めます。

(3) 人材の育成

地域における保健福祉サービスの充実のために、必要なサービス従事者の人材の確保・定着・育成に向けた取組の推進を図るとともに、国や県等の関係機関とも連携し、研修機会の充実に努めます。

また、地域福祉の推進に不可欠なボランティアや住民組織等について、本庄市社会福祉協議会等における支援体制を強化するとともに、市の保健福祉サービスと連携した活動の実施に向けて、研修や指導に取り組みます。

(4) 医療・介護の連携と医療サービスの充実

在宅介護の充実をはじめとする施策の推進に向けて、医療と介護・福祉分野の連携を深めるための機会の充実を図ります。

本庄市児玉郡医師会や本庄市児玉郡歯科医師会等との連携を強化するとともに、在宅医療等推進協議会において、在宅医療を推進するための協議を行い、市民に必要な医療体制の確保や多職種による連携体制の整備、医療系の介護給付サービスの充実に努めていきます。

また、高齢者が気軽に相談し、自分の健康状態等を的確に把握できるよう、かかりつけ医をもつことを推進していきます

2 計画を推進するための役割分担

高齢者の健康・生きがいづくり、介助や見守り、そして高齢者を支える家族介護者への支援等、地域で暮らす高齢者を切れ目なく支える体制を構築するためには、行政における保健福祉サービスの充実とともに、高齢者本人をはじめ、家庭・地域社会、サービス事業者、関係機関・団体、企業、行政等がそれぞれの役割を担いつつ、連携して取り組むことが重要です。

本市の人材や施設といった地域資源を活かして、地域住民や組織がそれぞれ主体的に健康づくりや福祉に関わり、それぞれの役割分担のもと支え合いや助け合いによる地域包括ケア体制を推進します。

(1) 高齢者本人

- ・運動・食事・休養・心の安定・定期的な健康診断の受診など、若い頃から健康を心がけ、「自分の健康は自分でつくり、守る」という認識のもと、自ら健康づくりや介護予防に積極的に取り組む。
- ・地域での活動に積極的に参加し、地域における助け合いの推進に参画する。
- ・保健・医療・福祉サービス及び介護保険制度についての理解を深め、必要な時に的確に利用できるよう努める。

(2) 家庭・地域社会

- ・高齢者や障害のある人に対して、思いやりの心を育む家庭教育に努めるとともに、高齢者等が生きがいをもち、地域社会の一員となって生活できるよう支援する。
- ・防犯・防災対策、高齢者の閉じこもりや孤立の防止など、地域で見守りや支えあいの体制を築き、安全・安心な地域社会づくりを促進する。
- ・地域行事の充実、グループ活動の育成やあいさつ運動など、世代間交流の活発化に努める。

(3) サービス事業者

- ・利用者の人権や主体性、家族介護者等を尊重した良質なサービス提供に努める。
- ・スタッフの知識・技能の向上を図る研修等を行い、サービスの質の向上に努める。
- ・高齢者や障害のある人等、誰もが安全かつ快適に利用できる施設整備に努める。

(4) 関係機関・団体

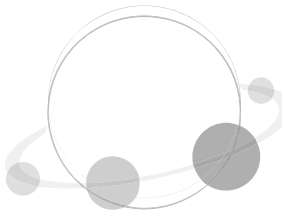
- ・老人クラブ等は、ボランティア活動や地域での助け合いに主体的に参加するとともに、交流活動や地域活動の推進とともに、健康づくりや介護予防を踏まえた活動に努める。
- ・民生委員は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市と家庭、援護等を必要とする高齢者等との調整役として努める。
- ・地域包括支援センター、在宅介護支援センター、本庄市社会福祉協議会など、高齢者やその家族等と接する機関は、相談体制や情報提供、コーディネート機能の強化に努める。
- ・地域包括支援センターは生活支援コーディネーターとの連携により、日常生活圏域ごとに、住民主体によるサービスの充実に努める。
- ・本庄市社会福祉協議会は、ボランティア活動の啓発・支援に努めるとともに、地域福祉活動の中心的役割を担い、地域に密着したきめ細かな活動を推進する。
- ・高齢者の支援や生きがい活動等に関わるNPOは、必要に応じて他のNPO等との連携を深め、効果的な地域活動を推進する。
- ・本庄市シルバー人材センターは、行政及び企業等との連携のもと、高齢者の就労機会の拡大を図るとともに、援護を必要とする高齢者等の多様なニーズに対し、家事援助をはじめ機動的な対応に努める。

(5) 企業

- ・介護休暇制度や家庭介護を支援する制度、ボランティア休暇制度等の導入により、従業員の介護負担の軽減や保健福祉分野での活動を支援するよう努める。
- ・職種拡大や条件緩和、雇用継続、再就職促進等による高齢者の雇用促進に努める。
- ・福祉活動への参加や保有施設の開放等、地域の一員として企業ぐるみで地域活動に積極的に取り組み、地域社会との交流に努める。
- ・家族を介護しながらも就労が継続できる職場環境づくりや家族介護者への配慮に努める。

(6) 行政

- ・市民ニーズに沿った保健・医療・福祉・介護施策の充実をはじめ、生きがい・就労・生涯学習・住宅・生活環境など、高齢者を支える施策を総合的に推進する。
- ・計画の目標を達成するために施設や人材等の基盤整備を推進するとともに、関係機関との連携や従事者の資質向上に努める。
- ・保健福祉サービスの周知を図り、利用意識の啓発に努める。
- ・ボランティア活動や市民による地域福祉活動を積極的に支援する。
- ・介護保険サービス事業者への指導・助言や事業の評価・検証や介護従事者等への研修を通じて、職場環境と介護保険サービスの質の向上を促進する。
- ・介護保険事業の円滑・適正な運営に努める。
- ・行政計画の策定や推進・評価にあたっては、各種協議会の検討などを通じ、市民の参画・協働の機会の拡充を図る。



資料編

1 中長期的な高齢者の状況の推移

(1) 人口・高齢者比率

① 高齢者人口の推移

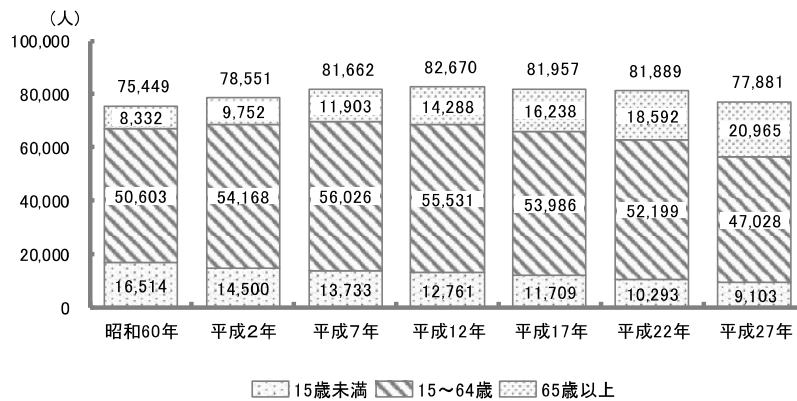
国勢調査によると、本市の総人口は、平成12年までは増加傾向にありましたが、その後、微減で推移し、平成27年は77,881人となっています。

65歳以上の人口は、昭和60年には8,332人でしたが、平成27年には20,965人と、約2.5倍になっています。

高齢化率（年齢不詳を除く総数に対する65歳以上の割合）の推移をみると、昭和60年には11.0%でしたが、平成27年には27.2%となっています。

高齢化率は、埼玉県平均よりも高く、全国平均と同程度で推移しています。

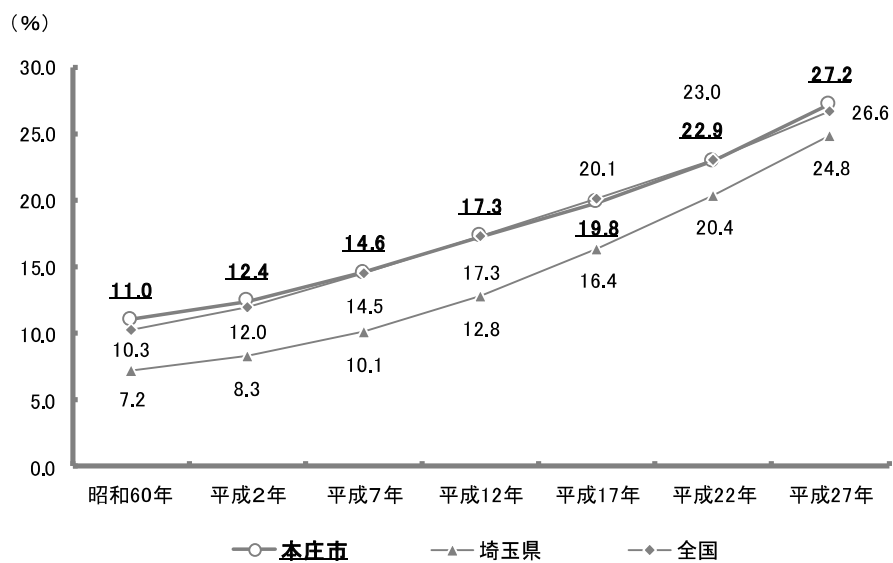
総人口の推移



※平成17年までは、旧本庄市と旧児玉町を合わせた値。以下同じ。
※総人口には年齢不詳を含むため、年齢区分別人口の合計値と異なるため、合計値（総人口）と一致しない場合がある。

資料：国勢調査

高齢化率の推移



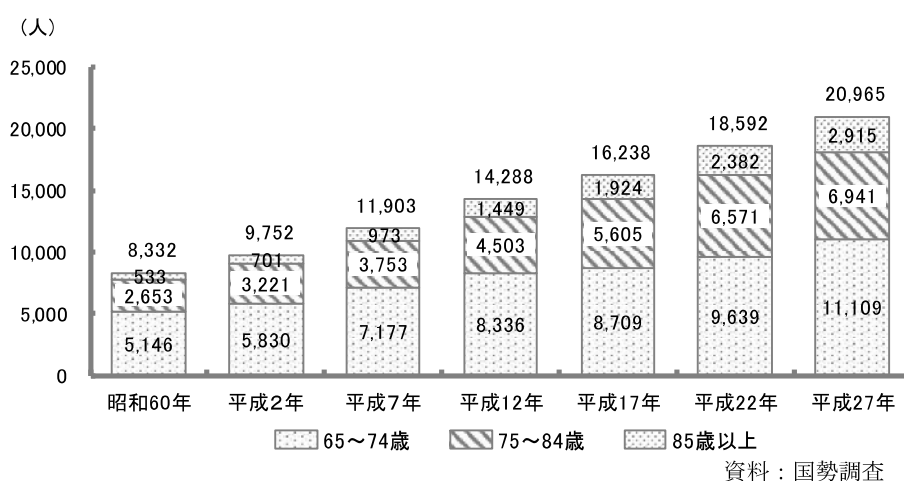
※年齢不詳を除く総数に対する比率。
資料：国勢調査

② 高齢者の年齢区分別人口の推移

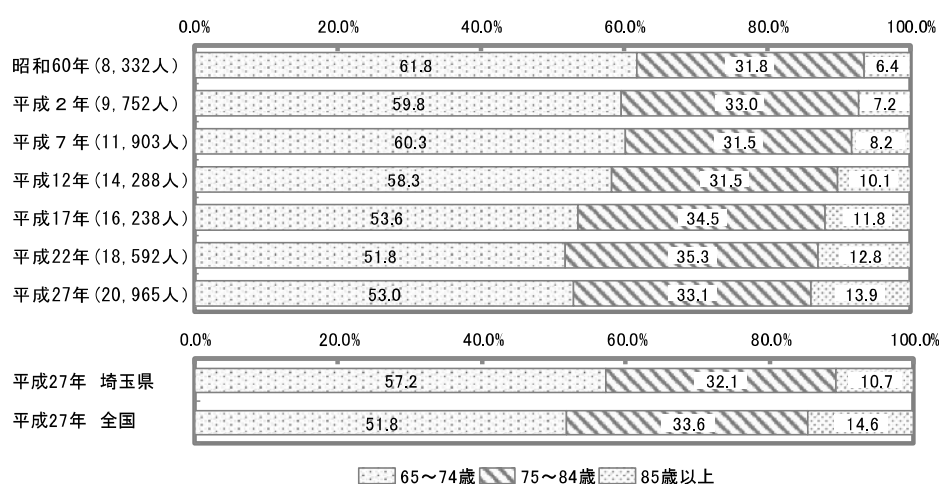
65歳以上の年齢3区分別人口をみると、昭和60年から平成27年までに「65～74歳」は約2.16倍、「75～84歳」は約2.62倍、「85歳以上」は約5.47倍となっています。また「85歳以上」の割合は、昭和60年は6.4%でしたが、平成27年には13.9%となっています。

年齢3区分別人口の割合は全国平均と同程度となっています。また、埼玉県平均と比較すると、「65～74歳」の割合が低く、後期高齢者（「75歳以上」）の割合が高くなっています。

65歳以上の年齢3区分別人口の推移



65歳以上の年齢3区分別人口割合の推移



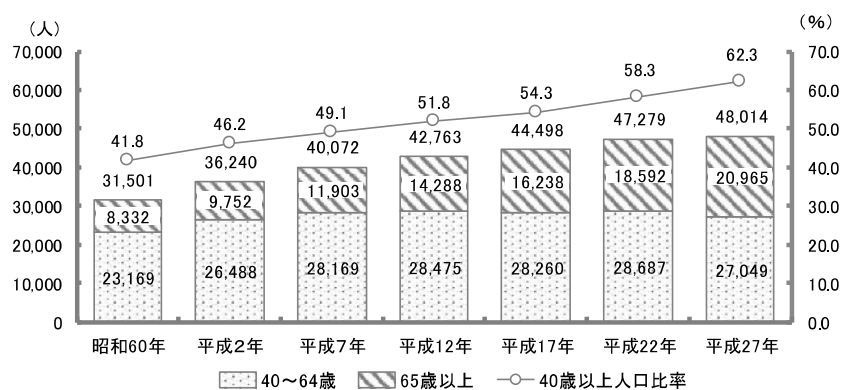
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合がある。
資料：国勢調査

③ 計画対象人口の推移

第2号被保険者を含めた計画対象人口（比率）は増加しており、昭和60年の31,501人（41.8%）から、平成27年には48,014人（62.3%）となっています。

第2号被保険者数（40～64歳の人口）は、平成7年以降横ばいで推移しています。

40歳以上人口の推移



※年齢不詳を除く総数に対する比率。

資料：国勢調査

(2) 将来人口

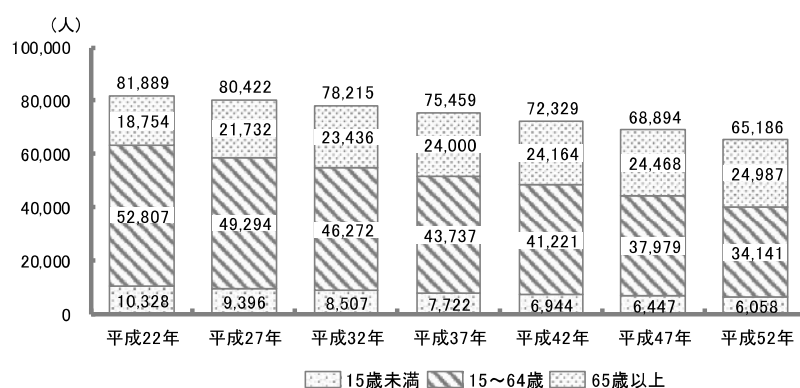
「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によると、総人口は減少する一方で、65歳以上人口は、増加が続くと推計されています。

平成27年現在の人口は80,422人で、平成37年には75,459人になると推計されています。

平成37年には、要介護のリスクが高くなる後期高齢者人口が前期高齢者人口を逆転すると推計されています。

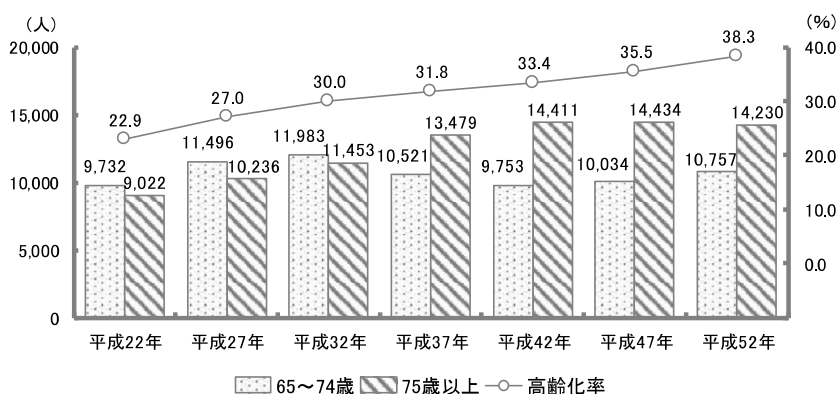
高齢化率は、平成32年には30%になり、その後も上昇すると推計されています。

年齢3区分別人口推計



※平成22年の年齢区分別人口は年齢不詳を補正した人口。国勢調査統計に基づく人口推計。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

前後期別高齢者人口と高齢化率の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 世帯の状況

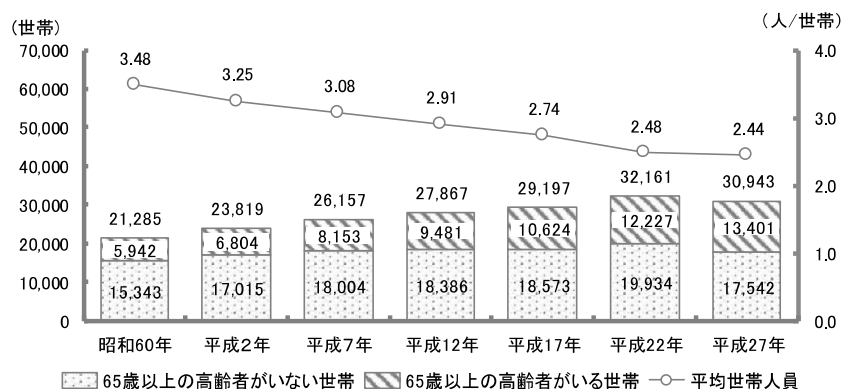
① 一般世帯数の推移

一般世帯数は、昭和60年の21,285世帯から平成27年の30,943世帯と、約1.5倍増加しています。

65歳以上の高齢者のいる一般世帯数は、昭和60年の5,942世帯から平成27年には13,401世帯となり、約2.3倍増加しています。

平均世帯人員は、昭和60年には3.48人でしたが、平成12年には3人を下回り、平成27年には2.44人となっています。

一般世帯数（2区分）と平均世帯人員の推移



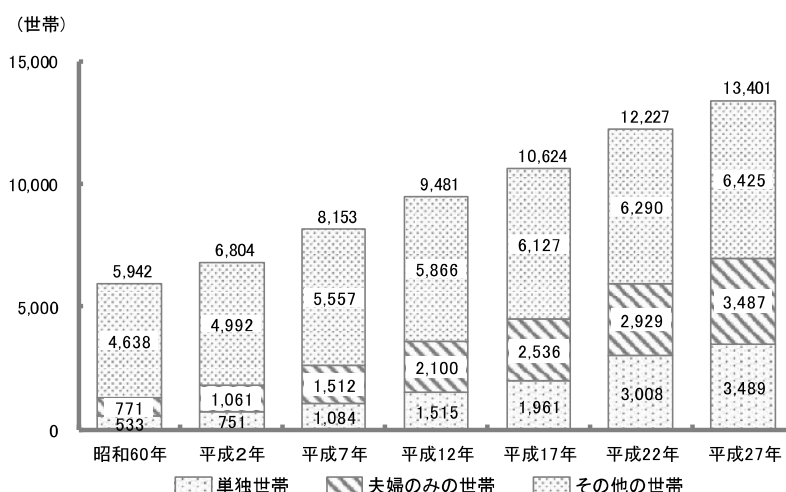
※一般世帯：世帯のうち、施設等の世帯（学生寮、病院、社会施設、自衛隊、矯正施設等）以外の世帯。
資料：国勢調査

② 家族類型別の推移

高齢者のいる一般世帯の家族類型別の推移をみると、「単独世帯」は、昭和60年には533世帯でしたが、平成27年には3,489世帯となり、約6.5倍に増加しています。また、「夫婦のみの世帯」は、771世帯から3,487世帯と約4.5倍となり、「その他の世帯」は4,638世帯から6,425世帯と約1.4倍に増加しています。なお、この間の高齢者のいる世帯は、約2.3倍に増加しています。

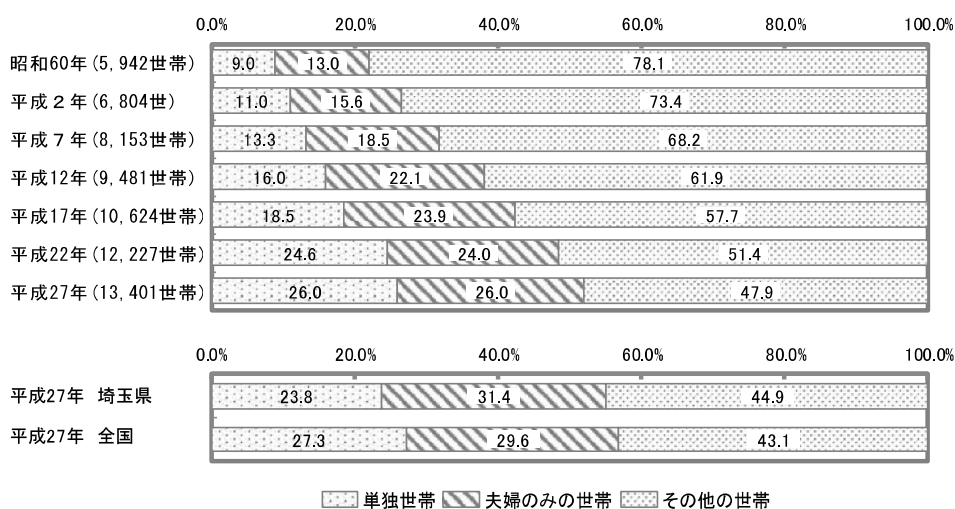
平成27年の「単独世帯」の割合は26.0%、「夫婦のみの世帯」の割合は26.0%となっています。埼玉県平均と比較すると「単独世帯」の割合が高く、「夫婦のみの世帯」の割合が低くなっています。

65歳以上の世帯員がいる世帯の家族類型別の世帯数の推移



資料：国勢調査

65歳以上の世帯員がいる世帯の家族類型別の割合（3区分）



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合がある。

資料：国勢調査

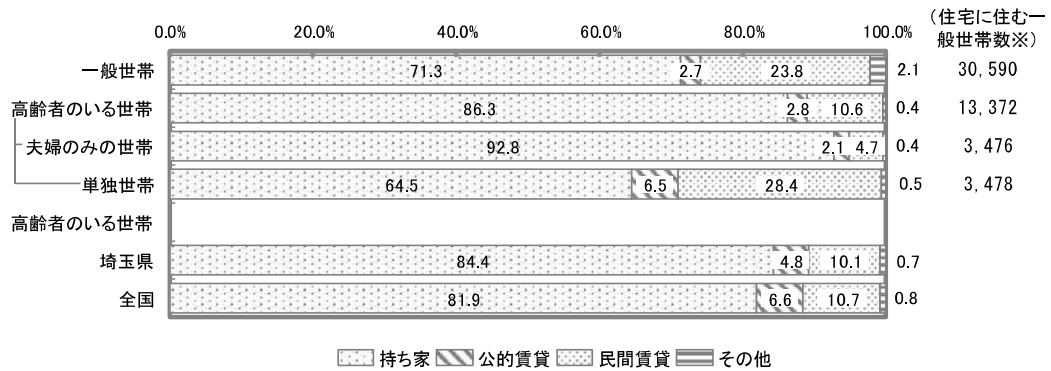
(4) 住宅の状況

65歳以上の高齢者のいる一般世帯の住宅の所有関係をみると、「持ち家」の割合が86.3%と、本市全体（一般世帯）と比べると高くなっています。

家族類型別にみると、「持ち家」の割合は「夫婦のみの世帯」では92.8%であるのに対し、「単独世帯」では64.5%と低く、「公的賃貸」「民間賃貸」を合わせた賃貸の割合は34.9%となっています。

高齢者のいる世帯の住宅の所有関係を、埼玉県、全国平均と比較すると、「持ち家」の割合がやや高くなっています。

65歳以上の高齢者のいる世帯における家族類型別・住宅の所有の関係(割合)



※単身用の寄宿舍・寮や住宅以外に居住する一般世帯を除くため、一般世帯総数と一致しない。
構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100にならない場合がある。

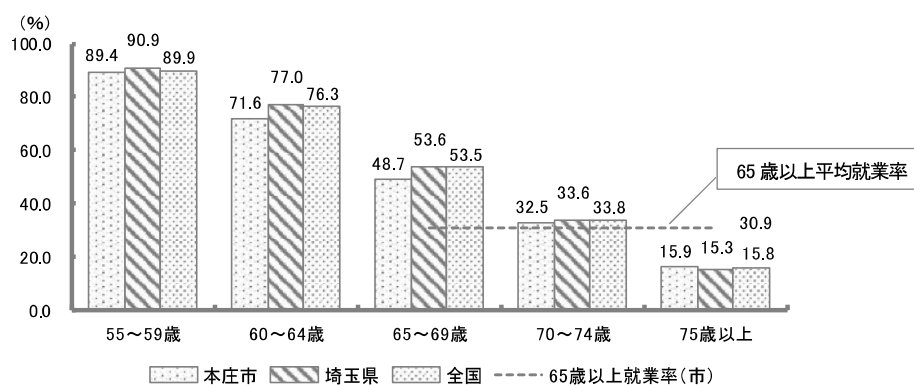
資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

(5) 就労状況

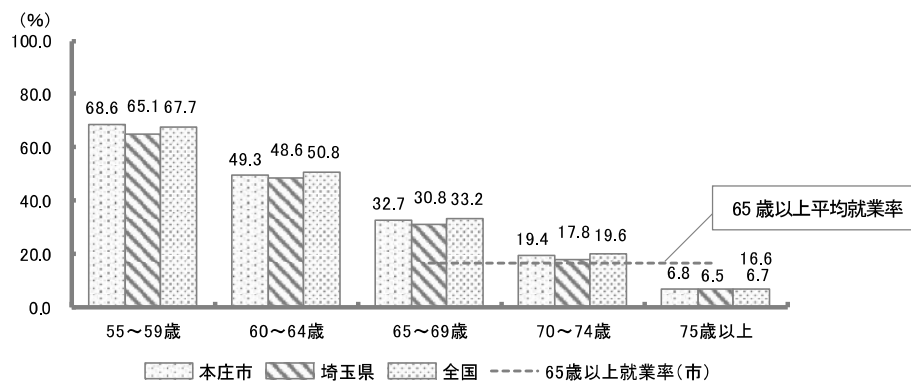
65歳以上の就業率をみると、男性は30.9%、女性は16.6%となっています。

年齢区分別にみると、「60～64歳」は男性の3人に2人、女性の2人に1人、「65～69歳」は男性の2人に1人、女性の3人に1人が働いています。また、「70～74歳」では就業率は低下するものの、男性の3人に1人、女性の5人に1人が働いています。

男性・年齢階層別 就業率



女性・年齢階層別 就業率



※労働力状態不詳を除く総数に対する比率。
資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

2 介護保険サービスの種類と概要

介護保険制度には、申請により要介護・要支援と認定された方が利用できる「介護（予防）サービス」があります。要支援と認定された方と基本チェックリストにより事業対象者と判定された方は「介護予防・日常生活支援総合事業」も利用できます。

また、介護保険サービスは、都道府県が指定を行うものと、市町村が指定などを行う「地域密着型サービス」「介護予防・日常生活支援総合事業」に分かれます。

地域密着型サービスは、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、当該市町村の住民が利用するサービスです。

	都道府県が指定・監督	市町村が指定・監督
介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎居宅介護予防サービス 【訪問サービス】 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ・介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス（ショートステイ）】 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 【その他】 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修 ◎居住系サービス ・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） ・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域密着型介護予防サービス 【通所サービス】 ・介護予防認知症対応型通所介護 【通い・訪問・泊まり】 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 【小規模な施設等】 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援（ケアプランの作成）
介護給付サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◎居宅サービス 【訪問サービス】 ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 【通所サービス】 ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア） 【短期入所サービス（ショートステイ）】 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 【その他】 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護住宅改修 ◎居住系サービス ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） ◎施設サービス ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院（平成30年度より） ・介護療養型医療施設（平成35年度末廃止予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域密着型サービス 【訪問サービス】 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【通所サービス】 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 【通い・訪問・泊まり】 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 【小規模な施設等】 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◎居宅介護支援（ケアプランの作成）

	都道府県が指定・監督	市町村が指定・監督
生活支援総合事業 介護予防・日常		◎介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス

■ケアプランの作成

サービス名	概要	要介護 1～5	要支援 1・2
居宅介護支援	介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整や、要介護者が介護保険施設への入所を希望した場合には介護保険施設への紹介などを行っています。 提供機関：居宅介護支援事業所	○	
介護予防支援	介護予防サービスの適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師などが、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行っています。 提供機関：地域包括支援センター		○

■居宅サービス

サービス名	概要	要介護 1～5	要支援 1・2
自宅を訪問してもらい利用する介護（予防）サービス			
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を受けられます。	○	
訪問看護	疾患などをかかえている人について、看護師に自宅を訪問してもらい療養上の世話や、診療の補助を受けられます。	○	○
訪問入浴介護	自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介護を受けられます。	○	○
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に自宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。	○	○
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに自宅を訪問してもらい、療養上の管理・指導を受けられます。	○	○
日帰りで利用する介護（予防）サービス			
通所介護（デイサービス）	通所介護施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。	○	
通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や医療機関等に通い、食事・入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。	○	○
短期間泊まって利用する介護（予防）サービス			
短期入所（ショートステイ）	○短期入所生活介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練を受けられます。 ○短期入所療養介護 老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活の支援や、機能訓練・医師の診療を受けられます。	○	○

サービス名	概要	要介護 1～5	要支援 1・2
福祉用具・住宅改修			
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。 ※要支援1・2及び要介護1の方は原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは利用できません。また、自動排泄処理装置は要介護4・5の方のみの利用となります。	○	○
福祉用具購入費の支給	排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合、費用額の9割又は8割が支給されます。年間10万円の費用額が上限となります。	○	○
住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用額の9割又は8割が支給されます。20万円の費用額が上限となります。	○	○

■福祉用具

項目	概要
福祉用具の購入	
腰掛便座	便器上に置くもの、起立補助のものなど
自動排泄処理装置の交換部品	尿を自動的に吸引するもの
入浴補助用具	入浴用いす、浴室用手すりなど
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式で工事が不要のもの
移動用リフトの吊り具の部分	福祉用具貸与のリフトに付属するもの
福祉用具の貸与	
車いす	自走用標準型、普通型電動、介助用標準型
車いす付属品	クッションや電動装置などの車いすで利用する付属品
特殊寝台	背部又は脚部が調整できるものなど
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレールなど特殊寝台にて使用する付属品
床ずれ防止用具	送風装置、空気マット、水圧全身マット
体位変換器	空気パッドを利用して容易に体位を変換できるもの
手すり	取付けに工事を伴わないものに限る
スロープ	段差解消のためのもので、工事の不要なもの
歩行器	歩行時に体重を支える機器で車輪や四脚のものなど
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ等
認知症老人徘徊感知機器	センサーで感知し通報するもの
移動用リフト	床走行式、固定式などで身体を吊り上げるもの
自動排泄処理装置	排尿中に便が出ても尿と一緒に吸引する装置

■住宅改修の対象となる工事

概要
<ul style="list-style-type: none"> ・廊下・階段・浴室などへの手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更 ・引き戸への扉の取り替えなど ・和式から洋式便器などへの便器の取り替え ・その他の住宅改修に付帯して必要となる改修

■施設・居住系サービス等

サービス名	概要	要介護 1～5	要支援 1・2
有料老人ホームや高齢者用住宅で利用する介護保険サービス			
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けられます。	○	○
施設等で利用する介護保険サービス			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話が受けられます。	○	
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰の支援が受けられます。	○	
介護医療院	「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。要介護者に「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。	○	
介護療養型医療施設	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。	○	

■地域密着型サービス

サービス名	概要	要介護 1～5	要支援 1・2
自宅に訪問してもらい利用する介護保険サービス			
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応をするサービスです。	○	
夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送るよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。	○	
日帰りで利用する介護保険サービス			
認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護サービスです。	○	○
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。サービス内容は居宅サービスの通所介護と同じです。	○	
在宅生活をまるごと支える介護保険サービス			
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせることで多機能なサービスが受けられます。	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせることで提供するサービスです。	○	
小規模な施設等で暮らしながら利用する介護保険サービス			
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。	○	○ (要支援 2のみ)
地域密着型介護老人福祉施設	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模(30人未満)となります。複数の小規模拠点(定員5名程度)が、地域内で分散して提供される場合もあります。	○	
地域密着型特定施設入居者生活介護	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模(30人未満)となります。	○	

■介護予防・日常生活支援総合事業

サービス名	概要	要介護 1～5	要支援 1・2
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス			
訪問型サービス	自立した生活を営むために、ホームヘルパーなどが調理、洗濯や掃除などの日常生活上の支援を行うサービスです。		○ (事業対象者も含む)
日帰りで利用する介護サービス			
通所型サービス	通所介護施設などで機能訓練をはじめとした支援を行います。		○ (事業対象者も含む)
地域で自立した日常生活を送るためのサービス			
生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食サービスや、高齢者の見守りなどを行います。		○ (事業対象者も含む)

3 用語解説

【あ行】

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、ボランティアなどの制度に基づかない援助などが挙げられます。

運動器

骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称をいいます。

NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

【か行】

介護保険サービス

介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいいます。

介護支援専門員

要介護（要支援）認定者からの介護保険サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職です。

介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにします。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことをさします。

基本チェックリスト

25項目の質問で構成され、チェックした項目から、「生活機能全般」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」のそれぞれにおけるリスクを判定するツールです。

ケアプラン（介護支援計画）

「いつ」「どこで」「どのようなサービスを」「なんのために」「だれが」「どの程度」「いつまで行うのか」など、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」です。

ケアマネジメント

介護を必要としている人やその家族が持つ問題やニーズに対して、医療や保健、福祉などの多様なサービスが効率的に提供されるよう適切な助言・援助を行うこと。

権利擁護

意思能力が十分でない高齢者や障害のある人が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護をすることなどです。

高齢化率

国連は 65 歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、他の先進諸国がおよそ 90～100 年で高齢社会（高齢化率 14%以上）に移行しているのに対して、我が国は 30 年ほどで移行しています。なお、高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が 7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。

高齢者虐待

高齢者に対し、心や体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うことをいいます。平成 18 年 4 月に施行された高齢者虐待防止法では、「身体的虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「経済的虐待」「性的虐待」を定義しています。

骨粗しょう症

骨の量（骨量）が減って骨が弱くなり、骨折しやすくなる病気です。

【さ行】

在宅医療

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称です。

事業対象者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

25 項目の質問で構成され「生活機能全般」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」のリスクを判定するための基本チェックリストを実施し、対象者と判定された方になります。

歯周疾患

歯肉炎や歯周炎など歯ぐきの病気の総称。40 歳以降で歯を失う原因の大半がこの歯周疾患によります。食生活や喫煙、歯磨き習慣等とも関係があり、生活習慣病のひとつとしてとらえられています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されています。地域住民ほか、民生委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

消費者被害

全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。

シルバー人材センター

一定地域における居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人です。

生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目してとらえ直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取り組みの一次予防を重視したものになっています。

成年後見制度

財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりする恐れのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行います。

【た行】

団塊の世代

第2次大戦後の昭和 22～24 年生まれのベビーブーム世代のことをいいます。堺屋太一氏が昭和 51 年に発表した小説『団塊の世代』に由来しています。団塊の世代は約 800 万人おり、平成 14～16 年の出生数約 340 万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、下記の掲げることなどを検討する会議です。

- ・医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- ・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- ・共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、更には介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括ケア

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することを目指すものです。今後は増加する認知症高齢者の生活を支えることも地域包括ケアの重要な役割となります。

地域包括支援センター

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として創設された機関で、高齢者への総合相談、介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待への対応など多様な機能をあわせもつ機関です。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、メタボリックシンドロームの該当者や予備群をいち早く見つけるための健診のことです。特定保健指導は、健診結果に応じて、本人が自らの健康状態を理解し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう、専門家（医師・保健師・管理栄養士）による生活習慣改善等のサポートを行います。

【に行】

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

認知症

脳の障害によって起こる病気で、変性型認知症と脳血管性認知症の大きく2つに分けられます。老化による機能の低下とは異なります。

認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのことをさします。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）です。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして認知症の人やその家族を支援する相談業務等役割を担います。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ります。

【は行】

バリアフリー化

障害のある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをしています。

フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。具体的には、医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度にもとづいておこなわれるサービス等が挙げられます。

【ま行】

民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などです。

【や行】

ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方を更に進めたもの。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

4 計画策定組織

(1) 本庄市介護保険条例（抜粋）

平成18年1月10日

条例第133号

第4章 介護保険運営協議会

(設置)

第11条 介護保険に関する事項について、調査及び審議するため、本庄市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 法第42条の2第5項、法第78条の2第6項、法第78条の4第5項等に規定する地域密着型サービスに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項

(意見具申)

第13条 協議会は、前条の規定により調査及び審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 協議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者
- (5) 費用負担関係者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第16条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第17条 協議会の庶務は、保健部において処理する。

(2) 本庄市介護保険運営協議会委員名簿

委員区分	選任基準	所属	氏名
第1号委員 識見を有する者 5名	市議会議員	本庄市議会	堀 口 伊代子
	市議会議員	本庄市議会	清 水 静 子
	自治会代表	本庄市自治会連合会	小 暮 孝 彦
	自治会代表	本庄市自治会連合会	茂 木 太美司
	民生・児童委員	本庄市民生・児童委員協議会	茂 木 秀 夫
第2号委員 保健医療関係者 3名	医師	(社)本庄市児玉郡医師会	清 水 由紀夫
	医師	(社)本庄市児玉郡医師会	高 橋 公 男
	歯科医師	本庄市児玉郡歯科医師会	飯 塚 能 成
第3号委員 福祉関係者 3名 (介護保険サービス事業者代表)	在宅サービス事業者	児玉郡市介護支援専門員連絡会	太 田 行 信
	在宅サービス事業者	本庄市社会福祉協議会	新 井 次 郎
	施設サービス事業者	特別養護老人ホーム安誠園	岡 芹 正 美
第4号委員 被保険者 3名	高齢者団体	本庄市老人クラブ連合会	須 藤 成 光
	公募(第1号被保険者)		日 向 一 正
	公募(第2号被保険者)		太 田 久 栄
第5号委員 費用負担関係者 1名	健康保険組合代表	沖電気工業(株) 北関東 総務部	松 下 睦

(3) 本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置規程

平成20年4月28日

訓令第7号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により市が定める本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、必要な事項を検討及び審議し、並びに関係各課等の調整を図るため、本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに変更に関すること。
- (2) 本庄市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況の確認並びに改善策の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部地域福祉課長を、副委員長は、保健部介護保険課長をもってこれに充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会は、第2条に掲げる事項の具体的な検討のため必要があるときは、ワーキンググループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループは、第3条に掲げる委員長、副委員長及び委員が所属する組織の構成員から、委員長が選任する者により構成する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課及び保健部介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表（第3条関係）

企画財政部企画課長	企画財政部財政課長	市民生活部危機管理課長	福祉部生活自立支援課長
福祉部障害福祉課長	保健部保険課長	保健部健康推進課長	経済環境部商工観光課長
児玉総合支所市民福祉課長	教育委員会生涯学習課長	教育委員会体育課長	

(4) 本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会委員名簿

(検討委員会)

	役職	職名	氏名
1	委員長	福祉部地域福祉課長	岡田 忠彦
2	副委員長	保健部介護保険課長	浅見 栄一
3	委員	企画財政部企画課長	笠原 栄作
4		企画財政部財政課長	塩原 秀一
5		市民生活部危機管理課長	金井 正男
6		福祉部生活自立支援課長	青木 光蔵
7		福祉部障害福祉課長	永尾 仁一
8		保健部保険課長	中田 啓一
9		保健部健康推進課長	岡野 美香
10		経済環境部商工観光課長	境野 淳
11		児玉総合支所市民福祉課長	杉山 茂俊
12		教育委員会生涯学習課長	加藤 久美子
13		教育委員会体育課長	堀口 滋

(ワーキンググループ)

	所属	職名	氏名
1	企画財政部企画課	主 査	船樹 亜弥子
2	企画財政部財政課	課長補佐	高柳 一美
3	市民生活部危機管理課	主 査	須賀 秀樹
4	福祉部地域福祉課	課長補佐	下垣 淳
5	福祉部生活自立支援課	主 査	鳥羽 美奈子
6	福祉部障害福祉課	主 査	福島 和孝
7	保健部保険課	課長補佐	丸山 仁
8	保健部健康推進課	主 査	田中 奈津子
9	保健部介護保険課	主 査	田島 光世
10	経済環境部商工観光課	主 査	鈴木 由子
11	児玉総合支所市民福祉課	課長補佐	五十嵐 世志雄
12	教育委員会生涯学習課	係 長	前川 昇
13	教育委員会体育課	課長補佐	山田 剛

開催期日	項目	主な内容
平成 28 年 11 月 22 日	平成 28 年度第 1 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	【審議・報告事項】 ・本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画について ・介護予防日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査について
平成 28 年 11 月 25 日	平成 28 年度第 2 回本庄市介護保険運営協議会	【審議・報告事項】 ・本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画について ・介護予防日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査について
平成 29 年 1 月 6 日～ 平成 29 年 1 月 20 日	介護予防日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査	【対象】 ・本庄市在住の要介護認定を受けていない高齢者及び在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている者から無作為抽出
平成 29 年 3 月 16 日	平成 28 年度第 2 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	【審議・報告事項】 ・「本庄市第 7 次高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」の事業評価について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の集計結果について
平成 29 年 3 月 28 日	平成 28 年度第 3 回本庄市介護保険運営協議会	【審議・報告事項】 ・「本庄市第 7 次高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」の事業評価について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の集計結果について
平成 29 年 5 月 9 日	平成 29 年度第 1 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ワーキンググループ会議	【審議・報告事項】 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画骨子案について ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する調査について
平成 29 年 5 月 15 日	平成 29 年度第 1 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	【審議・報告事項】 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画骨子案について ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する調査について
平成 29 年 5 月 23 日	平成 29 年度第 1 回本庄市介護保険運営協議会	【審議・報告事項】 ・「本庄市第 7 次高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」の事業評価について ・「本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」策定骨子案について ・関係団体ヒアリングについて

開催期日	項目	主な内容
平成 29 年 5 月 25 日 ～ 6 月 23 日	関係団体ヒアリング調査の実施	【ヒアリング対象団体】 ・地域包括支援センター ・民生委員児童委員 ・NPO法人、ボランティア団体 ・本庄市社会福祉協議会 ・本庄市シルバー人材センター ・老人クラブ連合会 ・介護保険サービス事業所
平成 29 年 8 月 9 日	平成 29 年度第 2 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ワーキンググループ会議	【審議・報告事項】 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画素案について
平成 29 年 8 月 17 日	平成 29 年度第 2 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	【審議・報告事項】 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画素案について
平成 29 年 8 月 23 日	平成 29 年度第 2 回本庄市介護保険運営協議会	【審議・報告事項】 ・本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の策定について
平成 29 年 10 月 16 日	平成 29 年度第 3 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ワーキンググループ会議	【審議・報告事項】 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画素案について ・パブリックコメントの実施について
平成 29 年 10 月 17 日	平成 29 年度第 3 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	【審議・報告事項】 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画素案について ・パブリックコメントの実施について
平成 29 年 10 月 25 日	平成 29 年度第 3 回本庄市介護保険運営協議会	【審議・報告事項】 ・本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
平成 29 年 12 月 4 日 ～平成 30 年 1 月 4 日	パブリックコメントの実施	【閲覧場所等】 ・本庄市役所、児玉総合支所、はにぼんプラザ、図書館（本館・分館） ・市ホームページ
平成 30 年 1 月 18 日	平成 29 年度第 4 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ワーキンググループ会議	【審議・報告事項】 ・本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果について
平成 30 年 1 月 22 日	平成 29 年度第 4 回本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	【審議・報告事項】 ・本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果について
平成 30 年 1 月 30 日	平成 29 年度第 4 回本庄市介護保険運営協議会	【審議・報告事項】 ・本庄市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果について

本庄市第8次高齢者保健福祉計画 及び第7期介護保険事業計画

発行日：平成30年3月

発行：埼玉県本庄市

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

Tel：(0495) 25-1111

Fax：(0495) 23-1963

企画・編集：本庄市福祉部地域福祉課
保健部介護保険課

平成 30 年 2 月 9 日

本庄市長 吉 田 信 解 様

本庄市介護保険運営協議会
副会長 高 橋 公 男

答 申 書 (案)

我が国では、世界に例を見ないスピードで高齢化が進み、本市においても現在、人口に占める 65 歳以上の割合は 27% に達し、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年には、30% を超える見込みです。このような状況のもと、今後さらに医療や介護を必要とする高齢者の増加が予測されるため、介護保険給付や医療費などの社会保障費の増大が懸念されています。

本庄市介護保険運営協議会は、平成 30 年度～平成 32 年度を計画期間とする第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の策定にあたり、2025 年を見据え、高齢者福祉及び介護保険事業の安定的な運営など様々な課題に対応していくため、予防・医療・生活支援・住まい・介護の 5 つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・深化を目指し検討を重ねてきたところです。

平成 27 年度から平成 29 年度の第 6 期介護保険事業計画期間における介護保険サービスの利用実績や保険給付等の推移を検討し、本市における高齢者を取り巻く状況やアンケート調査等の結果を加味しつつ、平成 30 年 4 月以降実施される介護保険制度の改正等を踏まえて慎重に審議を行ってきた結果、第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画案を別紙のとおり答申します。

地域密着型サービス利用状況一覧(H30.1.1現在)

○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入居者数(人)	本庄市民(人)	本庄市外(人)
グループホーム やまぶき	朝日町1-14-3	9	9	9	0
トマト村	北堀1939	18	16	16	0
しゃくなげ荘	前原2-2-3	18	18	15	3
グループホーム ノエル本庄	小島1-1-34	9	7	6	1
グループホーム ゆうあい本庄	見福3-8-9	18	15	15	0
グループホーム 元気村	田中105-1	9	9	7	2
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	18	17	15	2
グループホーム まごころ	西富田653-1	18	18	17	1
グループホーム 四季の丘	児玉町飯倉170-3	18	18	18	0
グループホーム 紙ふうせん	今井1325-1	18	12	11	1
合計		153	139	129	10

グループホーム入居状況について (本庄市民が本庄市外の施設を利用)	事業所数	入居者数(人)
	5	9

○地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入所者数(人)
特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	29	27
特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	北堀779-3	29	29

○地域密着型特定施設入居者生活介護(ケアハウス)

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

事業所名	所在地	定員(人)	入居者数(人)
ケアハウス グリーンピース	栗崎105-1	29	28

○小規模多機能型居宅介護(H29.11利用分)

施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスが受けられます。

事業所名	所在地	利用者数
しゃくなげ荘	前原2-2-33	11
多機能ホームノエルこだま	児玉町上真下350-1	15

○認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

事業所名	所在地	定員
デイサービスセンター ジャム	西五十子446-15	12
デイサービスセンター やまぶき	朝日町1-14-3	3
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	3

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護職員が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

事業所名	所在地	利用者数
蛍ヶアセンター	西五十子634-3	22

○地域密着型通所介護(H28.4.1～)

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

事業所名	所在地	利用定員
むさしのデイサービスセンター	児玉町飯倉166	17
デイサービスセンター ファミリーエイド	朝日町3-9-10	10
若泉公園デイサービスセンター	若泉2-2-43	15
アップルデイサービスセンター	小島6-8-3	10
通所介護事業所 スペースゆう	本庄3-9-22	10
GENKINEXT 本庄けや木	けや木3-24-27	10
デイサービス いこい	東台3-5-40	10
くるみデイサービス	小島3-16-26	13
デイサービス メープル	日の出2-5-8	10
優和の里 (休止中)	児玉町宮内1383	10
GENKINEXT 本庄児玉	児玉町児玉2497-1	10
アップルこだまデイサービスセンター	児玉町児玉南2-11-6	10
デイサービスしんせい	児玉町児玉1070	10
リハプライド本庄	けや木3-25-6	18
デイサービス桜花乃里みちるの家	見福2-1-18	10
アジアリゾートスパ デイサービスアイル	本庄2-5-6	10
デイサービス 縁	児玉町金屋147-1	10
デイサービスセンター さち (休止中)	堀田1011	10

地域密着型通所介護利用状況について (本庄市民が本庄市外の施設を利用※みなし指定を除く)	事業所数	利用者数(人)
	1	2

地域密着型サービス事業所指定・更新状況

○指定更新

番号	更新期限	指定年月日	所在市町村	事業所名	事業所所在地	サービス区分	備考
1	H29.11.30	H29.12.1	本庄市	GENKI NEXT 本庄けや木	本庄市けや木3丁目24番27号	地域密着型通所介護	
2	H29.12.31	H30.1.1	本庄市	デイサービス いこい	本庄市東台3丁目5番40号	地域密着型通所介護	

○管外被保険者受け入れ

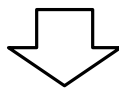
番号	協議年月日	同意年月日	保険者名	事業所名	事業所所在地	サービス区分	備考
1	H29.11.1	H29.11.1	神川町	デイサービス 縁	本庄市児玉町金屋147番地1	地域密着型通所介護	要支援→要介護

第7期介護保険事業計画における介護保険料の設定について

1. 介護保険料推計

第7期介護保険事業計画期間（平成30～32年度）における介護保険給付・事業費等の見込量及び介護保険料については、厚生労働省により提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して介護保険料を推計しました。

介護保険事業費（3年間）	177億7千7百万円
1号被保険者負担分（23%）	43億2千 万円
保険料賦課総額（予定収納率98.5%）	43億8千6百万円
介護保険料基準額（月額）	5,551円

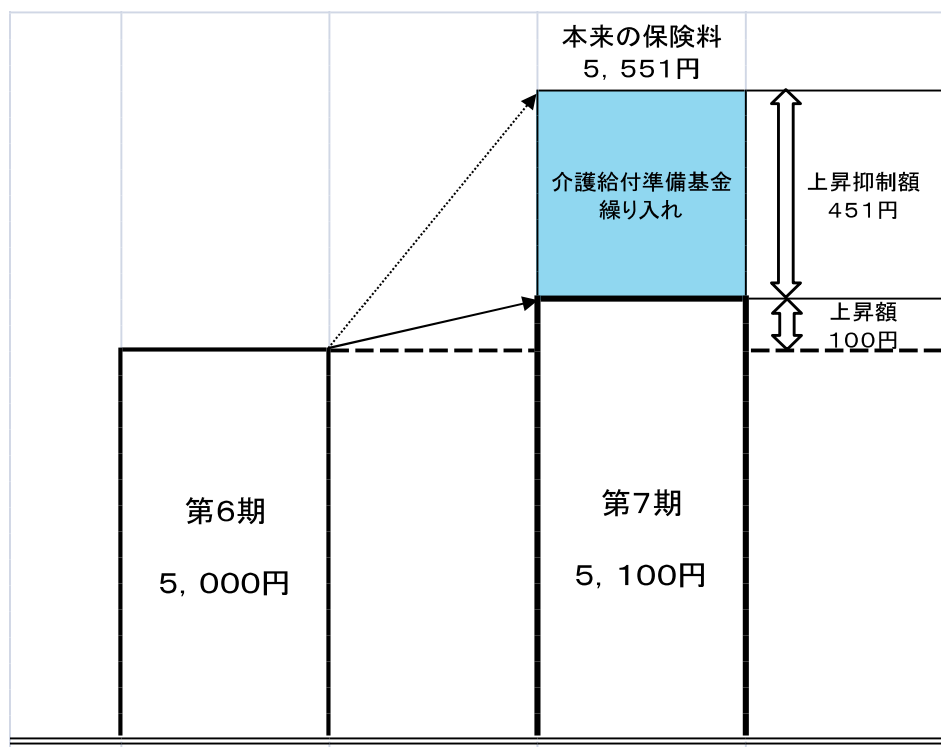


2. 介護保険料の上昇を抑制

本市の介護保険給付準備基金には約4億2千万円の積み立てがあるため、3億5千万円を充当して保険料の上昇を抑え、基準額（月額）5,100円とすることが適当です。

【参考】

基金取崩額	取崩割合	保険料基準額(月額)
4億2千万円	100.0%	5,011円
4億円	95.2%	5,037円
3億5千万円	83.6%	5,100円
3億円	71.4%	5,165円
2億円	47.6%	5,294円



介護保険事業の見込量推計と介護保険料設定の流れ

①被保険者数の推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1号被保険者数	20,305	20,658	21,010	21,364	21,716	22,067

②要介護（支援）認定者数の推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総数(第2号被保険者含む)	3,333	3,464	3,618	3,759	3,924	4,095

③介護保険サービス利用量・事業量の見込み

要介護（要支援）認定者数等の推計、施設・居住系サービスや地域密着型サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、介護保険サービス利用量・事業量を推計

④介護保険事業費の見込み

予防給付、介護給付の各サービスについて1人当たりのサービス費用を基に総給付費を算出し、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費等の見込みを加え、介護保険事業に係る費用を推計

	合計	第7期		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付費見込額(A)	16,813,424,645	5,272,824,569	5,606,485,425	5,934,114,651
地域支援事業費(B)	957,706,000	314,295,000	319,544,000	323,867,000
介護保険事業費(A)+(B)	17,771,130,645	5,587,119,569	5,926,029,425	6,257,981,651

⑤第1号被保険者の介護保険料の設定

平成30～32年度の介護保険の運営に必要な費用（3年間分）や保険料段階別の被保険者数の推計から第1号被保険者の介護保険料基準額を設定

項目	計算式	金額
①標準給付費見込額		16,813,424,645円
②地域支援事業費見込額		957,706,000円
③②のうち介護予防・日常生活支援総合事業費見込額		507,177,000円
④第1号被保険者負担分相当額	$(①+②) \times 23\%$	4,087,360,048円
⑤調整交付金相当額	$(①+③) \times 5\%$	866,030,082円
⑥調整交付金見込額		633,363,000円
⑦財政安定化基金償還金		0円
⑧介護給付費準備基金取崩額		351,000,000円
⑨保険料収納必要額	$④+⑤-⑥+⑦-⑧$	3,969,027,131円
⑩保険料予定収納率		98.5%
⑪保険料賦課総額	$⑨ \div ⑩$	4,029,469,168円
⑫所得段階加入割合補正後の被保険者数	各所得段階別見込み人数×各所得段階別の基準額に対する割合	65,845人
⑬保険料基準額(月額)	$⑪ \div ⑫ \div 12$	5,100円

※上記項目の説明

- ① 第7期計画期間中（3年間）の標準給付費の見込み（調整交付金対象）
- ② 第7期計画期間中（3年間）の地域支援事業費の見込み
- ③ ②のうち介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み（調整交付金対象）
- ④ ①標準給付費と②地域支援事業費を足した額に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算出
- ⑤ 調整交付金相当額（5%）を対象事業費から算出
- ⑥ 実際に交付が見込まれる調整交付金額
- ⑦ 財政安定化基金から借り入れを行っている場合の償還金額
- ⑧ 介護給付費準備基金から351,000千円を取り崩し、保険料の上昇を緩和
- ⑨ 介護保険料として収納しなければならない額を算出
- ⑩ 介護保険料収納率の見込み
- ⑪ 介護保険料収納必要額と予定収納率から保険料賦課総額を算出
- ⑫ 第1号被保険者の所得段階別の見込み人数から所得段階別の加入割合を勘案して被保険者数を補正
- ⑬ 保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後の被保険者数で除したものを、12で除し保険料基準額（月額）を算出します。

【所得段階別 第1号被保険者の介護保険料】

所得段階	対象者		第7期		
			負担割合	保険料(円/月額)	
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.50	2,550	
	市民税非課 税世帯	高齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120 万円以下		基準額 ×0.75	3,825		
課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超		基準額 ×0.75	3,825		
第4段階	市民税課税 世帯で本人 非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		基準額 ×0.90	4,590
第5段階 (基準額)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超		基準額 ×1.00	5,100
第6段階	市民税本人 課税	合計所得金額の合計が120万円未満		基準額 ×1.20	6,120
第7段階		合計所得金額の合計が120万円以上200万円未満		基準額 ×1.30	6,630
第8段階		合計所得金額の合計が200万円以上300万円未満		基準額 ×1.50	7,650
第9段階		合計所得金額の合計が300万円以上400万円未満		基準額 ×1.60	8,160
第10段階		合計所得金額の合計が400万円以上500万円未満		基準額 ×1.70	8,670
第11段階		合計所得金額の合計が500万円以上600万円未満		基準額 ×1.80	9,180
第12段階		合計所得金額の合計が600万円以上800万円未満		基準額 ×1.90	9,690
第13段階	合計所得金額の合計が800万円以上		基準額 ×2.00	10,200	

介護保険料の所得段階の変更（14段階から13段階へ：基準所得金額の改正に伴う変更）

第 6 期				第 7 期					
所得段階	対象者		負担割合	保険料 (円/月額)	所得段階	対象者		負担割合	保険料 (円/月額)
第7段階	市民税 本人課税	合計所得金額の合計が120万円以上 190万円未満	基準額 × 1.30	6,500	第7段階	合計所得金額の合計が120万円以上 200万円未満	基準額 × 1.30	6,630	
第8段階		合計所得金額の合計が190万円以上 290万円未満	基準額 × 1.50	7,500	第8段階		合計所得金額の合計が200万円以上 300万円未満	基準額 × 1.50	7,650
第9段階		合計所得金額の合計が290万円以上 300万円未満	基準額 × 1.50	7,500					

※基準所得金額の改正箇所

- ・第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- ・第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 200万円
- ・第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 300万円